

第百二十八回国会  
衆議院

政治改革に関する調査特別委員会議録 第九号

平成五年十月二十六日(火曜日)  
午前十一時一分開議

出席委員

委員長 石井 一君

理事 大島 理森君  
理事 野田 毅君  
理事 左近 正男君  
理事 榎藤 恒夫君  
理事 石破 茂君  
理事 齊藤斗志二君  
理事 自見庄三郎君  
理事 白川 勝彦君  
理事 西岡 武夫君  
理事 葉梨 信行君  
理事 穂積 良行君  
理事 増子 輝彦君  
理事 山本 有二君  
理事 川島 實君  
理事 堀込 征雄君  
理事 大谷 忠雄君  
理事 広野ただし君  
理事 宮本 一三君  
理事 吉田 公一君  
理事 太田 昭宏君  
理事 東 順治君  
理事 茂木 敏充君  
理事 川端 達夫君  
理事 正森 成二君

理事 北川 正恭君  
理事 保岡 興治君  
理事 前田 武志君  
理事 三原 朝彦君  
理事 金田 英行君  
理事 笹川 堯君  
理事 七条 明君  
理事 津島 雄二君  
理事 額賀福志郎君  
理事 蓮実 進君  
理事 細田 博之君  
理事 山本 拓君  
理事 大島 章宏君  
理事 小林 守君  
理事 三野 優美君  
理事 岡田 克也君  
理事 吹田 愷君  
理事 山本 幸三君  
理事 赤松 正雄君  
理事 日笠 勝之君  
理事 前原 誠司君  
理事 築瀬 進君  
理事 柳田 稔君  
理事 松本 善明君

出席国務大臣

外務大臣 羽田 孜君  
郵政大臣 神崎 武法君  
建設大臣 五十嵐広三君  
自治大臣 佐藤 観樹君  
内閣官房長官 武村 正義君

出席政府委員

国務大臣 山花 貞夫君

国土庁地方振興局長 秋本 敏文君  
国税庁課税部長 若林 勝三君  
郵政省放送行政局長 江川 晃正君  
建設省建設経済局長 小野 邦久君  
自治政務次官 冬柴 鐵三君  
自治大臣官房審議官 谷合 靖夫君  
自治省行政局長 吉田 弘正君  
自治省行政局長 佐野 徹治君  
自治省行政局長 伊吹 文明君  
自治省行政局長 鹿野 道彦君  
自治省行政局長 塩川正十郎君  
自治省行政局長 額賀福志郎君  
自治省行政局長 保岡 興治君  
自治省行政局長 内田 正文君  
自治省行政局長 臼井 貞夫君  
自治省行政局長 小菅 修一君  
自治省行政局長 松尾 徹人君  
自治省行政局長 山本信一郎君  
自治省行政局長 大竹 邦実君  
自治省行政局長 田中 宗孝君

委員外の出席者

衆議院法制局第一部長 白井 貞夫君  
衆議院法制局第一部長 小菅 修一君  
衆議院法制局第一部長 松尾 徹人君  
衆議院法制局第一部長 山本信一郎君  
衆議院法制局第一部長 大竹 邦実君  
衆議院法制局第一部長 田中 宗孝君

委員の異動

十月二十六日  
白川 勝彦君 補欠選任 塩崎 恭久君  
中川 秀直君 補欠選任 蓮実 進君  
穂積 良行君 補欠選任 山本 有二君  
細田 博之君 補欠選任 金田 英行君  
増子 輝彦君 補欠選任 山本 拓君  
大島 章宏君 補欠選任 小林 守君  
小沢 一郎君 補欠選任 宮本 一三君  
日笠 勝之君 補欠選任 東 順治君  
正森 成二君 補欠選任 松本 善明君  
同日 金田 英行君 補欠選任 細田 博之君  
同日 塩崎 恭久君 補欠選任 白川 勝彦君  
同日 蓮実 進君 補欠選任 中川 秀直君  
同日 山本 拓君 補欠選任 増子 輝彦君  
同日 山本 有二君 補欠選任 七条 明君  
同日 小林 守君 補欠選任 川島 實君  
同日 宮本 一三君 補欠選任 広野ただし君  
同日 東 順治君 補欠選任 日笠 勝之君  
同日 松本 善明君 補欠選任 正森 成二君  
同日 白井 貞夫君 補欠選任 小菅 修一君  
同日 小菅 修一君 補欠選任 松尾 徹人君  
同日 山本信一郎君 補欠選任 山本信一郎君  
同日 大竹 邦実君 補欠選任 大竹 邦実君  
同日 田中 宗孝君 補欠選任 田中 宗孝君

山本 幸三君 小沢 一郎君

十月二十六日  
小選挙区制導入及び政党への公費助成反対に関する請願(古堅実吉君紹介)(第三四五号)  
同(穀田恵二君紹介)(第四一五号)  
同(佐々木陸海君紹介)(第四二六号)  
同(志位和夫君紹介)(第四二七号)  
同(古堅実吉君紹介)(第四二八号)  
小選挙区制の導入反対に関する請願(不破哲三君紹介)(第三四六号)  
小選挙区制反対に関する請願(佐々木陸海君紹介)(第三四七号)  
同(不破哲三君紹介)(第三四八号)  
同(中島武敏君紹介)(第四三二号)  
同(佐々木陸海君紹介)(第四三五号)  
小選挙区制導入反対、企業・団体献金の即時禁止に関する請願(岩佐恵美君紹介)(第三四九号)  
同(穀田恵二君紹介)(第三五〇号)  
同(志位和夫君紹介)(第三五一号)  
同(寺前巖君紹介)(第三五二号)  
同(中島武敏君紹介)(第三五三三号)  
同(東中光雄君紹介)(第三五四号)  
同(不破哲三君紹介)(第三五五号)  
同(藤田スミ君紹介)(第三五六号)  
同(正森成二君紹介)(第三五七号)  
同(松本善明君紹介)(第三五八号)  
同(矢島恒夫君紹介)(第三五九号)  
同(山原健一郎君紹介)(第三六〇号)  
同(吉井英勝君紹介)(第三六一号)  
同(不破哲三君紹介)(第三六八号)  
同(穀田恵二君紹介)(第四〇八号)  
同(中島武敏君紹介)(第四〇九号)  
同(岩佐恵美君紹介)(第四一四号)  
同(寺前巖君紹介)(第四一五号)

- 同(中島武敏君紹介)(第四一六号)
- 同(東中光雄君紹介)(第四一七号)
- 同(不破哲三君紹介)(第四一八号)
- 同(藤田スミ君紹介)(第四一九号)
- 同(正森成二君紹介)(第四二〇号)
- 同(松本善明君紹介)(第四二一号)
- 同(矢島恒夫君紹介)(第四二二号)
- 同(山原健二郎君紹介)(第四二三号)
- 同(吉井英勝君紹介)(第四二四号)
- 同(若佐恵美君紹介)(第四二五号)
- 同(穀田恵二君紹介)(第四二六号)
- 同(佐々木隆海君紹介)(第四二七号)
- 同(志位和夫君紹介)(第四二八号)
- 同(寺前巖君紹介)(第四二九号)
- 同(中島武敏君紹介)(第四三〇号)
- 同(東中光雄君紹介)(第四三一号)
- 同(不破哲三君紹介)(第四三二号)
- 同(藤田スミ君紹介)(第四三三号)
- 同(古堅実吉君紹介)(第四三四号)
- 同(正森成二君紹介)(第四三五号)
- 同(松本善明君紹介)(第四三六号)
- 同(矢島恒夫君紹介)(第四三七号)
- 同(山原健二郎君紹介)(第四三八号)
- 同(吉井英勝君紹介)(第四三九号)
- 同(若佐恵美君紹介)(第四四〇号)
- 同(穀田恵二君紹介)(第四四一号)
- 同(佐々木隆海君紹介)(第四四二号)
- 同(志位和夫君紹介)(第四四三号)
- 同(寺前巖君紹介)(第四四四号)
- 同(中島武敏君紹介)(第四四五号)
- 同(東中光雄君紹介)(第四四六号)
- 同(不破哲三君紹介)(第四四七号)
- 同(藤田スミ君紹介)(第四四八号)
- 同(古堅実吉君紹介)(第四四九号)
- 同(正森成二君紹介)(第四五〇号)
- 同(松本善明君紹介)(第四五一号)
- 同(矢島恒夫君紹介)(第四五二号)
- 同(山原健二郎君紹介)(第四五三号)
- 同(吉井英勝君紹介)(第四五四号)
- 同(若佐恵美君紹介)(第四五五号)
- 同(穀田恵二君紹介)(第四五六号)
- 同(佐々木隆海君紹介)(第四五七号)
- 同(志位和夫君紹介)(第四五八号)
- 同(寺前巖君紹介)(第四五九号)
- 同(中島武敏君紹介)(第四六〇号)
- 同(東中光雄君紹介)(第四六一号)
- 同(不破哲三君紹介)(第四六二号)
- 同(藤田スミ君紹介)(第四六三号)
- 同(古堅実吉君紹介)(第四六四号)
- 同(正森成二君紹介)(第四六五号)
- 同(松本善明君紹介)(第四六六号)
- 同(矢島恒夫君紹介)(第四六七号)
- 同(山原健二郎君紹介)(第四六八号)
- 同(吉井英勝君紹介)(第四六九号)
- 同(若佐恵美君紹介)(第四七〇号)
- 同(穀田恵二君紹介)(第四七一号)
- 同(佐々木隆海君紹介)(第四七二号)
- 同(志位和夫君紹介)(第四七三号)
- 同(寺前巖君紹介)(第四七四号)
- 同(中島武敏君紹介)(第四七五号)
- 同(東中光雄君紹介)(第四七六号)
- 同(不破哲三君紹介)(第四七七号)
- 同(藤田スミ君紹介)(第四七八号)
- 同(古堅実吉君紹介)(第四七九号)
- 同(正森成二君紹介)(第四八〇号)
- 同(松本善明君紹介)(第四八一号)
- 同(矢島恒夫君紹介)(第四八二号)
- 同(山原健二郎君紹介)(第四八三号)
- 同(吉井英勝君紹介)(第四八四号)
- 同(若佐恵美君紹介)(第四八五号)
- 同(穀田恵二君紹介)(第四八六号)
- 同(佐々木隆海君紹介)(第四八七号)
- 同(志位和夫君紹介)(第四八八号)
- 同(寺前巖君紹介)(第四八九号)
- 同(中島武敏君紹介)(第四九〇号)
- 同(東中光雄君紹介)(第四九一号)
- 同(不破哲三君紹介)(第四九二号)
- 同(藤田スミ君紹介)(第四九三号)
- 同(古堅実吉君紹介)(第四九四号)
- 同(正森成二君紹介)(第四九五号)
- 同(松本善明君紹介)(第四九六号)
- 同(矢島恒夫君紹介)(第四九七号)
- 同(山原健二郎君紹介)(第四九八号)
- 同(吉井英勝君紹介)(第四九九号)
- 同(若佐恵美君紹介)(第五〇〇号)

企業・団体献金の禁止に関する請願(正森成二君紹介)(第四七〇号)  
小選挙区制反対、企業・団体献金の即時禁止に関する請願(志位和夫君紹介)(第四三二号)  
同(佐々木隆海君紹介)(第四七四号)  
小選挙区制導入反対に関する請願(矢島恒夫君紹介)(第四三三三号)  
同(不破哲三君紹介)(第四三四四号)  
同(山原健二郎君紹介)(第四七六号)  
小選挙区制導入反対、企業・団体献金の禁止に関する請願(若佐恵美君紹介)(第四五〇号)  
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件  
公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)  
衆議院議員選挙区画定審議会設置法案(内閣提出第二号)  
政治資金規正法の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)  
政党政助成法案(内閣提出第四号)  
公職選挙法の一部を改正する法律案(河野洋平君外十七名提出、衆法第三号)  
衆議院議員小選挙区画定等委員会設置法案(河野洋平君外十七名提出、衆法第四号)  
政治資金規正法の一部を改正する法律案(河野洋平君外十七名提出、衆法第五号)  
政治腐敗を防止するための公職選挙法及び政治資金規正法の一部を改正する法律案(河野洋平君外十七名提出、衆法第六号)  
政党政助成法案(河野洋平君外十七名提出、衆法第七号)

○石井委員長 これより会議を開きます。  
内閣提出、公職選挙法の一部を改正する法律案、衆議院議員選挙区画定審議会設置法案、政治資金規正法の一部を改正する法律案及び政党政助成法案並びに河野洋平君外十七名提出、公職選挙法の一

部を改正する法律案、衆議院議員小選挙区画定等委員会設置法案、政治資金規正法の一部を改正する法律案、政治腐敗を防止するための公職選挙法及び政治資金規正法の一部を改正する法律案及び政党政助成法案の各案を一括して議題といたします。

本日は、特に、テーマ別質疑として、内閣提出、公職選挙法の一部を改正する法律案及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法案並びに河野洋平君外十七名提出、公職選挙法の一部を改正する法律案、衆議院議員小選挙区画定等委員会設置法案及び政治腐敗を防止するための公職選挙法及び政治資金規正法の一部を改正する法律案の各案について質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。東順治君。  
○東(順)委員 おはようございます。公明党の東順治でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

最初に、質問に先立ちましてちょっと御確認をさせていただきたいことがございますが、本委員会がずっと開かれています。自民党の三塚政治改革本部長の御出席が最初の提案理由の御説明だけで、以後ずっと御出席がないようになってございます。本委員会ではこれまで答弁にお立ちになってこられなかったその理由というのは、何かございませうか。

○鹿野議員 別段そういう理由というのはございませぬけれども、御案内のとおり、三塚政治改革本部長はいろいろお役目等々が多端にわたります。時間的制約を受けるということもございまして、その他のいろいろございまして、御手を中心としてやたらどうか、こういうふうなこともございまして、私どもの方が答弁を担当させていただきます。

○東(順)委員 若手を中心にしてというお答えでございませぬけれども、大衆国民の皆さんも注視されている本委員会で、非常に重要なこの政治改革法案というものを審議する場でございまして、し

かも、本会議で趣旨説明をなさり、答弁もなさる。また、片や政府案の方は、山花政治改革担当相も積極的に出てこられて答弁に立たれている。むしろ先頭に立たれてこればかり見られる中に、そういう姿というものをしっかりと見られる中に、この法案の可決に対する自民党の熱意というものをおぼわす、そういう姿になるのではないかと、このように思っております。

○鹿野議員 私どもは、今日まで政治改革に取り組む姿勢というものは、あらゆる困難も克服しながら実現をしなければならぬ、そういうふうな基本的な姿勢のもとに取り組んでいる者が、党の責任ある一つの基本的な立場の者としてこうやって答弁をさせていただいているわけでありませぬから、どなたが答弁するかによって党の基本姿勢が問われるというふうなことではないものと思っております。

○東(順)委員 それじゃ、今後、答弁要求が出た場合、三塚政治改革本部長は当然この場に出てこられる、こういうことでございませぬね。  
○鹿野議員 もちろんそれは時間さえ調整がつけば、当然、御本人がみずから出られるわけでありませぬ。この答弁席にお出にならなければ政治改革についてどうこうというふうなことではないわけでありまして、どのような立場においても、政治改革本部長として、その政治改革実現に向かって努力をされておられるという姿勢には変わりございませんので、その点は御理解をいただきたいと思っております。

○東(順)委員 わかりました。その点をちょっと確認をさせていただきます。  
続きまして、先般のこの委員会でも同僚議員の石田委員の方からお尋ねがございましたけれども、一票制における不在者投票という問題でございませぬ。

自書式ということ、例えば私、東順治、公明党、この一票制で連記する、あるいは片や無所属で例えばAという人が出てくる、仮にその東順治、何々党、こう連記しなければ無効である、無所属

人は例えばA、何の何助、この名前だけで有効である、こういうことでしたかね。まず、確認でございます。

○伊吹議員 比例において候補者を出しておられる政党的の所属の小選挙区の候補者の投票については、御指摘のとおりです。

○東(順)委員 そうすると、例えば、仮に投票する方が、私は政党所属の候補者で、ところが東順治という名前のみ記入して政党名を記入し忘れた、この場合は、有効ですか無効ですか。

○伊吹議員 これは、もう再三申し上げておりますように、我々の提案というのは一票制であり、一票制の中で小選挙区の候補者として比例区の候補者を同時に選んでいただくという政党本位の仕組みになっています。これは連立側の御提案についても、提案理由説明で政党本位の政治改革を行うということを言っておられるわけでありまして、

当然、東さんという名前をお書きになり、かつ、その方が公明党に所属しておられる場合は、公明党という比例区の投票をあわせて一つの投票としていただくことによつて有効になりますから、比例区に候補者を出しておられる政党の小選挙区公認候補の名前のみでは無効となります。

○東(順)委員 そうすると、東順治、公明党であるはずが仮に自民党と書かれた、こういった場合も当然無効になるわけですか。

○伊吹議員 当然、これは一つの投票でございまして、一つの投票の中で、東順治さんが自民党に来ていただくなら別なんです、そうじゃない場合は無効となります。

○東(順)委員 要するに、国民生活が大変多様化してきて、投票日という一定の日あるいは一定の時間内に投票することがなかなか難しい人が、やはり一つの時代の流れとして多くなってくるんだらうと思います。その際に、全く一枚の紙を渡されて、一票制ですから、政党候補者は名前と政党名を書くんですよ、あるいは無所属はお名前だけで済むというように説明をしたり何だかんだで大変複雑になるんじゃないか。不在者投票と

いうものが大変ややこしい、そういうものになるんじゃないかということをお心配するわけでございます。

その辺、例えば二票制であれば、二枚を渡して、こちらが個人名、こちらが政党名というように形で提示できるわけで、その辺の一票制の不在者投票の仕方の難しさというものが多分にあるんじゃないだろうか、こう思いますが、いかがでしょうか。

○伊吹議員 東さん御指摘のとおり、大変みんな時代の流れとともに忙しくなってきたことは確かでありまして。しかし、一応、原則は、決められた投票日に投票をするというのが国民本来の、これは国を動かしていくことでありますから、国民としては一番大切な義務なんですね。しかし、やむを得ない場合に限りその不在者投票というのを認めている。そして、本投票は、今おっしゃったような混乱がないように、マークシート方式というものを我々は提案しているわけです。

ところが、現実問題として、立候補の締め切りは選挙運動の始まった日の十七時でございます。そして、不在者投票はその日から実は始まります。したがって、候補者が確定できませんから、マークシートをつくる時間的余裕が不在者投票についてはないわけです。

したがって、不在者投票は、まことに申しわけないけれども、自書式をお願いをしたい。その場合は、こちらの紙に政党をお書きになりなさい、こちらの紙には間違いないように候補者のお名前を書きなさいという説明をするのも、これはなかなか大変なことですよ、二票制でも。

同時に、私たちの方も、一つの紙ですが、公明党さんの場合は、東さんと公明党というお名前を書いてください、それから政党に所属して出られない方に投票されたい方は、当然その方のお名前だけを小選挙区にお書きください。小選挙区に出られない方は、当然その政党名だけを、もしお選ばれるのなら、比例のところへ書いてください。この説明は、やっぱりきちっとそのときに、不在者投票する場所の説明をし、あるいは説

明文を付してやるわけですから、本来の国民の義務としては、投票日に一括投票するのが当然ですが、万やむを得ない場合は例外措置として認めているわけですから、まあその程度のことでは私は受忍の範囲内じゃないかと思っております。

○東(順)委員 いや、これに関連をしまして、一票制ということについてももう少し伺いさせていだきたいと思っております。

憲法の条文に沿ってちょっと伺いさせてもらいたいと思っておりますが、この憲法の前文で、「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、」とございまして、正当に選挙された国会における代表者、これにこの比例選挙で選ばれた国会議員も該当しますか。どうですか。

○伊吹議員 その問題については、既に参議院の比例区の際に議論されたことだろうと思っております。もしこれが該当するか該当しないかは、私に伺いきただくよりも、現在の参議院の比例区選挙を所管しておられる政府側にまずお聞きいただくといいのが筋じゃないかと思っております。

○佐野(徹)政府委員 現在の参議院議員の選挙制度につきましては、比例区選出議員につきましては、名簿に対して投票する、こういう仕組みをとっておりますけれども、名簿にはそれぞれの候補者が提示される、こういう仕組みをとっております。私どもは、現在の参議院の比例選出議員につきましては、憲法の四十三条で申します「選挙された議員」に該当する、こういうように理解をいたしております。

○東(順)委員 該当する、こういうことですね。それでは、続いて第四十三条、これに「両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。」とありますけれども、この「全国民を代表する選挙された議員」、これにも比例区で選出された国会議員は該当しますか。

○佐野(徹)政府委員 該当すると理解をいたしております。

○東(順)委員 それでは、この第十五条、ここで

「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。」とございまして。この公務員の中にやはり比例代表で選出された国会議員は入りますか。

○佐野(徹)政府委員 公務員の中には国会議員、これは衆参含めまして入るといふように理解をいたしております。その中には参議院の比例代表選出議員も入るといふように理解をいたしております。

○東(順)委員 この公務員の中に比例代表で選出された国会議員も入る、こういうこととございまして。ここで、「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。」とあるわけですね、「国民固有の権利である。」とすると、無所属候補に投票した人は、一票制でございまして、比例の選挙には参加ができない。つまり、これは今言う「国民固有の権利」というものを奪うことになるのではないかと、こう思いますけれども、これはいかがですか。

○伊吹議員 これは、再三申し上げておりますように、我々の制度は一票制で御提案を申し上げておるわけでありまして、先ほど来自治省から御答弁がありましたように、全国国民固有の権利というものは、これはおぎやあと生まれた人もみんな国民であります。しかし、国民は、現在、二十歳以上になって初めて選挙権があるということになって、これは御承知のとおりです。二十歳以上の人には全員、その地位だとか所得に関係なく、我々は投票権を与えているわけです。

その中で、無所属の人を選んで、そして比例区は政党本位ですから、当然、選ぶ政党がないという一票行使される権利も認めていますし、東さんと公明党という、比例区と選挙区を選ぶ権利も認めていますし、そしてまた比例区だけに出しておられる政党を選んで、その結果、選挙区では所属の党員がおられないわけですから、そしてこの選挙制度は連立側も自民党側も、これは佐藤自治大臣の提案理由説明にあったように、政党本位の

選挙ということを中心としての選挙制度の改革をしているわけですから、私は、何ら国民の権利は奪っていない。それは、小選挙区で無所属を選び、比例区でだれも選ばないというのも投票者の選択の結果でありまして、それは私は何ら権利を奪っているとは思っておりません。

○東(順)委員 投票者の選択の結果であるから権利は奪わない、こうおっしゃいましたけれども、例えば、具体的な話をしますと、仮に私が一投票者として、今度私のおやじあるいは兄弟、親族、こういうものが衆議院選挙に無所属で出たいと、こういうふうに表示したとしますね。

そういう場合、当然私の親ですから、あるいは兄弟ですから、人情としてこれは無所属に投票しますわ、当然ね。ところが、私は同時に公明党員である。公明党にも投票したい。当然比例区は公明党に入りたい。ところが、一票制だから自分の親にしか入れられない。だから、これは権利をやはり奪うことになるんじゃないですか。

○伊吹議員 これは、東先生、まことに申し上げにくいことですが、今のようない個人のお気持ちとしてはよくわかります。しかし、これからの国家の命運を決めていく選挙として、政党本位として政策本位のことをやっていくという立法論として我々はこれを提案しているわけです。もし同じような例として申し上げれば、それじゃ十九歳三百六十四日の人と二十歳一日の人と、どちらが果たして国家のことをよく考えながら判断できるかといえば、学歴だとか経験だとかによっていろいろ違うと思うのですよ。違うと思うけれども、そこは立法論上の割り切りとしてやっているわけですから、今のようない御判断は私は個人の人情としてはまことによくわかります。私もそういう選択をしたいと思っても、いや、やはり政党本位の選択をすべき時代が来ているんだということとを考えるのがこれからの政治じゃないでしょうか。

○東(順)委員 非常に無理のある考え方じゃないでしょうか。やっぱりどう考えてもこじつけと

しか受け取れませんよ。選挙権というのは平等に二十以上に与えられているわけですから、それでやっぱり選挙権を平等に行使したいわけですから、固有の権利をそこで奪われるということにどうしてもなっちゃう。したがって、今おっしゃるのは、いわゆる政党選挙という言い方をしたこじつけであるというふうに僕は思いますが、いかがですか。

○伊吹議員 これは、ですから、再三申し上げているように、どういう方向へ持っていくかという立法論上の判断を我々はしているわけで、私は、東先生のおっしゃっている方が我々の意見、我々の提案に対する反対のこじつけだと思えますよ。人情で投票し、その人に何をしてももらったかというこじつけで投票するというをやめようというためにやっているんじゃないのですか。

○東(順)委員 それはちよつとすりかえの感じがしますね。

要するに、第十九条に「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。」とあるのです。それは単なる人情ということじゃなくて、思想及び良心の自由ですよ。要するに、候補者も選択したいけれども、同時に政党も選択したいという思想及び良心の自由ですよ。これをやっぱり奪うということになるんじゃないのですか。

○伊吹議員 後ほど御質問があるかとも思いますが、戸別訪問の問題も、これは選挙運動の自由、思想・表現の自由、いろいろありますが、現行法律では戸別訪問は禁止されています。これを解禁するかどうかというものはこれからの議論ですが、憲法上の権利というものは無条件に、どんなことがあっても満たされているわけではありません。他に達成する公益がそれよりさらに大きい場合は、戸別訪問が禁止されているのと同じように、他の目的のために、例えば全国民といった二十歳以上しか投票権がないんじゃないんですか。それと同じことなんです。これは立法論として、政党本位の選挙、政策本位の国家意思決定というものを達成するための立法技術として我々は提案し

ているわけです。

お気持ちにはよくわかります。先生のお気持ちと我々の提案と、これから国家のためにどちらがいいかということに国民に判断していただく、それが私は国会の役目だと思っています。

○東(順)委員 まあ、どうしても無理がある、そういうお話だというふうに思っています。

もう少しちよつと角度を変えますと、この一票制の不自然さというが無理があるというところで、例えば、仮に小選挙区で無所属が出た、無投票当選した、そういった場合の比例の扱いはどうなるんでしょうか。

○伊吹議員 私は、少なくとも自由民主党は当然国家のために言えば各選挙区に候補者を立てますし、皆さん方も、連立側は一つにおなりになるとか、いや、そうじゃないとか、今いろいろ議論があるようにですけども、当然幾つかの政党が立っている中で、仮定のようなケースは現実問題としては起こらないと思いますが、もし無投票当選ということになれば、その人の所属の政党に投じられた比例区の票と、そして比例区の候補者だけに投じられた票がその選挙区の比例区の投票ということになります。それはしかし、今おっしゃったようなことは、制度的に投票権が奪われているんじゃないかと、政党本来の義務を果たさない政党がたくさん出てくるということによって奪われている運用上の問題ですから、制度の問題とは異なりますよ。

○東(順)委員 ちよつと御説明がよくわからないのですが、要するに無投票当選ということはない得るでしょう、小選挙区で。あり得るでしょう、これは。(伊吹議員「あり得ますよ」と呼ぶ)あり得ますね。じゃ、無投票当選ということは投票をしないわけだから、その比例区に民意を公正に反映するということにならないんじゃないですか。

○伊吹議員 もしも今のようないことをおっしゃるんなら、それじゃ二票制の場合はどうなるんですか。同じ選挙区で投票をしないでしょう、小選挙区においては。(東(順)委員「二票制だから比

例は投票する」と呼ぶ)比例はいいですよ。だから、そういうケースは本来あり得ませんよ。(東(順)委員「いやいや、あり得ないことはないですよ、あり得ますよ」と呼ぶ)それは形式論として、それは理屈の話としてはあり得ても、現実の政治にはそんなことはあり得ません。あり得ませんよ、それは。(東(順)委員「あり得ないって断言できるんですか」と呼ぶ)

○石井委員長 ちよつと待つてください。

○東(順)委員 あり得ないなんて断言できませんよ。だって、小選挙区がたくさんありまして、その中でいろいろな諸般の事情で無投票当選だって絶対あり得ますよ。それはあり得ないなんて断言して、そこから論は進められませんか。無投票当選になった場合に、一票制だから比例区なんて票が行かないじゃないか、これはどうなるんですかと聞いているのです。

○石井委員長 自治省選挙部長、何かコメントありますか。――衆議院の法制局。

○臼井法制局参事 法制局の方からお答えいたします。

小選挙区において無投票当選になった場合には、比例代表のみの選挙を行います。(東(順)委員「一票制ですよ」と呼ぶ)一票制でございませう。

○東(順)委員 じゃ、比例代表のみの選挙を改めてするんですね。政党選挙だけを改めてするんですね。

○臼井法制局参事 お答えいたします。

小選挙区におきまして無投票当選になった場合には、比例の方も無投票当選にならない場合には、比例のみの選挙を行います。

○東(順)委員 ということは、二票制というふうなことになるんじゃないでしょうか。

○伊吹議員 当然、小選挙区における投票はほかの人は出ていないのですから、その小選挙区は候補者しかいないわけですから、一票の行使としては、比例区を選ぶより仕方がないでしょう。

だから、そういうことにならないように各党がみんな当然候補者をお立てになるわけだから、そして、先ほど来おっしゃっているように、先ほど来不規則発言がいろいろありますように、地方自治体の場合はどうか首長の場合はどうかということをおっしゃるわけですが、これは国政選挙ですよ。国政選挙でそんなことが私はあり得ると思いませんよ。

○東(順)委員 いずれにしても、今の議論の中で、わずか二、三十分の議論なんです、とうとう終了してしまいましたけれども、もう本当にわずか二、三十分の中にも一票制における矛盾みたいなことがこれだけ出てくるわけですから、極めて無理があるのではなからうか、私は率直にこう思います。

また、戸別訪問とか保岡議員だとかいろいろ伺いましたのでございませうけれども、この一票制の議論でここまで時間が食いついてしまったので、これで私の質問は終了いたします。

○石井委員 次に、笹川委員。

○笹川委員 郵政大臣においでをいただきましたので、政治改革の質問をこれからするわけですが、一時間半たつぷりありますので、この間はちよつとお聞きできないこともございまして、政治改革そのものが議論をされている最中に、テレビ朝日の問題でこの当委員会が喚問をされまして、その是非についていろいろとけさの新聞に載っておるわけがあります。

また、よかった、あるいは悪かった、そういうことが自由に言えること自体が、私は公平な、あるいはまた公正な報道だと思いますが、郵政大臣は所管でございまして、簡単にお伺いしますが、椿さんという前報道局長はどうしてテレビ朝日の取締役を辞任されたのでしょうか。

○神崎国務大臣 詳しくは承知しておりませんが、自己の発言の責任をとられておやめになったものと思っております。

○笹川委員 間もなくのテレビ朝日の免許の問題で大変大臣も頭を悩ましておられると思います

が、その免許の問題についてはお尋ねする意思はございません。

ただ、今、大臣がお答えになったように、責任を感じてやめた。これは、責任ということになりまして、悪いことをしたと思わないと責任はないわけですね。妻の健康が悪いとか自分が悪いとかという、こういう理由じゃありませんか。会社に迷惑をかけた、あるいはテレビ会社という報道機関に勤務しておったのに報道ということに国民に迷惑をかけた、これは両方片方が、どちらかと思ひになりますか。

○神崎国務大臣 御本人の意思ははっきりと私確認したわけではありませぬのでわかりませんが、いずれも、今御指摘のようなことを含めて御本人は責任を感じられたのではなからうか、このように思ひます。

○笹川委員 それでは、通信委員会の方に間もなくテレビ朝日の伊藤社長さんが参考人でお出されること、先ほど決まったわけですが、実はこの伊藤社長さんは減俸処分になっているわけですね、この問題で、これについて、やはり社長が減俸処分ということになりますと、これは本来はあってはいいことではないかと、これは本来は経営を長くやっていますが、社長が減俸処分というのとは異常なことです。異常なことを社長がやったということは、会社として国民に対して、社会に対して大変大きな迷惑をかけた、だからみずから減俸処分にして、担当者の退職は認めて、こういうことにならうと思ひますが、間違ひないでしょうか。

○神崎国務大臣 社長を減俸処分にしたということは承知しておりますが、詳しい事情までは承知いたしておりません。恐らく椿発言を通して、今委員御指摘のような社会的に御迷惑をおかけしたその責任を感じられてそういう措置をとられたのではないかと思います。

○笹川委員 私は、今所管の郵政大臣が、社会的責任あるいはまた会社の中における規律の問題、そういうことを含めて責任をとられたということ

でありますので、これ以上お尋ねすることは控えさせていただきますが、私が思うのに、もちろん議員というものは国民に対して大きな責任がありますが、報道機関というの、新聞、テレビあるいはまた雑誌等もやはり私は大きな社会的責任があると思うのです。そういう意味では、普通の職業と違って、相当厳しくみずから律していかなければならぬというのを片側から必ず言われるおそれがある、こういうふうにお尋ねわけでありませう。

山花大臣にお伺いしますが、今私が郵政大臣にお尋ねしたこと、あるいはまたお答えをいただいたこと、最後に私が、報道人も我々政治家も国民に対して奉仕をしなきゃならぬということで、常に公平にみずから律していかなければならぬ仕事だと思ひますが、きのうの発言等を聞いていますと、椿さんも場所が場所だけに気楽にしゃべったか、あるいは自分の意思を表現したということ、表現したこと自体は間違ひではないと思ひますが、やはり報道機関という立場を考えると、自分は意思は持っていたけれども、結果においては公正に報道されただよと。それもわからなくはないのですが、そういう言葉はなるべく使わない方がいい。言ってみれば我々国会議員が、国会議員としてはこう思ひます、個人としてはこう思ひますと言つても実際通りませぬからね、どうでしょうか。

○山花国務大臣 私も、昨日の証人喚問については、大変関心を持って注意深く伺つておりました。御指摘のような問題点がさまざま幾つかの場面で散見されたのではないかと思ひます。大変大事な言論・表現の自由に関する報道、評論の自由のテーマと政治とかかわりについて大変教育的な出来事ではなかつたかと、こういうふうに考へておられるところではございませう。

○笹川委員 今、山花大臣からお答えがあったように、確かにニュースキャスターは自分の意思である程度話さなきゃならぬし、同時にまた会社の組織の中の一員であるということになると命令

にも従わなければならぬ。二重の性格のある職業の人というものは僕は非常に少ないと思ひます。例えば作家ならば自分が読者に対してだけ責任を持てばいい、組織の人じゃありませんから。どうぞひとつ郵政大臣も細かく調査をしていただいて、なるべく国民の目にやり公平だということとが言われるような行政の責任をとっていただきたい、こういうふうにお願ひをいたしておきます。

さて、官房長官いらしていただいたので、余り大きな問題ではありませんが、細川総理が当選されたときに、実は議員バッジをつけるつけないの論争がありました。私は今回の政治改革もそうだと思うのですが、議員バッジというのはつける義務があるのか、つけなくてもいいのか。それはもちろん議員個人が決める問題ではあります、本会議場に入るときにはこの記章をつけなければならぬという規則になっています。

ところで、この議会には大勢の監視の方がいるわけでありまして、実は監視の方というのは、新しく当選した議員の方、これは名前を早く覚えろといえ、それではないのですけれども、実は七十人も百人も新しい議員が当選したときに、顔と名前を覚えるというのは非常に難しいです。ところが、バッジをつけていけば一応国会議員ということとわかるわけですから、お尋ねすることは無いと思ひます。それは官房長官とか総理とかになってしまつて、新聞紙上、テレビに顔が出て、これはもう監視さんがわからない方が悪いというのなら別だけれども、新人議員がこれを外して入つてきて、もしもしとやられたときに、いや、おれは国会議員だよという問題が起きると思ひます。

だから、私はバッジを外すとか外さないなどという問題を国会議員が議論するよりは、監視の皆さんが、もうつけなくても大丈夫です、いつでも私たちがわかるんですよとおっしゃるのならいいけれども、自分たちの都合で、パフォーマンスでつけた方がいいとかつけない方がいいとかという議論は余り大した議論じゃないと思ひますが、

一遍監視の皆さんに、外してもみんな顔がわかって大丈夫か。議員が外せば、当然今度秘書も外すような話になると思うんですね。そうすると、秘書の数からいってまた膨大なわけでありまして、それじゃ、身分証明書が秘書が持っているから見ればいい、あるいは国会議員も身分証明書を持つことがいいと私は思うんですね。そうすると、今度は一回一回見せるのは面倒くさいと必ず議員は言うんですね、初めのうちは見せるけれども、そうすると見せなくなる。そういうことを考えますと、私、この間監視の人たちが、ぜひひとつパッパッだけは外さないでつけておいてください、私たちが助かるんですが、こう言っているんですが、どうでしょうか。

○武村国務大臣 人気取りのためにこれをしていくわけではないのでありますが、また、監視さんの便、不便のためだけにパッパを論ずるのもどうかと思ひますが、しかし、監視さんが現場で御苦勞されて、そういう感想をお持ちなのはよく認識しなければいけないと思っております。

これは、院の中は少なくとも規制で決まっているようにございまして、国会議員である以上はこの規則をきちっと守っていくということでございますが、院の外へ出たときにどうするかは、それは国会議員一人一人の判断でいいのではないかと、いうふうに思ひます。(伊吹議員「私にも答えさせてよ」と呼ぶ)

○笹川委員 質問の強要であります。(伊吹議員「はい」と呼ぶ)それでは、私は、外で外すのは自由であります、院内で監視さんのためにつけているわけじゃないんですよ。しかし、お互いに立場を理解して、一つの仕事がお互いにスムーズにいくように、人の立場というものを思いやるということが民主主義の原点ですから、そういうことで私は申し上げたんで、どうぞ。

○伊吹議員 指名していただいて、思いやりをいただいております。私は、院内では院内の規則に従えばいいと思ひます。で、院外でどうするかは、これは今、武村さ

んがおっしゃったように、議員一人一人の判断です。私は、細川さんがあいうことをおっしゃる前から、外ではパッパはほとんどつけておりません。パッパをどうだとかこうだとか、自意識過剰になる人、その気持ちこそが私は権威主義の権化だと思ひます。

○笹川委員 私は、右見て左見て質問するので大変気を使っているわけでありまして、官房長官、わざわざおいでいただいたんで……。

実は私はきのう徳島国体に行つて、ごあいさつする機会がありましたので行つてまいりました。徳島県、香川県両県民が、天皇、皇后おそろいで国体においでになるのを実はもう何年も前から楽しみにされておられるわけでありまして。残念ながら、皇后陛下の御病状ということで、おそろいで御訪問ができなかつた、このことは両県民にとってはまことに残念なことでありまして、私も国民の一人として、大変申しわけない気持ちと、一日も早く御病状が全快されんことをお祈りするわけでありまして。

ついでには、実は国民というのは言論の自由があります。表現の自由、それは当たり前であります。しかし、それはお互いに対等の立場にあれば、私はその議論は正しいと思ひますが、皇室の場合には、実は直接反論できない。反論しない方が悪いんだと言われればそれまでかも知れませんが、私は、この間の皇后陛下のお言葉を聞いていて、まあ大変御苦勞なさっていると思うんですが、これについて、これは時間があればきょうは宮内庁に来てもらつて聞こうかと思つたんですが、あいうことを書いて、病気になるって言語が不自由になつたことは事実でありますから、本来ならこれは民事事件として損害賠償の対象になるんですよ。書いた雑誌を訴えることは私個人ならやります。しかし、これはまた皇室ということになると、訴訟の対象にならないから相手もできないんだという議論もあるかも知れませんが、このことについて、例えば雑誌記者の方々に宮内庁としてこういうことはやめてくれとか、そういうことをお

話になつたことはあります、官房長官。

○武村国務大臣 皇后陛下が、日常のお暮らしの面では全く不自由がない、健康を取り戻されたように伺つておりますが、お言葉だけがまだ不自由だという状況でございますが、一日も早く全快をされることをお祈りしたいと思つております。

今マスコミ報道との関係の御意見を拝聴させていただきます。政府として、このことに関してマスコミとお話をさせていただいたことはございません。(笹川委員「宮内庁とも」と呼ぶ)ええ、宮内庁ともじかにこの話で会話をしたことはございません。

○笹川委員 一遍宮内庁ともよく相談をしていただきたいということを希望として申し上げておきます。

さて、山花大臣、佐藤大臣、けきの新聞に予算委員長の山口先生の談話が載つておりました。新聞をお読みになつたでしょうか、ないですか。その内容は、いや、いいんです、いいんです、もうきょうは質問というよりも対談のつもりで出てきましたので、余り肩に力を入れなくて結構であります。政治改革が非常に厳しい状態だ。時と場合によつては何か延長されるような、何かそんなニュアンスにも読み取れたわけでありまして、せっかくなので来たんですから、一日も早く法案が成立することを望むわけでありまして、我々が選挙区へ帰つてみますと、政府は、国民が頼んでくれない景気はなかなか直らぬ、不景気は直してくれと頼んだが、選挙制度を直してくれと頼んでない、頼んでないことは一生懸命やっているけれども、頼んでないことはちつともやっけないじゃないかといふことを言われるんですが、このことについてはどうでしょうか。

○佐藤国務大臣 選挙制度を含む政治改革の問題は、笹川委員より御承知のように、この前の総選挙の最大の争点だと言つても過言ではないと思ひます。自由民主党さんにおかれましては二つの内閣をつぶされた課題であり、ここにい

ろいろと議論してまいりましたように、二十一世紀に向けて日本の政治のあり方そのものが今問われている問題だと思つておりますので、国民の皆さんがどう頼んだか頼まないかは別といたしましても、やはりお互いにこれは新しい道筋をつけていかなければならぬ。

ただ、委員御指摘のように、私もいわばこれは三度目の正直の課題だといふふうに考えております。しかも、細川内閣として最優先の課題ということでございまして、あわせて、国民の皆さん方にとりまして重要なことは、やはり私はまず景気の回復の問題、このことだと思つております。そういった意味で、一日も早く皆さんの御理解をいただいて、この政治改革の問題というのは、ひとつ衆議院、参議院とも御理解をいただいて成立をさせていただく。私は、答弁をさせていただいたかと思ひますが、政治は政治改革のためだけにあつてはなくて、国民生活の向上や、あるいは国際的な重要な課題を国として果たすためにどうあるべきかというのが本当だと思つております。

ただ、お言葉を返すようですが、経済政策につきましても、御承知のように宮内閣のときの四月の総合経済対策につきましても、ゼネコン汚職等いろいろありますけれども、しかし、執行率を上げていくために契約率を、あるいは入札、契約、これを上げていくために順次各省庁とも頑張つておるわけでございますし、また、九月には御承知のように緊急対策ということで、事業規模として六兆二千億でございますが、やっておりますわけでございまして、規制緩和をやつたり等々、金融政策は日銀の問題とはいへ、そういう意味で経済政策につきましても一生懸命やっていることも、御承知の上とは思ひますけれども、ひとつ御理解もいただきたいと思ひます。

○笹川委員 それでは、官房長官おいでになるうちにもう一つお伺ひしますが、実はきのう細川総理は自由民主党の元総理を御訪問なさいました。首相の判断で行かれるわけですから、別にそのことについて行つたからどう、行かないからどうと

いうことは言わないのですが、せっかく新しい新鮮な総理が選ばれた。ところが、元総理を訪問するというのは、もともと自民党内閣のとき、何か事があると元総理のところへ行つて御機嫌伺いをする、すなわち最高顧問会議というものが非常に現職の総理大臣の足を引っ張った。あれをやつたらいい、これはだめだ、俗に言う屋上屋を重ねてきたから最高顧問会議は廃止した方がいいということ。私は自民党で申し上げたときに、官房長官も当時は自民党の議員でしたから当然そのことは知っておられると思うのですが、きょうの新聞を見ますと、ある元総理大臣は、急なよとかうまいくいかなくても責任は追及しないなんて、どうも僕は、総理自身もここへ来て、最後の妥協ですから、いろいろな人の意見を聞きたいということとはわかるけれども、何でこのこと終つちやつた化石みたいな人のところに訪ねていって御意見を聞かなきゃならぬのだ。そんなところで御意見を聞くならここへ来ていた方がよっぽど私はいいと思えますよ。政治改革には忙しいから、時間がないから来れないという返答でしょうが、それなのに何でこのことも既にバツジを外したところまで行くのですか。

山花前委員長にお尋ねしますが、あなたのところもそうですな。この顧問会議が何かやりましたな。やりませんでしたか。何かお年寄りが、もとの社会党の人がいっぱい集まって、あれを見た人はぶつたまげたというのです。何か社会党もやはり自民党と同じようなことをやっている。そういうことは、やはりこれからの政治改革ということとで国民の目に映つたときに、私は非常にどうも寂しい思いがするので、両方順番に、どちらが先でも結構です。

○武村国務大臣 細川総理も責任をお預かりして二月半ぐらい経過をしたわけでございますが、いよいよ政治改革も審議がこうして進んでおりまして、大事な時期を迎える状況でありますし、それ以外の課題も、ウルグアイ・ラウンドや経済対策等々ひしめいている中で、このあたりで、自民党

の最高顧問というよりは、この国の同じ立場で責任を背負われた先輩の前、元総理大臣にこあいさつをさせていただきたいという趣旨で、きょうきょう回つていただいているわけでございます。もちろん細川総理の方からのごあいさつが基本であります。大所高所からのいろいろな政局をめぐらのお話もあるだろうということも期待をしながら回つていただいているところでございます。

基本はあいさつでありますし、このことでどうこう具体的に政治の課題に結論を出していくということではありませんが、日本の社会の先輩をたつとぶというふうな、各界に依然として強く残つておりますそういう美風にあえて細川総理が従つたというわけじゃありませんけれども、二月半たった今の時期にそういう形でこあいさつをさせていただくというのが動機であります。

歯切れが悪うございますが、以上で……

○山花国務大臣 私たちの党の関係についても、顧問会議について御質問いただきました。

顧問会議とかOB会議というのにつきましては、時折、定期ではありませんけれども、本部で開催をしております。OB会議などにつきましては月に一週ぐらいは開くというふうな従来の取り扱ひでございます。何かと先輩の皆さんの御意見を党の日常の運営に生かしていきたい、こういうことで伺っているわけであります。したがって、これは党の本部が担当で、もちろん我々は内容について詳細存じしておりませんけれども、常時開かれていたものがまたま今回行われたということでありまして、大先輩の意見として傾聴しております。こういうことでございます。

○笹川委員 私も、隣の方から不規則発言が出てうれしいやら悲しいやらであります。どうぞひとつ、こういう大事なときですから、OB会議もいいですが、OB出さぬようにね。十分に、もうそう持ち玉は幾つもないので、定めてひとつしよつとさせていただきたいと思つた。

今、官房長官、元総理として訪ねた、それはわかるんだけれども、実は自民党の元総理以外にない

のですよね。ほかに社会党だとか公明党出身の元総理がいるんなら、それは元首相を訪ねたでいいんだけれども、歯切れが悪いんだから、いいですよ、それ以上聞かないけれども、余り世間に誤解を与えられるような、それはウルグアイ・ラウンドの問題とかいってあるでしょう、国連の問題とか。それはわかるんだけれども、新聞記事を見たらどこもそれは書いてないやね。何か今政治改革の最中だから、これを年内に上げるか上げないかの方がどうしてもウエイトが大きくなつちやう。だから、行くのはいいけれども、やはり時期というものをもう少し判断された方がいいんじゃないですかね。頼みに行つたつもりが、変なところへ頼みに行くというふうな感じがしませんよ。

それは、選挙区画定審議会のことでちよつと官房長官にお尋ねしますが、御案内のように、この法案が通りますと選挙区の問題が政治家にとつては一番大きな問題でありまして、総理府の中に審議会をつくるということが法案の中に書いてあるわけですが、選挙に関することなんだから、どうして自治省の中に置かないで総理府になったのか、私もよくわからないので、ちよつと説明していただけたらいいですか。

○武村国務大臣 両大臣がおられますから、僭越でございますが、私の理解では、選挙制度審議会も実は総理大臣の諮問機関になつております。どういう基準で仕分けをしているか定かではありませんが、政府全体にかかわる重要な審議会は総理の諮問機関というふうな位置づけだろうと思つたのであります。特に選挙制度の審議会が総理の諮問機関であることに倣ひまして、この選挙区画定審議会も総理府という形をとらしていただいたのだと思ひます。

○笹川委員 ちよつと聞く人を間違えたようで、申しわけありませんが、佐藤大臣。

○佐藤国務大臣 今、官房長官からお答えになつたことで尽きているのではないかと思つたのです。従来、選挙制度審議会があつたときにいろいろやりました。そしてそのときには、全体的に関係

をするということとで総理府のもとに置かれますが、その委員の御下命によりまして、こういうことを調査しろあるいはこういう資料をつくれという限りにおいては自治省がタツチをするということとでございまして、各省にもまたがることでもございまして、総理府に置いてあるということとでございまして。

○笹川委員 それでは、実はこの問題について私がここで質問をするので、何か聞きたいことがあればかわつて聞いてあげますよということと選挙区の人には知らせましたら、一人の人がどうしてもこれは聞いてくれということでありまして、このかわつてお尋ねをするわけでありまして、今度は人口で割るわけですね。ところが、選挙というものは、投票するのは選挙人がするんだから、赤ん坊がするわけじゃないのだから、やはり有権者の数で割つていく方が非常に合理的じゃないだろうか。

それからもう一つは、例えば同じ市にしましては、高齢化の進んでいる町と若いのは有権者が非常に多いですね。新しい新興都市というのは、人口は多いんだけれども有権者の数は少ない。ということになる。例えば両方のところから出た人を比較すると、同じ人口でありながら、片一方の方が有利ですよ、選挙人が多いから。片一方は選挙人が少ない、こういう問題もあるわけでありまして、どうして人口割にして有権者割にしないのかという疑問があるので、ぜひひとつわかりやすく説明してもらえないだろうか、こういうことであります。

○佐藤国務大臣 一般有権者の方が、今笹川委員御指摘のように思われるのもわからぬわけでもないと思つたのです。ただ、これは、我が国におきまして人口は、御承知のように国勢調査、本調査として十年に一遍、それ以外には住民基本台帳があるわけでございますけれども、これも出入りのこと、あるいは今の制度の中でいきますと、必ずしも直ちに、何々区から、どこから越した人が直ちにそこになるというふうには、時間差があつたり、必ずしも住民基本台帳、そのとき、その日におい

ては間違ひありませんけれども、その意味では国勢調査の方が権威があると申しましようか、ということがございまして、選挙制度にかかわるものというのはずっと人口でやってきておるわけですね。

それで、確かに御指摘のように、赤ん坊やまだ選挙権を有しない人の、例えば学校の問題にいたしましても何の問題にいたしましても、国会議員が基本的なところは決めるわけでございますので、その意味では、有権者じゃなくても、有権者じゃない方々の問題までカバーするということが私の認識でございまして、なお足らざる点がございまして、選挙部長の方からでも御答弁をさせます。

○山花国務大臣 御指摘の問題は、定数は正の問題を国会で議論を始めてから、常に問題点として提起されたところだと記憶をしております。

御指摘の問題のほかに、例えば投票率でやったらどうか、あるいは面積は等々の問題も含めまして、何が基準であるかということについてはこれまでずっと与野党で議論してまいりましたけれども、結論的には一番客観的な資料によるべきではなからうかということから、今自治大臣お答えのように、国勢調査人口によりということでは行つてまいりましたし、これを変更する事情はないのではなからうかと思つています。

よく指摘されております公選法の本則である四百七十一、大正十四年、普選法ができましたときの四百六十六につきましても、これは一九二〇年の国勢調査、五千五、六百万だと思ひますけれども、国勢調査を十三万人で割りまして四百六十六を決めたところから始まりまして、今日まで一貫して国勢調査を基本として行つてきているところでありまして、私も定数は正問題、八増七減等を議論したときにも格差は正の基準ということで議論いたしました。これまでの先例といひますか、そうした客観的な基準について変更する理由はないという結論でございします。

なお、最高裁判所の憲法判断の際にもやはり国勢調査人口ということを経準としてやってきておりまして、これはある程度、何と申しましようか、各界の合意もあり、そして客観的な基準としてはこれ以外にないのではなからうか、こういうように考へていられるところではございします。

○笹川委員 テレビが委員長の方を向いてなくて非常によかつたと思ひますが、さつき官房長官に質問した、自治省の方が私は選挙の事務だから総理府よりいいんじゃないかと思ひますが、それをお尋ねいたします。

それと同時に、公安委員会なんという非常に第三者機関のようにも感じられるのですが、公安委員会だけは、例えば地方なら議会の承認を得て知事が任命するというのだが、実際は全部警察官がやっているわけですね。そうすると、例えば今度、審議会あるいは委員会といつても、実際にその七人の人は、総理大臣が両院の同意を得て決めることはなっているけれども、それはシャッポだけの話であつて、実際仕事をするのは第三者じゃないんですよね、国の役人なんです。

国民というのは、第三者機関といつて、本当にまるつきりみんな違う人を採用して、新たなところでやるような実は錯覚があるのですが、実はもう今までも、例えば文芸春秋にしても読売新聞にしても、いろいろなところで選挙の区割り自由闊達に出しているわけで、まことにありがたいのですよ。ところが、選挙民は困るわけですね、勝手に毎週のように選挙区が変わつちゃうわけだから。しかし、これも報道の自由ですからどうにもならない。

しかし、被害を受けるのは我々であり国民であるのですが、そういう意味で、自治省になぜ置かなかつたかといふことと、第三者機関といふなら、本当にだれが見ても第三者機関といふように、役人を使うのか使わないのか、あるいは出向させるのかやめさせて使わないのか、その辺を明確にしない、やはり政府側に有利なんじゃないかといふことを今までよく我々は言われましたが、今度我々

もそれを言うような立場になつてしまつた。それからもう一つは、ここに七人といふふうには書いてありますが、年齢も制限もないのですな。それから女性を半分入れるとも書いてない。もう有権者は女性の方が多いわけだから、どうせ入れるのなら半分以上は女性にするとか、あるいは年齢は何歳以下の人を選ぶとか、その辺の配慮についてはいかがですか。

○佐藤国務大臣 まず、委員の選任でございしますけれども、何といつても大前提をいたしまして、これは先生御承知のように、衆議院、参議院の同意を得る人事であること。また、その内容からいって、小選挙区の改定に關しまして調査それから審議を行うものでありますから、ある程度やはり選挙制度といふものについて造詣が深くなければいけません。そして、あるいは実務的にもある程度の学識経験を持つていられる例えは学者の方とか、あるいは実務経験者等が対象になつてくるのだらうと思ひ、かつ、今委員御指摘のように、だれが見ても客観的にこの人は公正な判断の持ち主だなどと思はれる方であればならぬというのが、この七名の委員の要件であるといふふうに考へております。

それから、事務方のことについて御心配でございしますけれども、この七人の方の指示に基づきまして調査をしたり資料を出したりするものが事務方の自治省のすべき用務でございまして、それを飛び越えてやることではないわけではございします。これは実務的に、第八次選挙制度審議会の答申に基づいて海部内閣の案を出しましたときに、その当時の吹田自治大臣もいらつしやいますけれども、これは地域に一本線を引くためにはどこが一番合理的、つまり歴史的にその市町村の成り立ちがどちが關係が深い、もちろん川があつたり地勢上の問題などで交通網があつたり、あるいは例えば市町村合併などということが事実上進んでいるといふようなことがあるとか、いろいろなそういう要素を入れてやつていかなきゃなりませんので、そういう意味ではその地域のことに

熟知しているというのはオーバーかもしれませんけれども、かなり知つていないと、これはなかなか資料を提出するにいてもできないという問題がございしますので、そういう事務的なことをお手伝いをさせていただくというのが事務方でございします。

なお、総理府の問題につきましては、選挙部長の方から答へさせます。

○佐野(徹)政府委員 区割り審議会を総理府に置く理由につきましては、ちよつと事務的に御説明をさせていただきます。

区割り審議会につきましては、その調査審議する事項は衆議院の小選挙区選挙の区割り等でございます。その区割りの結果と申しますのは、国権の最高機関でございします国会の構成等行政部外の事務に直接かわるものでございまして、国家の基本的な重要事項にかかわるものといふように考へられておりました。内閣総理大臣に対して勅告を行う、こういうことになつております。内閣総理大臣に対してのみ勅告を行う、こういった審議会がございしますので、その設置は総理府ということにされたわけではございします。

なお、選挙制度審議会につきましては、これは内閣総理大臣の諮問に應じて、答申等を行うことになつておりました。その關係で、選挙制度審議会につきましても、自治省ではなくて総理府に置く、こういうように仕組まれておるものでございします。

○笹川委員 そうすると、総理大臣に答申をする、勅告をするということでありまして、そういう意味で総理府に置くんだと。まあわからないこともないのですが、しかし実際は、選挙といふものは特殊なものだから、相当高度な技術といふか識見がないといけなから、そういう意味では、今自治大臣が言われたように、自治省が手伝うんだと。そうすると、総理府といふのは置くだけの話であつて、手伝いといふのはこの範疇まで総理府はやるんですか。

○佐野(徹)政府委員 いわゆる庶務と申しますか、

いろいろな庶務的な仕事につきましては、この審議会につきましても自治省の選挙部で行う、こういうふうに考えております。これは先ほど申し上げました選挙制度審議会につきましても、総理府に設置をするというように仕組んでおりますけれども、その庶務は自治省の選挙部で行う、こういうふうになされておるものでございます。

○笹川委員 庶務的というと、シヨムないことをやるから庶務的なものとも考えられるけれども、しかし、実際はこの区割りには非常に大切で、まさに国会議員の死命を制するような重大な問題ですから、定数だとか分け方だとか、二票、一票の話じゃないんですよ、本当のことを言うと、それだけに、議員の側からしても、公平に厳しくやってもらったという印象を持たなければならぬというのだから、私は、総理府の人間が、庶務的なことというの何と何方並立的にも思うし、しかし、仕事というのとは主が従か決まらないう責任の範疇もできないでしょうし、その点、自治大臣としてどうですか。

○佐藤国務大臣 委員御指摘のように、これは非常に重要なことだと私たちも思っているわけでございまして。したがって、法の体系は、御承知のように、総理大臣に勧告をするということになっております。

それから、十年に一遍ずつこれは見直すということになっておりまして、ある意味では、一番最初の区割りのことだけが非常に何か表に出ていますが、実はこれは十年に一遍ずつ人口が大きく変われば改定をするという常設の審議会になるわけでございます。

今委員御指摘のように、非常に重要なテーマでございまして、これは総理大臣に勧告をし、そして総理大臣は法案をつくって国会に提出をして、衆議院、参議院を通していただく、こういうことになっているわけではございませんので、扱いとしては最高のものでございまして、扱いとしては、総理府は、いわば招集、あるいはまさに庶務的な問題でありまして、中身の提出につきましては、

七名の審議会委員の質問といましようか諮問に依りて資料を、具体的に地域名その他のことについての成り立ちその他を、こういうことを調査しろと言え、自治省の関係者が調査をしていくということになるわけではございません。そのもとにおきまして、各位から御質問ございましたように、言うまでもなく、この案は一名ずつ各県に配分をして、二倍以内になるようにすることを基本とするわけではございません。

ただ、私もたびたび答弁させていただいておりますように、行政区画、地勢、交通等ということが基本になっておりますけれども、では何丁目の何番地のこの道からこちらは何々の選挙区でというのは、恐らく現実にはなじまないことであらう。そうしますと、一般市にどこまで線を入れるかというこの重要性和二倍を超えるということの重要性とは、やはりその審議会の委員の先生方に判断をしていただくという、重要な決断、判断を委員の方々にしていただくということ、かつ、言うまでもなく衆議院、参議院の両院にこの法案を改めて出して、つまり公職選挙法の別表を新たに改定して皆さんの審議をお願いしなければいかぬこととございまして、手続的には完璧になされていくというふうに自治大臣としては考えております。

○笹川委員 自治大臣として自治省の職員に、まさに画期的なことでありますので、真剣にまた真摯に取り組むようにひとつぜひ指示をしていただきたいと思います。それとまた、希望であります。委員を選任する際には、官房長官、なるべく女性も半分以上は入るように、ぜひひとつ御配慮をお願いしたいと思います。

次に、山花大臣にお尋ねしますが、実は国会の中には国会移転の委員会なんというものは実はできておるわけですが、国会を移転をする、しかし、皇居の移転というものは実は話題にのってございまして、これは触れられないということもございまして、ところが、現実には考えてみますと、国会を移転すること、あるいはまた国事行為ということで、や

はり皇居ももう考えなければ、一対のものを、片一方だけは持つていくのですよ、片一方はこへ置いておくのですよというところは、私は非常に難しいのじゃないかなと思うことが一つです。それから、今何かという一極集中でけしからぬ、役所も分割して分散しろ、あるいは国会移転になると、山梨へ来いとか、いや、群馬へ来いとか、埼玉だ、もう引く手あまたです。だから、国会だけ移転したら本当にそんなに一極集中がすぐ排除できるのかな。私は、そんなことよりも、学校を移転できたなら、その方が、だれにも迷惑をかけないで、地価にも影響しないで、私は何かできるような気がするのです。学校です。学校は、東京都内だけで大学生なんかもう何十万います。

それと、今度の小選挙区制になりますと、東京都に、この前も申し上げたのだけれども、時間がなかったのでお答えがちょっと満足できなかったのですが、一極集中はいかぬけれども、国会議員だけは一極集中いいんだ。いい悪いもないです。人口が多いのだから。一票の格差を縮めれば、必然的に東京に国会議員がどひやとできるわけですよ。

そうすると、確かに、国会議員というのは地域の代表だということも事実です。ところが、東京には、頼みもしなくなつてばんぼこばんぼこでつかいものができるわけだ、東京湾の埋め立てでも、地域の代表の国会議員のやることに何があるのかな。東京から出ている人には失礼なんだけれども、我々地方の出身としては仕事の量が全然違うように思うのです。はつきり申し上げて、

ところが、東京に住んでいる方が政治資金の吸収には便利でしょう。しかし、大体地方の議員というのは、東京で吸収して地方で使つていったというものが今までのパターンなんです。これは、またはやはり地方の方にも理解をしていただいて、また地方で集めて地方で使うということも考えられると思うのですが、どう考えても、僕は一極集中に全く逆行していると思うのです。国会

議員だけどもんふえる。そうすると、国会議員の数が多いいやないかということ必ず僕は国民から、恐らくマスコミから糾弾されるようなことになると思うのですが、その点について、例えば東京をアメリカのように特別区にして、こはもう東京都議会だけで賄つていただくというふうなことも考えられなくないと思うのですが、どうでしょうか。山花大臣は。

○山花国務大臣 私ども東京の議員ですけれども、どなたにも負けないだけ仕事をしています。こういうふうには自負しておりますが、今御指摘の問題につきましても、先ほど話題となりました定数配分の原則にかかわつてくると思います。では一体どうするかということにつきましても、定数配分について、国勢調査に基づく人口による配分以外に何かベターなものがあるかということになると、なかなか難しいのではないのでしょうか。

そういう結果から、人口が集中している東京にはということでありまして、そのことでは、東京に多いから特別区的なことについてはまだ議論としては余りされておらないところではないか、こういう気がいたします。先生の御指摘ではございまして、そうした問題はありますけれども、選挙の制度と定数の関係では、人口によって決まるということからやむを得ない仕組みになつていくということではないかと思っております。

なお、その他お触れになりました幾つかの問題につきましても、御提言としては大変傾聴に値する部分があったと伺つておりましたけれども、結論の部分については、私としては、以上お答えしたように答弁させていただきました。

○笹川委員 それは確かに、人口で、国勢調査とたがはめられて以上、なかなかそれ以上やることがないと思ひますが、将来の課題としては、私は必ずこの問題は起きてくるだろうなと。

例えば東京の場合には、御承知のように特別区ということと二十三区という、ほかの県とは違ふシステムがあることはあります。例えば区長に

しても、昔は都知事の任命でした、今は選挙に変わりましたが、それでもやはり地方の県単位ぐらいの、実は区というのはいろいろ権限委譲がありまして、自治省でもなかなかその区を、あるいは市にしてもコントロールするのが難しいぐらい、結構東京の区、市は実力を持っているんですよ。だから、そういう意味では当然私は話題になると思いますので、そういうことをひとつ提言をさせていただきます。

さて、建設大臣、この間はちょっと事務方が書いたものをお読みになったので、大臣自体もよく理解があるのかちよつと私もわかりにくかったんですが、きのう葛飾の区長さんも事務買収というところで、まあこの原資は建設会社なんです。一千万もあつたんだけれども、七百五十万だけは政治資金に登録した、恐らくその残りの二百五十万が登録されなかったということで、僕は政治資金規正法違反になったのかなというふうな気もするんですが、せつかく今建設大臣として、外国からも競争入札というものの不公平さを随分たたくています。私もアメリカに長くいましたから、向こうの入札制度はよく知っているつもりですが、日本は残念ながら今もこれは東京から地方まで全部、全国の隅々まで、あなたも市長さんやつておられたので恐らくそのことは御存じのとおりだと思います。

けれども、お金が伴わない談合というのは、一部では生活の知恵ということにも実は解釈できるわけですね。お金が伴わない。例えば、今月のうちの会社はもう仕事全然ないんです、このままじゃぶつぷれちゃう。ところが、ある会社は仕事は満杯だ。しかし、断ればこの次仕事がなくなるわけですから、指名に入れないんだから、必然的に指名には入れなきゃならぬ。そうすると、やはり地方でも話し合つて、仕事のないところへ、じゃ今月おまえにこれやるよ、とれ、そのかわりこの次のときは遠慮せよというところは今でも行われているんですよ。

恐らく市長さんの時代はそういうことがあつた

と思うんですが、それと、お金が伴うということ。これはまた別の問題です。それが今度悪くなると、お金を出して、うちへ今月下さいということ。これが起きます。もう一つ、最悪の場合には、今の知事の問題じゃないけれども、会社がじかに施工を出す責任者にお金を持っていて、この仕事を下さい。もうその仕事を逆に業者の方で指名しちゃうわけですね。

この建築汚職は、これからの日米構造協議の中でも物すごく出てくると思うんですが、今一番アメリカと日本の違う点は、日本の場合には業者のランキンががありますね、年に何億まではAとかBとかCとか。ところが、アメリカにはこれはありません。なぜないかという、金魚でも超層ビルを受注することがあります。今度、施工を出す方にしてみると、そんな金魚みたいな小さな会社で仕事があるにできるんかいな、完成保証ができるのかという心配があるわけがあります。これを解決するために実は保険制度がありまして、保険会社に保険金を払えばその会社がギランティーしてくるから、出す方は心配ないわけですね。

ところが、日本はそういう保険システムがないんです。そのかわりに業者間が実は保証するわけですよ。これはおかしい話です。競争入札です。だけれどとるかわからない。競争するの、それに敗れて仕事とれなかったやつがとれた人を保証するのです。これは建設大臣じゃなくても、よく私の話を聞くと、それは確かにちよつとおかしい、何か改善の余地がないかというところになると思うんですが、建設大臣としては、その保証制度ですな、まずそれを将来どういうふうな仕組みを築いていこうかと思われませんか。

○五十嵐国務大臣 今御指摘のいわゆる工事完成保証人制度、これは委員御指摘のとおり、僕らが考えても、つまり世間の常識と業界の常識に随分やはり差があるという感じがします。しかし、それはそれなりに、今まで続いているんだから、これはそれなりの業界の一定の存在の意味と

いうものはあるんだろうと思いますが、しかし、このところさまたまなスキャンダルが続いているというところから考えても、あるいは御指摘のよう国際的な状況から考えて、一体そういう制度がどうなんだろうかと考えて、一体そういう制度が御承知のように、中建審の特別委員会でもこういう点についても大変議論になっているところで、先走つて言うのもどうかと思いますが、恐らくこの工事完成保証人制度は特別委員会の議論の中で私は改善の方向になるだろうというふうに思っています。

問題は、それにかわつて一体どういう制度をとるか。アメリカのようなボンドを考へるのか。今我が国も一応、保険というシステムでは一部あることはあるんですね。あるいは前払いに關しては、御承知のように北海道それから東日本、西日本と三つの建設保証会社があるというふうなこともありますが、一体それをどういう新たなシステムで代替するかということは、今の中建審の特別委員会で鋭意御議論いただいて、年内に結論をすべて出すことになっていくので、それに基づいて新しい代替制度を設けつつ改善の方向にぜひ前進したい、こういうぐあいに思っている次第であります。

（委員長退席、前田委員長代理着席）

○笹川委員 それから、建設大臣、よく官庁の場合には最低落札価格というものを決めるわけですね。これを役人が漏らすか漏らさないかで、非常に工事がとれるかとれないか。

入札というのは何回やつても順番が狂つたためしがないんですよ。これはもう御存じのように絶対狂わない。もしそれがわからないんなら、これから延々とシステムを覚えてあげますから。もちろん知っているとは言えないでしょうけれども。例えば、もう私なら私が落とすと決めれば、第一回目で予定の入札価格にならなくても、それじゃ隣にいる田中さんが二回目でどんと安く落つて落すか、これはないんですよ。もう談合で私と決まっているんだから。三枚入札書を持ってい

れば、私が全部こしらえるんだ。おるやつにこう渡すわけだ。それは何回やつても同じなんだ。必ず私が最低価格になるように仕組まれているんですよ、はつきり言つて。だから、本当のことを言うと、三回やつたて意味がないんだ。この最低価格というものを教えちゃう。

だから、本来、入札というのは、公平にやれば、私は最低価格というものはなくいいと思うんですよ。ただし、最低価格がないと雑な工事下手を抜かれたら困る、いいものができないんじゃないかという、逆に業者の立場をおもんばかった実は制度なんです。

それは、デパートへ行つて、例えばある物を、これは十円でも五円でも言え、だれだって買う方は安い方がいいに決まっているんです。しかし、その品物というのはもう目で確かめられるわけですね、例えば自動車なら自動車。しかし、建築というのは請負業者ですから、ここが非常に難しいです。違つたものでできてくる可能性がある。じゃ、そのときは設計監理の面で厳重にやればいいじゃないかとおっしゃるかも知れぬけれども、なかなか役人の数もそこまで徹底しないんですが、将来最低入札価格というものを廃止するつもりがあるかどうか。いかがですか。

○五十嵐国務大臣 その最低価格制度あるいは予定価格等に関しては、やはりこれも議論のポイントの一つであらう。特に、この際予定価格をあらかじめ公表してはどうか、こういう議論もいろいろあるところであつて、それからもう一つは、積算の方法等についてもやはり再検討する必要があるだろう。さまざまにこの種のことについても議論が白熱化しているのが今の特別委員会の状況と言つていいと思うのであります。

いずれにしても、しかし、今御指摘のよう状況が今後続いていくというふうな、それはだから当然なんだということではこれはうまくないわけで、まさに今それを改革するためにどうするかということで、総力を挙げて頑張つていこうと

私は、一つにはやはり発注者、殊に知事とか市長とかあるいは地方議会議員であるとか、こういうところからの圧力、恣意性をどうやって排除するか、あるいは一方で、お話のような談合的なものをどう排除していくかということのために、我々としてはそういうことのまことにしづらいうような制度というものをどう入札契約制度の上でつくっていくか、ここでまさに知恵を集めて今やっておるところで、ぜひ年内には我が国の制度としての新しい方向、まあ我々の今考えられる限りのものがこれだというもので改革の方針を出したい、こういうぐあいに思っている次第であります。

また、御指摘になりました海外との関係では、実はきょう、入札あるいは契約手続の改善に関する行動計画の骨子というものを政府として発表をさせていただきます。これは外国向けだけじゃなくて、当然今御指摘のさまざまな点で国内の改革の問題に鋭意取り組んでいるわけで、そういう方向で、またそのことが国際的な近代化にも通ずるものだというところで、十一月一日の日米建設協議の、これはしかし我が国では承知しているものではないが、アメリカ側の一方的な設定といえ、やっぱり日米協調の上からいって、そこも配慮しながら実はきょう発表をさせていただいたような次第であります。

○笹川委員 十一月に日米の協定があるそうですが、大変だろうと思いますが、こういう時代ですからもうやむを得ないと思うんですね。

特に、日本の場合にはよく現場説明、俗に言う現説というのをまとめてやるんですよ。そうすると、もうこの会社が入札しに来たか、顔見ればわかるわけですね、現説で、となると、もうその帰りに名刺交換して話し合えちゃう。だから、建設省が仕事をするとか○〇県が仕事を出したように思っているけれども、実は建設業界の人というのは、天の声というんで業界から仕事をもらうというふうに理解しているんですよ。全然違うんですよ。お施主さんじゃないんですよ。業界から

いただく。もうまるっきりどっちが注文主だからかわからないのが実は建設業界の長年の風習でありまして。

両大臣も余りこういうことは専門家じゃないと思うんで、世の中というのはなかなか理屈どおりいかないわけでありまして、なるべくいい方向に持っていく方がいい。

それで、指名入札というのは、実は指名入札の権限が入ったか入らないかでこれはもうまるつきり違っちゃうわけですから、本当に私は公平にするというんらば、やはり指名入札じゃなくして、入札に入りた人はだれでもいいですと、これをやればある程度違ってくると思いますが、それでも五社か六社ならもう二時間もたないうちにみんな連絡が行っちゃうんで、そういうことは全部建設会館の中でやるんですよ。だから、私も昔入札にしてみたら高くて、ある大手が電話かけてきて、随契ですな、お前にやらしやると言っていただけ。私やこの価格の何割引きでやると言うんだよ。私は安い方がいいですよ。しかし、社内から見れば、ある一社のところに随契するというのは何かおかしい、公平じゃない、入札の方が公平だ、こうなるんです。だから、公平というのは必ずしも安くなるとは限らない。しかし、世間受けはするでしょう。

この辺が実は非常に建設業界というのは難しいんで、ぜひひとつ大臣も、これだけ建設、建設でも使途不明金があつて毎日毎日書かれちゃ、えらいところの大臣引き受けたなと思うでしょうけれども、まあこれも天命と心得て、我々も協力いたしますから、私たちの納める税金ですから、問題は、これを理解してもらわないと、税金つままれちゃうんじや困るわけですよ。

全部国会議員がもっている話だから、結局、企業献金が悪になって、毎月二万円の二十四万円にだんだんだんだん締められちゃう。そんなに文句言われて、悪い悪い言われるんなら、もう公的助成金ももたらつて、もう競争入札すれば年にそんなもの、五百億、一千億なんかすぐ国はもう

かるんだから、その分政治家の公的助成に回して、じゃ企業献金、個人献金もみんなやめちゃった方がいいと言いたくなっちゃうんですよ、はっきり言つて。その方が楽なもの、文句言われずに。どうせ文句言われるんなら相当額もらつた方がいいと思うのですが。

国民の側からすると、企業というのは自分もうからなかったら絶対出さないんだという感覚は実はありますね。それと、中には、出してもいいけれども何のメリットがあるんかいと露骨に聞きますよ。まさか万が一のときはいつでもお助けしますからお出しくださいとも言えない。言えないけれども、もらつた以上は一宿一飯の恩義があるから、何かあつたときはやっぱり飛んでいかなきゃならぬ。しかし、一宿一飯の恩義を感じない程度のお金というものが本当は一番いいんですよ。いろいろにならない程度に金額、少額なものということを考えると、まあ自民党の言っている二万円ずつ毎月もらつて年に二十四万、この程度なら大きい会社が出した出したら頼みに来るようなこととも、まあ私は社会常識ではないんじやないのかなと思うんですが、両大臣、感想はどうですか。

（前田委員長代理退席、委員着席）

○山花国務大臣 今の結論的部分で申しますと、金額だけの問題ではなく、システムとして企業・団体献金禁止の問題についてどう取り組むか、これが今回の法案提出に当たつての与党内部での議論でもありましたし、政府の議論でもございまして。

今御指摘のとおり、個人にも企業・団体献金を認めるかどうかということにつきましては、政治家とのかかわりで、確かに厳しいという面が政治家にとって出てくることは間違いないと思つております。ただ、今回は一歩踏み出すということの中身につきましては、まずそこまでは踏み出したというものが結論でございまして、御承知のとおり、企業・団体献金につきましては、政治家、政治家の後援会等についてはためである、こういう結論をいたしました。

今御指摘のとおり、少額ならということもありますけれども、これまた、実は脱法行為的なことなども考えますと、大変細かく分けて、たくさん受け口も分ける、出した方も分けるとかあつたように、いろいろな議論もまた出てくるんじやなからうかと思つています。

ということなどを考えると、今回一歩踏み出したことについては、全体の国民のゼネコンなどに對する厳しい目がある中で、政治家としてもみずから苦しい思いをしてもやっぱりやつていかなきゃいけない、こういう心構えということから考えても、現実的なぎりぎりの選択ではなかったか、こういうふうに考えているところでございまして。

○笹川委員 今、理想は理想として現実の問題でこう決められた、わかるんですが、よくテレビでも新聞でも、何かという世論調査をする。僕らも当落の世論調査で、危ない、危ないと言われると本当に危なくなる。じゃ、大丈夫だと言われると大丈夫かという、大丈夫と書かれた方はもつと危ない。いま一歩と書かれた方が当選の可能性はうんと出てくるわけですから、マスコミ、テレビというのは物すごく影響力があるんです。

そういうことを考えますと、企業・団体献金の禁止についてというアンケートをとりますと、国民の声ですと、政治家は全然関係なくね。国民の側からすると、やっぱり六〇・三％の人が禁止した方がいいと言っている。もう圧倒的なんですね。それから、禁止はしない方がいいというのは二四・九で、非常に少ないですね。わからないという人も一四・九。だから、わからないと禁止すべきじゃないというのを足しても、これは三九・八にしかならぬから、このことに関してはやっぱり国民だけの声を聞いてしまえば、必ずしも国民の声が全部いい声だとは思わなければ、もしいいんだよというんらば、政治というのは国民の声に謙虚に耳を傾けるんだという前提でいけば、これはやっぱり禁止した方がいいんだというのはもうNHKでも出ているんですよ。どうですか。やっぱり将来はしたいんですよ。

○山花国務大臣 今御指摘の数字は、企業・団体献金の禁止の問題について、今回の法案のように政党について個人について分けたものではなく、一体として恐らくアンケートの数字が出てくるのではなからうかと思っています。全体としては、今御指摘の数字、むしろそれを上回るアンケートの結果もあつたんじゃないか、こういう印象を持っておりますけれども、そうした国民の世論をストレートに受けるのであれば全面禁止ということだと思ひますし、そうした主張をしてきた立場もございまして、しかし、さつき申し上げましたとおり、まず現実に第一歩を踏み出すということから、全くその世論調査にこたえたわけではありせんけれども、その世論調査に示されている国民の世論ということを見るときで、しかし、現実政治の場における解決策として一歩踏み出したい、こう考えた次第でございます。

将来どうするかについては、一応、連立与党の合意では、廃止の意見にも考慮して五年後見直すとなっておりますけれども、それまでの間の新しい選挙制度、そして新しい政治資金のシステムがどのように現実化するか、政党の収入あるいは個人献金の状態がどうなるかということなどを勘案して五年後に改めて見直す、検討するという事になると思ひつています。

○笹川委員 それでは、この企業・団体献金の禁止というのをやるためには、どうしても要するものは要するんですから、政党助成金、これを真剣に考えないと、ただ切っちゃまえばいいというわけにいきませんから。

それと、政府が今回提案されている政党助成金の四百十四億、これについては、多過ぎると言つた人は一二・六しかないんですよ。これをいといと答えている人、少な過ぎるからもうと出せという人を入れますと、四一二％の人、まあ大体半分の人がこの四百十四億をいといっているんですよ。

さて、自民党の先生方、たまには聞かないと申しわけありませんが、自民党の方が少ないんですよ。

わな。少なけりや少ないにこしたことはないんですが、せっかく国民の皆さんが四百十四億でもいいよというアンケートが多いのに何で削るんですか、どなたでも結構ですからお答えください。

○伊吹議員 その後にいろいろ世論調査が僕はついでにたんじやないかと思うんですが、個人献金は賛成ですかというアンケートがついていたんじゃないですか。もしそれがついておれば、個人献金は大いに賛成だ、NHKだったか朝日だったかちよつと失念しました、大いに賛成だという人は七〇％ぐらいあつたと思ひます。あなたは寄附しますかというその後のアンケートについて、寄附するという人は一〇％以下だつたと思ひますね。そういう現実を考えると、私は、企業献金を結局認めるのか、それとも政党助成を大きくとつていくのかという選択の問題だと思ひます。

その場合に、私は、自民党も政党助成を提案しているわけですから、提案者としての立場と個人の政治家としての立場を使い分けるような器用なことは私はなかなか申し上げにくいんですが、私の率直な気持ちを言えば、なるほど政党助成を多く入れて企業献金を抑えていけば、それは企業が関与するものもろの不幸事はないかというふうな言われたいんですが、私はそうは思ひません。今問題になつてゐるのは、今の政治資金規正法上で問題になつてゐる献金ではありません。新聞等は裏献金と言つていますが、私はあれは献金じゃないと思ひつてゐる、裏金だと思ひつてゐます。ですから、今の政治資金規正法上認められてゐるもので不幸事が起こつたことは私はないんじゃないかと思ひます。

そういう中で、笹川さんの御指摘のように、国民の世論調査では、確かにそれは一つの家です。しかし、企業を関与させないことによつて、政党助成を行ひ、内閣総理大臣が指名をする会計検査院長の指揮下にある会計検査院、これはどういふことにこれからなるのか、私はいづれ連立側に何かにやいかぬと思ひつていますが、もしその政党助成の使途等について検査をする、検査をしなけれ

ばこれはやはり憲法上の問題が私は出てくると思ひますが、そういうことによつて実は政党政治の濫達性とか公権力と政党の関係がどういふふうになるのかというのを考えると、あることを防止しようと思つて、他のもつとも大切なことを私は失うのではないかと心配してゐます。

これは自民党の提案者としては、政治改革本部に担当の八者、八会派にやなくて八者が集まつて協議をいたしましたので、その協議に従つて私は賛成だと申し上げましたが、個人としては私は余りこのことは賛成じゃない。そういう意味からは、政党助成は、まあ今のところ自民党の計算は三分の一、そのかわり企業献金を入れるということ。そういう計算に私はなつてゐるのだと思ひます。

○笹川委員 今、伊吹先生のお答えでは、企業献金をもたらえるということだから、もし企業献金が将来何らかの形で制約されるなら別に政府の案でもいいというふうにも理解できるわけでありませんが、これは私の独断と偏見かも知れませんが、

さて、お金の話ばかりしていてもあれでございしますが、実は今度の小選挙区制で、両方の方に伺ひますが、小選挙区では落選しちゃうたところから比例の方で、重複立候補ができませんから、当選した。これは当選したんだからいいじゃないかといへばそれまでなんですが、なかなかこの日本の社会というのは隣近所のおつき合ひが多くて、今度何か会合で呼ばれるときに、当選した人は地元からおれは出てゐるというのでいろいろな会合に行かれるでしょう。ところが、地元で落つちやつたやつは非常に行きづらいうか、呼ぶ方も呼びづらいうか、先生よかつたね、何だか、選挙に落つちやつたけれども比例で当選できたか。何だか知らないけれども、学校でいへば、落選はしたんだけれども裏口入学で入れてもらつたみたいなの。それでなくても、先生、おれがやつたから当選したんだよ、先生危なかつたね、票数がクロスすればするほど必ず選挙民には言われましますよな。先生よかつたね、あのときおれがやらな

かつたら先生落つちやつてゐるよ、うちの会社がやつたから上がったんだよ、これはあるんですよ。

だから、これはもう皆さんも、皆さんは大丈夫と思ひけれども、まあ私の場合なんかはそういう可能性がいっぱひあるんですが、そのときに何と答弁したらいいのかな。まあ言つてみると補欠議員か、ちよつと資格が若干足りない、何とこのかな、欠格議員というのかな。片一方ではだめだけれども、片一方はよかつたというのが結構ある。

逆に、小選挙区に入る人はもう比例に出られない、比例は比例だけなんだよと明確に分けてしまへばその議論は言われることはないんですが、それはまあ、選挙の自由で、こつちだけ出ることでもできるんだよと言われるけれども、今の党の関係では大体やつぱり、国がえじやないけれども、こつちも出ないやいかぬ、こつちも出してやるよという議論があると思ひますが、どうでしょう。

○山花国務大臣 御指摘のケースは、併用制の場合にも並立制の場合にもそうした問題点が出るのではないかとこのことについては、かねてから指摘されてきたところでございます。

実は私もたまたま手元に九〇年十二月のドイツの選挙の結果、併用制ですけれども、持つてゐるわけですが、重複立候補ということで、比例代表で当選した人のうち、三百三十四人中三百二人が小選挙区で落選をしております。いわばほとんどと言つていいぐらいの数字であります。しかし、これはいわば政治風土として、比例代表から出てゐるんだからということで、当然のこと、決して補充とか一流、二流ということとは考えないで、選挙のシステムとしてこれではよろしいということになつてゐる、疑問もない。したがつて、日本でも有名なあのドイツの政治家も長年この小選挙区では当選できなかったけれども比例区の方から出てきたり前のこととされてゐる、こういう現状もございしますが、さて日本ではどういふことについては、御指摘のような疑問が出てくるのではないかと思つております。

初めは確かに御指摘のような違和感があり、残るかもしれないと思っておりますけれども、政党本位の選挙であり、かつ比例ということで重複立候補を認めるというシステムの中からは、当然こういう結果になるのだということにつき私は国民の皆さんの御理解をいただけるのではなからうか、こういうように思っております。

自民党案でも強調しておりますとおり、政党本位の選挙ということから、名簿を政党がつくり出す。そうなる場合、おっしゃったとおり、思い切ったことだけにだけ出して、重複立候補させないということについても政党の選択としては残っていると思っております。これは各政党の選択ということだと思っております。しかし、当選させたい、党の立場でそう思った方について重複立候補その他を考えるとということについて、これまた政党の選択ということになるのではなからうかと思っております。

ちょっと長くなりましたけれども、確かにちよつと違和感があるかと思っておりますけれども、新しい政治風土をつくっていくという、それだけ思い切った改革でありますので、こうした問題点についても国民の皆さんの御理解をいただくことができるのではなからうか、こう思っております。

○笹川委員 それでは、自民党の先生に今のところもう一つ追加で、名簿順位を決めるときに、参議院でももうえらい入札制度みたいになっちゃって、党員を獲得なんというところで随分自民党の幹部の先生は困ったと思うのですよ。おれを一番にしろ、おれを一番にしろ、みんな一番になりたいわけですから。もちろん惜敗率とか善戦率という問題もあるのですが、この点について私も余りよくわかりませんが、参議院の二の舞のようなことは将来起きないという、何か内部の規定みたいなもので、まさに国民に明確にわかるような方法はあるのでしょうか。

○伊吹議員 まず、前半部分のお考えについては、これは珍しく山花さんの御答弁になったことと私の意見は一致いたしております。日本では非常

に違和感があるかと思っております。笹川さんは小選挙区で堂々と当選してこれら少数ない議員だと私は思いますが、万が一そのようなことがあったら、いや、それはドイツのコール総理大臣だつて小選挙区はだめだけれども比例区で上がつてきているのとおっしゃった私はいいのだと思ひます。むしろ政策本位でやるわけですから、その日本の第一種議員、第二種議員という差別はまあみ込んでやる。

それから、二番目の問題については、私は、やはりこれは移行期の問題とある程度制度が定着したときの問題は分けて考えないといけないと思うのです。今の中選挙区でたくさん我が党も議員がいるわけですから、この人たちは三百の小選挙区に張りつけないといふことはなかなか技術的には私は難しいと思ひます。その場合に、御年配の方あるいは選挙区の状況を考えると比例区には自動的に回るといふ方は、これはまあ上へ回さないとはいけません。それで、小選挙区へ出た方は、これは党内の規定として、例えば次点の票と当選者の票との比率で順番がついていくというような客観的な状況を当然つくっていくべきではないかと思ひますし、定着を待たなければならぬと思ひます。はだんだんなくなっていくわけですから、客観的な基準だけで運用されてくる。

むしろ大切なことは、新たな候補者を客観的な基準で評価し、そして発掘してくる作業の方が大切になってくるんじゃないか、そんなふうには思っております。

○笹川委員 それでは最後の質問いたしますが、政府と自民党の方にお伺いします。

二票制と一票制というのには非常に論戦相分かれるところであります。山花大臣も佐藤大臣も、この二票制と一票制については、幾らここで聞いても、実は内閣だから、ベストのものを出したのだからどうも私の方はそれは言えない、死守するよ、まあそういう表現になると思うのですが、いづれにしてもここは議会でありまして、最終的な議会の決定に従うわけでありまして、私

は、与野党ともに何とか最大限の努力をして国民の負託にこたえるべきだ、こういうふうには思っておりますが、何が何でも一歩も譲るな、そういう考えであるかどうか、お二人に。死んでも譲れないというのか、そこはそこそこさというのか。自民党さんの方も、この一票制については断固死守するの、いや、そこは人間の情だ、紙一重でもというふうなお考えがあるのか。私も非常に重大な関心を持っておりますので、お答えをいただきたい。

○山花国務大臣 最後は一票、二票の問題だけちょっと例に挙げられましてですけれども、全体についてという、こういう御趣旨ではないかと思ひます。そういうことでよろしいですね。幾度かお話しさせていただきましたけれども、今回提案するに当たりましては、これまでの国会を中心とした議論を十分踏まえて提案をしたつもりでございます。もちろん、政府が出した提案について国会で御議論いただくわけですから、一般論とすれば、国会の御議論の決着を尊重するということとは当然だと思ひます。ただ、法案を出した私の立場からいいますと、それは当然としても、かなり議論をし、そして従来の与野党の議論というものをそんたくいたしまして出したものでありますので、何とぞ御理解いただきたいという基本姿勢について変わらません。

以上でございます。

○鹿野議員 いろいろな経緯の中で私も総合的に判断して、今回我が党が出さしていただいている考え方がまさしくベストである、こういうふうなことで、自信を持ってお答えもさせていただきます。ただ、合意形成につきましては、もちろん努力をさせていただきますというところは申し上げさせていただきます。

○笹川委員 それでは、担当大臣並びに自民党の皆さん方に大変長時間御苦勞をかけておりますので、感謝の意を表して、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○石井委員長 午後一時より再開することとし、

この際、休憩いたします。

午前十一時五十七分休憩

午後一時二分開議

○石井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。山本有二君。

○山本(有)委員 まず、政治改革法案を取り巻く現在の状況、特に中選挙区と決別し得るかどうかというこの瀬戸際に当たつての状況をお伺いしたいと思ひます。

ことしの七月十八日は投票日でありました。選挙戦は、政治改革をめぐる議論がほぼその主要な論点でございました。そういう中で、選挙が終わつたときに率直に感じましたことは、もう必ずこの次の国会では法案は何かの形で成立して、この政治改革というものを私に思つたわけが、できるだろうということをお私に思つたわけが、思ひます。そして、その翌月には連立与野党内閣ができるし、また、自民党も小選挙区比例並立という、ほぼ同じ仕組みでやろうという、そういう合意が大枠でできたというように思ひました。ところが、その一〇〇%の可能性から、私の今の率直な感想から言いますと、どうも法案が成立するのは五分五分ではないか、五〇%ぐらいではないかというふうな危機感を覚えるわけが、あります。

特に、この危機感というよりも、一体果たしてどうなるのか、自分の選挙はどうなるのかという、自分自身に当てはめてみましても、不安感やいろいろな思いが錯綜するわけでありまして、さてこれはどうしてなのかと自分ちよつと考へてみました。

自分でいろいろ考へてみたときに、幾つか思い当たる節がありました。それは、未知への不安とか、あるいは神学論争だからこれはしょうがないことなのかとか、制度の安定感というものは、まあ神学論争ですから、あるいはマスコミの報道で、できるできぬ、できるできぬと朝令暮改であ

ります。そんなことを考えたとき、ふっと、いや、そういうことは前国会もあったんだよ、未知への不安だとか制度に対する疑問だとか、あるいはマスコミの報道だとか、そういうものは今までもあったわけです。

何が突然変わったか、こう言いますと、私は、実は中選挙区というものの弊害、改革をしようという一つの理論に変化が起きているのではないかとこのように思います。

まず、ロッキード、リクルート、佐川と、こう一連のスキヤンダルがあった。で、お金がかかる政治をやめよう、こうなった。腐敗防止やら、あるいは政治資金の小手先での改革はだめだ、本質論で選挙制度を変えていこうという議論になった。

さて、そこまではよかったわけでありまして。その制度をどう変えるかのときに、中選挙区に決別する大きな二つの理由がありました。一つは同士打ち、もう一つは政権交代の可能性がない、緊張感がないということでありました。政権交代の緊張感というこの問題については、もう交代があったわけでありまして、私は、このことによつて、実は五〇%、中選挙区からの決別について、どうも力不足になってきたんでないか、エネルギーがそがれてきているんじゃないかというように感じるところがあるわけでありまして。

それを一つ裏づけるようなことは、実に中選挙区制度というのは、外国の学者に言わせると、これは単比例制度だ、こう言うわけでありまして。単比例制度、すなわち選挙区ごとの比例制度をやつたときと同じ結果が生まれるんだよ、こう言うわけでありまして。

特に、単比例制度と見られるこの中選挙区制度、これに比例制度を、並立ですから半分ぐらい、二百五十、二百五十というような政府案で導入を半分しますと、どうしても中選挙区とイコールな形になってしまふ結果が生じてしまふ。そんなことを考えたときに、どうしても私は、ここで思つて切つて、もう一回、中選挙区に決別をするんだという意識を新たにしていたかないためであらう

うと思ひます。

そんな意味で、もう一回、この中選挙区制度から本当に決別し得るのかどうかということを、まず官房長官の方からお答えを賜りたいと思ひます。

○武村国務大臣 今こそお互いに決然として、なれ親しんだ、我々一人一人の代議士を生んでくれたこの中選挙区に決別をしようではありませんかかと申し上げたい。

確かに、おっしゃるとおり、政治の状況が変化をいたしましたし、変化に伴つて、それぞれの党の利害、あるいは一人一人の所属しております党の立場での利害は変わつてきております。そこに、与党、野党、立場は違ひますが、新たな戸惑いや迷ひも出てきているというふうに私も思ひますが、しかし、もともと同士打ちや政権交代というのはわかりやすい論理でございまして、どつちかといえば個人中心の政治や選挙の仕組みであり、個人中心の金の集め方、金とのかかわり方が中心であつた今までの日本のシステムを、政党を中心にシフトをさせていこうというのが大きな決断だと私は思つております。

そういう意味では、やはり依然として中選挙区制は、この論理からいっても適合しないといひますか矛盾をはらんでいてという意味で、私は、今なお迷わずこの制度を卒業して新しい制度にお互い決意を固めていきたいというふうに思ふ次第であります。

もつとも、選挙制度そのものは、もう議論してまいりましたように、百点満点の百点どころかもう八十点以上のものは見つからない、六十点か七十点ぐらいだなと私は率直に思つてゐるのです。この制度も弱点、欠点があります。避けられませんが、そういうことで、議論すれば八十点、九十点に到達しませんが、何となく一〇〇%確信が持てない状況が続くわけですが、そこはもうやはり変えることにかけるのか、その気持ちでこの長年の迷ひながらも進めてきたこの大きな政策課題に決着をつけていくことができたかという

ふうに私は思つております。

○山本(有)委員 同じ質問を担当大臣にお伺ひいたします。

○山花国務大臣 中選挙区に後戻りすることはできないと私は認識しておりますが、そのことについては、これまでの議論などを踏まえて、与野党のほぼ共通の認識となつてゐるのではなからうかと思ひます。ただ、この委員会における議論を通じてもお中選挙区制の方がよろしいのではなからうかといった趣旨での質疑もあつたわけでありまして、その意味におきましては、改めて後戻りはないという意味において、先生御指摘の中選挙区制への決別宣言を再確認すべきであるということについては全く同感でございます。

実は、御指摘の前後の部分、これまでの経過の中で、中選挙区制についても、いい部分、悪い部分、さまざまな観点で議論された経過の中で、全体の流れとしては、前回国会における長時間の議論と選挙戦を通じて、中選挙区制とは決別しなければならぬという内外の合意があつたのではないかとこのことについては、私もこれまでの経過についてそのように考えています。

今、問題点を官房長官が的確に指摘されておつたと思ひますけれども、先生御指摘の中選挙区制についての政権交代の問題などにつきましては、実はそこだけではないかと思つています。やっぱ個人本位の選挙、そしてこれは選挙だけではなく日常的な政治活動におきましても、そうした選挙があるから、当然のこと、地盤培養行為的な地元優先の個人本位の政治活動というものがあつたわけでありまして、そのために大勢の秘書を抱えるということに象徴されているような、大変日常的に金のかかる選挙のシステムであつたといふことにつきましましては、大体共通の認識ではないでしょうか。

したがつて、そうした意味におきましては、そうした問題点を解決するために、選挙制度ということだけではなく、政治腐敗防止のための施策、同時に政治資金制度についての新しい提案等々、

一体のものとしてというふうに考えた中では、中選挙区制から決別して新しい選挙制度へ、こうした条件ができてきたのではなからうかと確信をされているところでございます。

○山本(有)委員 同じ質問でございますが、自民党にお願いいたします。

○伊吹議員 この選挙制度を含めた政治改革の議論が始まつたときから、私たちは中選挙区から決別をしなければならぬという決意は現在も揺るぎのないものであります。特に中選挙区のもとで政権を担当してきた自由民主党であればこそ、一つの選挙区から二人、三人と立候補しなければならぬというそのつらさは、政権を担う意図のなかつた当時の野党の皆さんにはわからない、それほどつらさを我々は味わつてきたと思ひます。その中から先生がおっしゃつた個人のスキヤンダル、あるいはまた派閥の領袖のスキヤンダルというものも生じてきました。

ただ、同時に、山本さんが今いみじくもおっしゃつたように、政権交代が現に中選挙区のもとで起つてしまつたと、そして我々が選挙制度を改革しようとした意図は、お互いに共通の価値観のもとで、重点の違う政党が互いに切磋琢磨することによつて、むしろスキヤンダルを起したからあつたのだからに政権が行くじやないか、そういう緊張感のもとでスキヤンダルも起こさない、間違つた政策、国民に受け入れられない政策をあちらの党が提唱したら、今度はこちらに政権が来るじやないかという政党間の競争、今おっしゃつたように政党間の競争、そして政策本位の政治をつくりたい、こう思つていたからだと思ひます。

今先生がおっしゃつた、逡巡してゐるという気持ちがあると思ひます。それはただ私は一点だと思ひます。政権交代は現に起つたけれども、残念ながら、その政権を支えておられる八党・会派の基本的理念が違つてしまふに政権交代が起つてしまつた。そして、今もここで小選挙区というものをに入れるとすれば、結果的に政治というものは立派な政策理念と、それをいかに達成していくか

という権力の部分が互いにまじり合つて出てくるのが現実の政治ですから、全く理念の違ふ方々が、やはり選挙に勝つという権力の部分をカバーするために御一緒になれるという可能性は極めて強い。そういう形を固定化してしまうのが、本当に将来の日本の危機管理とか日本の政局を占つていく上で本当にいいのだからかということとは、これは識者はみんな悩んでいると私は思うのです。

ですから、これは自民党の問題というよりも連立八会派の中の問題だと私は思うのですが、共通の価値観を持ったお互いの二つの政党が切磋琢磨するということを目指していたのが本来の政治改革、選挙制度改革であつたと思ひます。そういうことが本当に現実になるのだからかというその戸惑い、その不安、これが私は一番大きいんじゃないかと思ひます。

○山本委員 それぞれのお立場で中選挙区制度には決別をするという共通項は見出されたようでありましたが、さらにもう一項、もう一つ突っ込んでさらにこの問題についてお伺いしますけれども、中選挙区の先ほど申しました弊害、中選挙区の弊害イコールお金のスキヤンダルということだけに限つてみれば、政党中心とか個人中心とかも関係なく、ともかくお金がなぜかあるんだということばかりに焦点を当ててみると、やっぱり同士打ちなんですよ。

そこで、この同士打ちというものの弊害があるから変えよう、どうしても変えよう。現状に対する不満がいれば改革のエネルギーということになると、政権交代の可能性云々ということとともに、この同士打ちについても随分緩和されてしまったと私は思うのです。その最大の理由は官房長官にあるだろうと思ひますが、結局、同士打ちじゃなくて政党が分かつてしまったわけですから、以前の、解散の前の二百七十四議席から二百二十七議席、すなわち二百七十四分の二百二十七に緩和されたわけであります。

そういうことを考えてみますと、今後、もし仮に自民党の、こういうことはあり得ませんけれど

も、派閥が派閥単位で独立するとか、あるいはさらにもし減少してしまうとかいうことになって、限りなく百二十九議席に近づくと、もう完全に同士打ちというのとはなくなるわけですね。百二十九選挙区があるわけで、それに一議員だけしか立てられないというふうなことになると思います。すると政党本位の選挙が逆を実現してしまうという、中選挙区の中でも政党本位の、だから小党分立になれば実現してしまうということになると、政党本位とは言えないのじゃないかというようにも思ひますけれども、政党本位だけで中選挙区と決別できるのか、もう一回官房長官にお伺ひしたいと思ひます。

○武村国務大臣 将来の日本の政治の姿がどうなるか、この連立政権ができた前後から大変活発に議論が行われておりますし、御承知のように二大政党論と穏健な多党制論の比較の議論も何回か繰り返されてきたところでございます。

私、この民主主義の基本が多数決原理であるところには実は二大政党論の由来があるといひます。これはもう政権を決めるときもそうでございますし、一つ一つの予算を初め法案を決めるときもそうでありますように、すべて多数決で事が決まれます。その賛成する側と反対する側と、シンプルにいえばそういうふうに案件ごとに二つの色、二つの勢力というのが鮮明に見えてくるわけです、そこに二大政党論あるいは二大政治勢力論が絶えずこの議会制民主主義の中では出てくるんだというふうに思ひます。

ただ、日本の政治がこれだけ利害が錯綜して、価値観が多様化した中で、単純にイギリスのよう二つの政党にすかつと割れるかというところ、それはそう単純に割れるはずはないと、その現実を踏まえると、たとえ議会の多数決原理が働くにしても、かなりの数に過渡期である以上はならざるを得ないし、その状況もそう簡単に早い時期に二つに収れんするとは思ひません。まあ三つなのか四つなのか五つなのかわかりませんが、あるいは三つプラス小さなものが三つ四つとか、いろいろ

な形になると思うのですが、そのことは避けられないと私は予想をいたします。

お答えになりませんが、そういう中で、終局的には、そういう意味で特に単純小選挙区制が導入されますと一層そういう原理が働く。政権選択の要素も強まりますし、二大政党のキャラクターも強くなると思ひますが、そんな中で私も意図してきた同士打ちのない政党本位の、あるいは政策を中心とした争ひの方向に進むことは、基本的には間違ひがないというふうに思ひます。

ただ、従来も同士打ちの問題は政権党の自民党だけなのかと言われまして、自民党の中の熾烈な競争がほかの政党にも大きく影響していった。現実に奄美大島の場合は、絶えず自民党公認は一人でありましたが、無所属の人までそのまま派閥の応援を受けて自民党内部の同士打ちと同じ形をとつてしまひましたし、民社党とかほかの党の場合でも、党オリーワン候補者ではあつても、自民党が非常に激しい後援会競争を展開すれば、やはり社会党や民社党の方といへども後援会をつくつたり、よく似たことを、電報を打つたりおじぎをしつたりしなきゃならないという意味では、やはり金のかかる方向に引張られがちであつたといふことも考えますと、自民党だけの話ではなかつたなというふうに思ひます。

長くなりましたが、要領を得ませんが……。

○山本委員 ちよつと問いと答えがきちつとしていくかどうかかわかりませんが、一応その中選挙区への決別の意思は十分わかりました。次に、担当大臣にお伺ひいたしますが、自民党案にしろ政府案にしろ、まだまだ距離があるわけでありまして、しかし、この国会を乗り切る責任というの、やはり権力を背景にしたところに一番の責任、これがあるような気がします。公約というものは、これは実現ができる力があるから公約約束というわけでありまして、その意味で、まあ連立与党の第一党の、しかも委員長を経験された大臣がこれについてどうお考えか。

い、ワイマール共和国のようにいつかわかるんだろう、こう言われてきましたけれども、現実の第二次大戦後のヨーロッパというのは長いこと続くわけですが、その原則は、第一番に第一党が首相を支えるかどうかだけなんです。だから、第一党としてその責任はあるわけでありまして、支えるかどうかはこの公約実現にかかつておるわけでありまして、このことについて異論はないか。

小さな政党の党首を第一党の大きな社会党が支えておるわけですが、そして公約というものの対して、政治改革することに対して一番責任があるということですが、このことについて自民党よりも連立与党の方に責任があるかどうか、それについてお答えください。

○山花国務大臣 御指摘のとおり、長期政権について過去のヨーロッパの例を調べてみると、むしろ連立政権の方が多いというふうな学者の研究結果もございました。それはやはり民主主義の手法だと思ひます。幅広い国民のコンセンサスを、連立を組んでいる政党の中で議論をしてコンセンサスをつくり上げていく、そのことに対する国民の支持という政治の文化というものもたまたましたものではないか、こう理解をしているところでございます。

今回、三十八年間の一党支配の政治から、自民党が政権をとつておつた時代から、連立の時代になつたこれからの政権のあり方というものは、恐らく一つの政党が五〇〇の、あるいは五〇〇を超える支持を得るといふのは今日の日本の政治現状からはないんじゃないだろうか。どの政党がかなり勝利したとしても五〇〇以下であつて、連立政権の時代に入つたのではないかと、こういうふうに私は認識をしております。

さて、そうした中で、政権の担ひ方、そして内閣のリーダーである総理の支え方ということにつきましては、新しい体制に入つての新しい勢力の積み重ねということでもありまして、まずは連立政権の合意をつくり、その合意について各党が誠実にこれを履行するというところから、その合意

を土台にして総理としては安定してリーダーシップを発揮する条件がある、これが今日の仕組みだと思っております。

一般論で申し上げましたけれども、その意味におきましては、連立政権の合意に従って与党が協議をした、そのままとった合意というものが内閣に報告され、これを内閣としても受けとめた中で今回の法案を出させていたのだ次第でございまして、したがって総理はそうしたきちんとした連立政権のルールにのっとった法案の提出をして、今責任者の立場にあるということでありまして、全く与党の支持の体制に微動だもしない体制がある、こういうように考えているところでございます。

それで、その法案を出したからには成立させる責任があるではないかということにつきましては、それだからこそ私たちが、これまでの長い国会の議論の経過、そしてその中で与野党の議論ということをも十分踏まえた中で法案を作成、提出させていたのだつもりでございます。

今、まだまだ双方の考え方には大きな幅がある、この御指摘もありましたけれども、前国会を振り返っていただければ、もともとこんな大きな差があったわけでありまして、その中でどうやってそれぞれの主張というものを生かすことができるかということの議論の中で、前国会でも野党側は中選挙区から併用案を出し、そこから連用案に譲歩をし、歩み寄って、さらにあの現場では連用の修正というところまで歩み寄った経過もありましたけれども、残念ながら単純小選挙区の党議決定をお持ちの自民党とそれ以上歩み寄ることはできませんでした。

今回は、大きな差があったものがかなり近づいてきた中で議論でありますので、確かにまだ十を超す、十項目を超す意見の違った部分というのはございますけれども、これはこうした議論をする中で問題点がだんだん詰められてきているという状況ではないかと思っております。こうした現在の事態におきまして、私たちは、提出した政治改

革の担当大臣という立場もございします。ぜひこの点について、今度の法案について御理解をいただきたい、こういう姿勢で今審議にも臨んでいるところでございます。

○山本(有)委員 御答弁の趣旨を総括して私の質問と対比すると、やはり比較して連立与党が自民党よりも成立に向けての努力をしないやいかぬ、こういうようにおっしゃっていただける、この理解するわけでございます。

そして、そのときに、十項目の隔たりが詰められている、こうおっしゃられたわけでございますけれども、さて、詰めていくことが全部合致するならばそれは何も問題ないわけでありまして、政府案と自民党案という二つのものが歴然とこういう形で法案として提出されて、じやどこでどうやっていくかという問題、まさに修正の問題ですが、これのどつちからということについては非常に難しいことだろうと思ふんです。十項目の中で詰めているのは、どこでどうやって詰めていくのか、そしてその修正というものに明らかになってくるのは、その十項目からどういう形でできるのか。さっきおっしゃられた範囲の中で結構でございますが、もう一度お答えいただきたいと思ひます。

○山花(務)大臣 山本委員が前段を整理された責任の所在ということにつきましては、これだけの問題ですから、選挙の国民の審判を振り返れば、私は与野党ともに責任を負うということの中でこの国会を迎えていると思ひます。

ただ、そうした中で、議員提案という考え方もあったと思ひます。しかし、政府提案にしたことの意味というものは、政権として国民の審判の結果を重く受けとめ、そしていわば一枚看板の政治改革を打ち上げた細川政権のスタートですから、まずその意味におきましては、政権の性格を鮮明に打ち出すためにも政府提案としよう、こういう決断をした経過からも、政府が大きな責任を負うて、それは法案提出だけではなく、法案の成立につきましても大きな責任を負うていっているという

ことについては十分自覚しているつもりでございます。それだからこそ幾度か話題となりました総理の年内成立の決意もあつたものと受けとめ、我々はそうした大前提のもとに閣僚として責めを果たしたいと思ひているところでございます。

後段の部分につきましては、確かにそうした意味におきましては、法案ですから、先ほども、私午前中の議論の中で、全体として、一般論とすれば、法案を出したもののについて、政府が出したものに ついても国会での判断を仰ぐ、国会での採決を仰ぐ、こういうことでありますから、これは政府がベストと思つて出したというものについて国会の議論がどう展開されるか、どう与野党の議論が結実するかということにつきましては、これは一般論として当然の国会に託された問題ではなからうかと思ひます。

したがって、我々は政府として責任を持つて出しました。そして、我々の気持ちというものをいろいろの機会に皆さんにお伝えするという努力をする中で御理解をいただきたい、こういう姿勢でやっているわけでありまして、今御指摘の、じや一体だが、どこで、昨日来、窓口は等々の問題につきまして、政府の立場で窓口はここじやないですかと言ふことは私はできないテーマではないか、こう思つていられるところでございます。

○山本(有)委員 それは難しい問題ではあります。が、そこを乗り越えるかどうかはまさしく与野党第一の責任なわけですから、そこはもう明確に今週中にしていただかなければ時間切れになってしまう。

官房長官に就いてお伺いしますけれども、特に細川総理が年内成立発言をあえて言つたことについて、私はちよつと、これは決意と受け取るには余りにも意味があり過ぎることではないかなというところなんです。それは、やはり国会というものが、審議があり、日程があり、時間が限られていふという中で年内ということをあえておっしゃられたということは、私は、年内にできなかったら腹切りますよというように逆を自白してい

るような、そんなふうな感じがするんです。そうすると、政権を失つた我々野党としましては、そんなふうなおかしいことがあれば、逆にそれじや待つてみましようよ、お手並み拝見しようよということになるのが当然なんです。

それだけに、逆に言えば、もう簡単に連立与党の多数でこれを通過させることができるという、それぐらいの自信満々さが、いわば傲慢さがこの年内成立発言になつていのではないかなと、私はそう思ふんです。

したがって、あえてこの年内成立発言をされた以上、そういうようないわば政局的なレベルでの話にならないようにこれを必要があろうと思ふんです。そうすると、逆に言えば、政局の話にせずにはやめていくためには、この発言をされた総理がむしろ辞を低くして野党との合意を求めてくるというのが筋だろうと思ふんです。だから、その筋を考えれば、官房長官はそのおひざ元にあるわけでありまして、官房長官が修正のいわば窓口として頑張つていかれるというふうなことも必要ではないかと思ひますけれども、この発言と官房長官のお立場とかみ合わせましてちよつと御発言を賜ります。

○武村(務)大臣 まず、総理の年内発言は、考えてみますと、私もどと当時の細川さんと連名で「政治改革政権」の提唱をさせていただいたのが七月の二十三日でございました。あの文案をつくるために二日ほど議論をしたのであります。五本ほど柱を立てまして、この五本の柱に合意をする政党が集まって政治改革政権をつくるべし、こういう提唱でしたが、そこで各党は党議決定をしていただきた、同時に、この法案は年内ということをおこすことはつきり表明をいたしました。そこに根拠があるのではないかと。その提唱に賛同いただいてこの政権ができたということ、当然、細川総理も、総理になられた直後も頭に強く残つていて、これはあのときの出発点からしても年内にきちつと果たさなさいけないという、いわば大変難しい問題ではあるけれども、この難問に対す

責任感があつた表現を使つたのではないかと、私はそう考へております。

それで、当然もう妥協とか合意とかいふ話は山花大臣がお答えされておられるとございまして、昨日も政府・与党の会合で相談もございまして、やはり院内で真剣に今こうして議論を進めていただいております以上は、院内で十分な話し合ひをしていただく。政府は、政府案を提案をしていられる立場でもありますから、自分たちがベストの案を提案していきながら妥協に進んで乗るわけにはいかないなど、これは形の上でもいかなうなど。それならば、やはり連立与党の皆さんが御苦勞いただいで、わけでも現場で御苦勞いただいでいる理事の方々も含めて、真剣にこの議論の推移の中で合意の可能性も責任を持って探つていただく、こういうふうな判断になりました。

したがって、総理みずから重大な関心を持っておられます。ましてや政権の行方のかかつて、そこまで発言をした問題でございすだけに、本当にすべてにまさる大事な課題が刻々動いていことに全神経も使ひながら関心を持たれておりますが、どうぞそういう状況の中で、ひとつよろしく与野党を超える立場でこの法案についてお願いをいたしたいというふうに思っております。

○山本(有)委員 担当大臣にお伺ひいたします。

けさの朝刊で公表されました与党首脳会談、この与党首脳会談では総理が改革の決意を改めて述べられたそうですが、そのまた与党の代表者会議、ここにおいては官邸主導で妥協案を模索しているのはけしからぬという発言があったとございす。それは連立内閣ですらそういうことも多少はあり得ることは認めなければ、国民に明らかにするような形で、いわば妥協案の権限をめぐつての醜い争いというものが国民の前にさらされることは、我々にとつても、国会の全議員の運命を決める問題ですから、これがそういう連立内閣の中の矮小化された問題というような片づけをされることは、我々も非常に残念でしようがないわけでありす。

したがって、きのうの首脳会談での総理の決意、そして官邸が主導で妥協案をつくる、それで官房長官もやろうと考へられておる、それへ水を差すような、そんなふうな代表者会議というのはおかしいんじゃないですか。山花大臣にお伺ひします。

○山花国務大臣 私、代表者会議には出ていませんけれども、政府・与党首脳会談には出ておりました。そこでの双方の話し合ひにつきましては、醜い争ひ的なことは一かけらもありませんでした。まさに政治改革についてともども協力して国民の期待にこたへたい、こういう完全な合意がなされたのが昨日の政府・与党首脳会談だったと思ひます。

これまたきょうの閣議の際も、閣議の後の懇談の冒頭に、総理から、昨日の出席者は限定されていすから、全閣僚出席の席で同じ政治改革についての決意が述べられ、閣僚一同、そのとおりだということ意識統一したわけでありすけれども、全くこの点につきましては双方の意見の不一致というものはなかつたわけでありまして、内容については官房長官がお答えしたとおりでありすので、その点の御心配は全く御無用ではなからうかと思つております。

また、今後ともその点につきましては御心配のようないふことがないように、当然我々としては努力をしていきたいと思います。

○山本(有)委員 代表者会議の方には出られてなかつたということですから、樂觀的に見たいという気持ちにはわかるのですけれども、やはりそこが最大の問題点でありす。

そこで、もう一回あえて、しつこいのですけれども、修正案を模索するならば、窓口と妥協案のいわば最終決定権者というものはどこか、もしわかるならわかる、わからないならわからないで、今のところ考へてないなら考へてない、イエスかノーかぐらゐの短い言葉でお願いします。

○山花国務大臣 政府の側としては、窓口問題について、責任を持つてだれだという立場ではございせん。

ただ、一般論として考へれば、与野党の相談と云ふことになりす、自民党の方の窓口がどうなつてゐるか、これは全く私は存じ上げるところではありせんけれども、与党側とすれば、まずは何よりも現場の理事の皆さん、そして政務担当の幹事の皆さん、そして代表者の皆さん、こういう段取りで相談があるのではなからうか、そういうふうに考へていられるところではございす。

○山本(有)委員 山花大臣も御苦勞されていられるところだと思ひますけれども、ともかく理事という話が出てまいりましたが、この特別委員会の理事の間でぜひ具体的に詰められるような、そんなふうなことを進めていただいたらというように思ひます。

自民党にお伺ひしますけれども、社会党も毎日毎日いろいろ、連立与党を含めてこの成立に向けて賛否両論あるようでありすけれども、自民党の方も、我が党の方も、これが修正とかいふ議論になつたときに、非常に党内コンセンサスというのが問題になろうと思ふのですけれども、この党内コンセンサスを得るといふその決意をお伺ひさせていただきたいと思います。

○鹿野議員 当然、今回の政治改革法案を出させていただく段階におきまして、総務会におきまして、総裁、党四役、政治改革本部長に裁量権を与えていただいておりますところをございすから、そういう中におきまして、我が党としての考え方というふうなものを明確にさせていただきますながら政治改革実現に向かつて努力をされていくものと、このように確信をいたすところであります。

○山本(有)委員 よろしくお伺ひいたします。

次に、基礎配分というのでしようか、一人均等配分というのでしようか、定数配分のときに都道府県に配分をする作業と地方代表の問題等について各論をお伺ひいたします。

まず、各都道府県へ一人均等配分した根拠というのとはどこにあるのか、自治大臣にお伺ひいたします。

○佐藤国務大臣 これはもちろん人口比例だけで

やるやり方もあるかと思ひますけれども、やはり小さな人口を持つ県といふものについても、発言権と申しましようか地域の声を国政の中に反映をさせるということの必要のために、まず各都道府県一名ずつ、そして残りの議席を比例配分するということになつたわけで、いわば過疎県イコール小さな県とは申しませんけれども、そこを優遇する処置でございす。

○山本(有)委員 自民党にも同様に、四十七都道府県に配分するというその理論的根拠、これをお伺ひいたします。

○伊吹議員 このところは、今佐藤さんがおっしゃつたのと同じ意見で結構だと思ひます。

○山本(有)委員 しかし、私は、小さな県への配慮というわけでありす、東京都にも一つ配分してあるわけですね。それから、道、道といふのは面積的には大きいところでありすし、だから、そういうような意味においてはどうしても過疎県、ミニ地域だけに配慮したとはいへない部分があるのじゃないだろうかという気がいたします。

そこで、これと同じ制度はどこでとつていられるかと、アメリカの下院でとつていられるわけでありす、アメリカ合衆国といふのは国が集まつた連邦共和国だものですから、当然、一国一國に平等権があるのは当たり前だと思ふのです。ところが、日本といふのは単一国家でありすから、その意味では、都道府県といふのが便宜自治制度を置いただけでございまして、三千三百の市町村の方が基本かもしれせん。

そんなふうなことを考へると、必ずしも人口比例といふいふゆる人口だけのモメント、それに加えて都道府県といふもののモメントといふのは根拠がないような気もいたすわけでありす、アメリカと比べましたら、あえてこれをとつていふといふところに、私は一つの、今回の両案、政府案も自民党案も両方とも、何らかの形で余り深い議論をしないままに制度を導入してしまつたのではないかというやうな危険性を感じるのですけれども

も、その点については、自治大臣、いかがですか。  
○佐藤國務大臣 山本委員言われましたように、確かに一名ずつ配分というには、東京とか大阪とか愛知とか、そこも配分をしております。しかし、それは人口の多いところでございまして、その一名というのは相対的に非常に小さくなるわけですね。そして、この前も議論がございましたように、結果的に一名ずつ配分したことによってところが、完全な人口比例でやった場合と比べてどか減るかという、今申しましたように、東京なりあるいは大阪なり愛知なり北海道なりというところが人口の少ないところに出しているという結果になるわけでございます。確かに東京都やなんかに、大きな県にも一名は配分しますけれども、結果的には小さな県に一名を配分している格好になるということが一つであります。

それともう一つは、確かに山本委員言われましたように、アメリカはユニテッド・ステーツ・オブ・アメリカであり、州があくまでも寄つたものであります。日本はどちらかといえば、それは廃藩置県以来、県というのが一つの行政単位になつてゐることはこれまた紛れもないことであり、各県に知事がありということからいいますと、もう十二分に県というものの単位というのは、これは国民的にもなじみ、また認知されているんじゃないでしょうか。

地方分権の考え方の中で、将来これをどういうふうにしていくべきかの問題はちよつと先の話、別な次元の話でございしますが、その意味では、四十七都道府県というのは、私は国民の皆さん方に十分なじまれている行政区画であると思つておりますので、そこに一名ずつ配分するということは至当ではないかと思つております。

○山本(有)委員 私は、定数配分のときの理論として、人口比例、さらにこの都道府県、それだけにとどまる必要は日本はないんじゃないかといううな気がいたします。

特に、この日本の政治システム、社会構造、そういうものを考えてみますと、一番最初に必要なこ

とは、市場経済主義だろうと思うのです。これをきちんとしなければいかぬ。それがあから各地域、企業が繁栄してきたわけでありまして、ただ、この弊害というのは、大きい資本が小さい資本を食っていくという論理の中で、東京へ大きい資本が全部集まつてしまつた。そうすると、東京の資本に地方が勝てるかという、極めて僥倖でもない限りまれなケースしかないわけでありまして、そうすると、いわば東京イコール大資本であつて、それで地方イコール小さい資本であつて、その間の市場経済原理というのは働いていないわけでありまして、そうすると、市場経済原理がこの国の仕組みで働かないときには、いわば福祉制度と同じように、政治が手を差し伸べる以外に方法がないですよ。政治が手を差し伸べる以外に方法がないとすると、いわば定数配分以外に今考えられる方法がないというぐらゐのところまでいくような気がいたします。

そんなことを考えますと、この四十七都道府県の配分というのは、まだまだ政策目的達成には足らない。そこで考えられるのは、面積とかあるいは市町村の数とかいうことでありますけれども、あえてもう一回自治大臣に、こんなふうに将来的に考えたらかどうかということについてお伺いいたします。

○佐藤國務大臣 二つの問題があると思ひます。一つは、何といつても、きょう午前中にも議論がございましたように、これは国民の代表を決める非常に重要な要素の定数配分でございます。したがつて、それじゃ何に基づいてますやべきかというところになれば、結局、客観的にどなたでもわかつていただけるのは、やはり人口しかないのではないかと。例えば面積といつても、長崎二区は五島列島を含めて海の上のところまで入れると東平野ぐらゐになるとか、それを言つていきますと、本当に客観的な基準というのがあるだろうかというところになり、また、政治というの、やはり投票行動の平等性ということからいいますと、人口というのは一つであらう。ただし、それじゃ全

く今申した人口の完全比例でいいかという、小さい県への配慮をいたしました。  
それともう一つ、山本委員言われましたように、確かに経済的にも東京一極集中になつてゐる問題。しかし、高知なら高知に大衆根づいてゐる、高知に本社を持つてゐる立派な会社だつてたくさんあるわけですよ。したがつて、私は、これからの政治というのは、中選挙区制の中でも言われましたように、地域への利益配分とかあるいは誘導とかという問題ではなくて、やはり国民の代表、そして一方では地方分権という大きな流れがあるわけございまして、問題はこの国土のまきに均衡ある発展というのをどうしていくのか。

今私も自治大臣をやらしていただいて、各市町村長というのは地方単独事業を使つて意欲的に随分いろいろなことをやつていらつしやる。それはそれで、やはり国と地方一体になつて応援をしていくということ、きょうの午前中にも同じような議論がありましたけれども、私はそもそも日本政治のあり方、政策的なあり方、それは単なる国会議員というものが地域の施設をつくつたり何をしたりするパイプ役だけではなくて、全国的に日本がこれからいろいろな意味で、狭いのでありますから、豊かさ、ゆとりというものを感ぜさせるには政策をどうしていくかという問題と、二つの問題が私はあると思ひます。

今の山本委員の御意見が、もし政策的に過疎県といつても、過疎を配慮するためにものとそちらにウェイトをかけたらということになるといたしますと、例えば各県に二名ずつまず最初に配置をしていくことになりまして、これはとてもじゃない、二倍以下におさまらない、三倍以下でもどうかという問題も生じてまいりますので、私は、定数配分の問題はそれ、それから政策のこれからやるべき課題というの、それは日本を隔々までどうやって活性化していくか、今もやつて努力していただいておりますが、その二つを分けて考えないと答えは出てこないと思つております。

どうもありがとうございます。  
○石井委員長 この際、山本拓君から関連質疑の申し出があります。山本有二君の持ち時間の範囲内でこれを許します。山本拓君。  
○山本(拓)委員 山本有二さんの時間をいただきます。質問させていただきます。  
まず最初に、時間がありませんので、簡単に質問していただきますので、簡単に答えていただきたいと思います。  
今国民は、やはり今我々が政治改革国会ということで法案審議をやつておりますが、この法案が通ればすばらしい政治体制になるのだからうないうふうな期待をいたしていることだらうと思ひます。そういうことで、まず担当大臣と、きょうは官

アメリカ人は、ただこの国会だけで政治改革という議論をしていただけで、国民は知らないよ、国民の後押しはないよというふうなことで、実現はだめだらうというふうな年次報告で書いてゐるんです。そういうふうな予想がまぎまぎと的中しないように、どうぞ関係の先生方にこの国会で成立をぜひさせていただくように、なおよろしくお願い申し上げます。

どうもありがとうございます。  
○石井委員長 この際、山本拓君から関連質疑の申し出があります。山本有二君の持ち時間の範囲内でこれを許します。山本拓君。  
○山本(拓)委員 山本有二さんの時間をいただきます。質問させていただきます。  
まず最初に、時間がありませんので、簡単に質問していただきますので、簡単に答えていただきたいと思います。  
今国民は、やはり今我々が政治改革国会ということで法案審議をやつておりますが、この法案が通ればすばらしい政治体制になるのだからうないうふうな期待をいたしていることだらうと思ひます。そういうことで、まず担当大臣と、きょうは官

どうもありがとうございます。  
○石井委員長 この際、山本拓君から関連質疑の申し出があります。山本有二君の持ち時間の範囲内でこれを許します。山本拓君。  
○山本(拓)委員 山本有二さんの時間をいただきます。質問させていただきます。  
まず最初に、時間がありませんので、簡単に質問していただきますので、簡単に答えていただきたいと思います。  
今国民は、やはり今我々が政治改革国会ということで法案審議をやつておりますが、この法案が通ればすばらしい政治体制になるのだからうないうふうな期待をいたしていることだらうと思ひます。そういうことで、まず担当大臣と、きょうは官

房長官もおられますから、お二人に、この法案が成立すればいかに国の政治体制がよくなるか、すばらしくなるか。

というのは、要するに我々が今議論しているのは、手段を議論しているものであって、法案を成立させるというのはあくまでも目的ではございません、手段ですね。やはり国民に信頼される政治体制をつくるために選挙制度を変えようという議論しているわけでありまして、この法案を通せばどんなにすばらしいものになるか、ひとつ明言をさせていただきますか、これは議事録に残りますから、後世の人にさすが山花大臣だと言われるか、それともあのうそつきと言われるか、どちらかになります、きちっとこういうすばらしい政治体制になるということを明言していただきたいと思ひます。

○山花国務大臣 内閣の目標であると同時に、国会、与野党議員を通じての責任であると思ひつています。

今この政治改革を実現したらという御質問でしただけども、やはりその場合には、従来の選挙制度あるいは腐敗防止、政治資金のための制度と今回の制度がどう変わるのか、それによって政治がどうなるのか、これが基本であると思ひつています。従来の中選挙区問題については、これまでの議論にありましたとおり、立場によってその欠陥についての指摘はそれぞれ違つておりましたけれども、これを乗り越えて、政治腐敗をなくする新しい政治資金制度を含めた新しいシステムにしていきたい、こういった合意のもとにスタートした次第でございます。

やはり問題は、選挙の審判を受けた、そしてそこで国民の声が政治に対する不信きわまりというところの中で、とにかく政治改革をやつてもらいたい、こうした国民の期待にこたえて国民の信頼を取り戻すこと、そこからこれからの政治がいくられていく、その意味で、我々は何よりも政治改革、それが喫緊の課題である、最重点の課題であると考えているところでございます。

細川総理が過日の委員会でも発言いたしましたとおり、政治改革の問題、経済の改革、行政の改革、三つのテーマがある、こう指摘されておりますけれども、大前提は政治改革である、こういうふうに考えております。

○山本(拓)委員 官房長官、いいです。

それでは具体的にお願いしますが、今日の社会党、中選挙区における社会党、立派に政権を担つておられます。今度選挙制度が変わりまして社会党はもちろん発展をされていくんだらうと思ひますが、今の社会党と小選挙区になつた場合の社会党とどこがどう変わるのでしょうか。ちよつと教えてください。

○山花国務大臣 選挙制度の今度の根本は、政党・政策中心の選挙制度に変えていく、こういう仕組みです。そして、それは同時に政党の役割というものの重要性がいよいよ増してくると思ひます。私たちは党として政策を訴える、そして政権を目指す、政権を目指すための政策を争う、こうした社会党として、従来の政権とはむしろ無縁と見られた社会党から、政権を目指す社会党、こうした、スローガンではなく、現実の役割というものを果たし得るような党の自己改革を含めて、そうした社会党になつていきたい、こう思つております。そういうことを目指すのが今度の政治改革における政党選挙、政策選挙中心の選挙の各党に及ぼす問題点ではないかと思ひつています。

○山本(拓)委員 ということは、今の姿は仮の姿だということですね。

では、一般論でひとつお尋ねしますが、これから政策競争、政策本位の政治体制をつくらうというところでありますが、では、いわゆる政策本位の政策を実現する上で、政党政治の原点である政党の政策ですね、これは主役は国民でありますから、やはり何が根本になりますか。もちろん選挙時の公約ですね。それは間違いないですね。

○山花国務大臣 政党は本来理念を持っておりますけれども、具体的な公約ということならば、選挙の際の公約ということになるのは当然だと思ひます。

ます。

○山本(拓)委員 やはりこれから選挙民に政策で争つて選んでもらつて、そして数を得て政権に参画するわけでありまして。

ただ、ここで質問しておきたいのは、これからはいわゆる連立政権をつくらうということですね、一党ではなかなか単独とれませんからね。そうすると、いわゆる選挙のときの公約と、そして連立を組むときの連立のいわゆる政権合意事項が異なりますね、これが違う場合がありますね。だから、そのときに、例えば、ヨーロッパでは確かにしょっちゅう行われていますが、ヨーロッパの場合はもう長い歴史がありますから、そんな違いはないわけですね。今回の場合は、例えば一般論じやなしに、現実的な社会党の語なんかは特別なパターンだと思ひますが、一歩間違つと、これは政権をとるために選挙公約を堂々と破つても構わないという政党になりがちなんですね、国民の目からすれば。

だから、政権合意というのはいくまでも内部の話であつて、国民に約束しているのは選挙公約ですから、だから社会党は、私がお聞きしたいのは、今何かというと、今までヨーロッパはそうだからと言われますけれども、やはり日本にとつては、国民にとつては初めて経験するわけでありまして、やはりそういう意味ではそうとられないように、やはり今回のいわゆる連立内閣は特別であるけれども、普通の場合だったらそういうことはないということなんでしょうか。それとも、今回既に連立内閣ができていますから、この姿がそのまま今後の連立内閣のあるべき姿になつていくんでしょうか。

○山花国務大臣 実は、今回もう御承知のとおり不信任案可決、解散、総選挙の急な選挙ということもありました。しかし、私たちは選挙が始まる前、五月二十八日の段階で六党・会派集まりまして、選挙が終わつてからは八党・会派ですけれども、この選挙に臨む公約というものを内外に発表いたしました。その公約を踏まえて、選挙の終

了後、新しい情勢のもとで、新党さきがけの選挙制度改革についての意見をのんで、八党・会派の基本合意にたどり着いた次第です。

全体、その流れの中では、矛盾するというようなことにはなつておりません。個別の政策については、じや一体、社会党の政策が今度すぐ実現しないではないか、こういうおしかりはいただくと思ひます。連立政権の場合には、単独の政権とは違つて、連立政権の中における議席によって、影響を受ける発言力によって政策実現の濃淡は違つてくるだらうということだと思つておりますし、そのことについては選挙中から私は一生懸命有権者の皆さんに説明をしておりました。

当時、自民党の皆さんからは、野合ではないか、こういう御指摘をいただきました。そうではございません。こういう格好の連立政権をつくつて、当時の社会党の主張というものが一〇〇%実現しないかもしれないけれども、できるだけ選挙に勝つて、それぞれの政党がその政策というものを生かしていきたいんです、こうした連立政権におけるあり方につきましては、かなり一生懸命選挙戦を通じて当時説明をしたということがこれまでの経過でございます。

○山本(拓)委員 わかりました。

じや、一つお聞きしますけれども、連立政権に参画された合意事項、次いずれ選挙がありますね、次の選挙のときは、社会党はこの合意内容を公約として選挙されるんですか、それとももとに戻つて選挙されるんですか。どつちですか。

○山花国務大臣 今の御質問につきましては、政党の選択ですから、現在の執行部がその問題について最終的に決定することになります。

ただ、今私の立場で申し上げることができるところは、連立政権の合意をつくつて、そして、じやこの次どうなるかということにつきましては、その時点でまた、選挙に臨む合意をどの政党とどうつくるかという判断がその時点における執行部に求められる、こういうふうに思つております。申し上げたとおり、連立政権の時代ですから、



上にならないようにすることを基本とするということであり、実際これは二倍以内におさまる範囲でも審議会に任せてしまうのか。基本といふのはどの範囲なのか。そういうことをきくと附帯事項として別に明記するおつもりがあるのかどうか、その点だけお尋ねをして、質問を終わります。

○佐藤国務大臣 一つは、基本としてというのは、あくまでこれは格差二倍以内になるようにこの基準というものを重視して、できる限りその基準に沿った案をつくるという概念が基本としてということでございます。だから、これはあくまで基本なのでございまして、今委員御指摘のように、二倍以内にするのと、私もたびたび言っておりますように、委員もやられたからおわかりになると思いますが、郡でも一般市でも町でもほとんど間に境界線を入れちゃうならそれは二倍以内ということではございますが、それが果たして今、現状でいかどうかということにつきましては、これはやはり常識的なことではないかと思うのです。したがって、その辺の判断は、どこまでの倍率ぐらいまでと、その境界線をどこまで入れるべきかという判断は非常に難しいことかと思いますが、これが七人の委員がやっていたことでござい

ます。それから、考慮すべき問題につきましては、行政区画、地勢そして交通等と、こうなっておりますが、これ以上具体的に書きますと、今申しましたように、委員実際にやられてみておわかりだと思ひますけれども、さらに条件をつけますとますます二倍を超えてしまうことになるわけでございますので、私たちとしては、総合的に勘案をしてということがございまして、その中でやっていきたいと思ひつています。

それから、広域行政の問題は、これは行政区画の延長線上ということで、かなりこれは考慮に入るところであります。ただ、一部事務組合でも、こつちでやっているのと全然また違つてところで組

合をつくつて、必ずしも一致しないところ等がありますから、広域行政だけではちよつと必ずしも明確に言えませんが、当然それは総合的に勘案する中の概念に入ると思ひます。

それから、町村合併ということをお質問なさつた方もいらつしやいますが、これがもう例えば議会等いろいろな決議してちゃんとやるんだというならそんなんですが、町村合併というのは当然そういう概念に入つてくるわけでありまして、したうかどうするかとか、まだ具体的なことが、話がある程度のところまで、町村合併というものを選挙区の境界線変更、境界線をつくるときにそれを考慮していくということにはならぬ。町村合併といふものの熟度という言い方をしておりますけれども、どこまで具体的な内容が入ってくるんだらうかということによつて、勘案をしてやつていくということにならうかと思ひつております。

○山本(拓)委員 はい、どうも。

○石井委員 次、金田英行君。

○金田(英)委員 前回に引き続きまして、政治改革の関連について若干の疑問点をゆつくりと進めさせていたきたいというふうに思ひます。

武村官房長官、そして山花担当大臣、佐藤自治大臣、そして建設大臣の五十嵐先生には本当に御苦勞さまでございます。また自民党の先生方にも大変連日の審議、御苦勞さまでございます。

今、私も地元に戻つていろいろと多くの方方に接しておるわけですが、今国民は大変な不況の中であつてございまして、来年度卒業する高校生や大学生が今の段階に至つても就職先がまだ決まらないというふうな状況にありまして、職安には列をなしております。また、中小企業の社長さん方は、手形を落とすために、返済のために連日連夜奔走をされているというふうな状況でもございまして、タクシーの運転手に景気はどうだいというふうな聞き返すと、いや、悪いですねというふうな返答がすぐ返つてまいります。これから大型の企業倒産だとか、件数なんか大幅に増加するんじゃないかというふうに見込まれます。

そして、私たち国会やあるいは政府が今早急にやらなきゃならないというふうなことは、この景気を回復するために大幅な補正予算を編成するなど、重要な景気対策を一日も急がなければならぬという段階にあるかと思ひます。また、冷害対策も急がなければなりません。そして、米屋の店先から米が消えております。米作農家はウルグアイ・ラウンドについての政府の弱腰の対応についていらしな見守つていられるという状況でございます。

このような不況対策あるいは冷害対策あるいは米対策など最重要課題を目前にしまして、我々国会が選挙制度のことについて与野党内部の対立あるいは与野党の駆け引きあるいは綱引きに明け暮れているということは許されるべきことではありませんが、ましてや、与野党が強行採決をし、それに続く国会の混乱ということについて思ひをいたすときに、そのようなことになりましたれば、国民の国会に対する信頼というものは回復不可能なところまで傷ついてしまつてしまふでしょう。互いに骨身を削るような激論ではありますけれども、乗り越えなければならぬ陣痛を覚悟することが今すぐ必要になつていられるというふうな考えです。

自由民主党も責任野党としてこの政治改革の達成には協力を惜しまないところでありますので、与野八会派におかれては、一日も早く与野党の接点あるいは着地点について協議できるような体制をまず早々に作り上げていただきたい、この点をまず冒頭お語りしたいと思ひます。山花担当大臣、お願いします。

○山花国務大臣 今、与野八会派におかれましてはという主語が振られたものですから、となるとということもありまして、ただ、御指摘の景気の問題の深刻さについては全く先生と認識は同じでございます。幾つかお話しになりました後の懇談あるいは与野党との懇談の際に話題となつてきているところであります。政治改革を最重要の課題としながらも、御指摘の山積する諸問題

に対して政府としても全力を挙げるといふことにつきましては、政府のスタンスでもございまして、同時に与野八会派の意思統一でもあると承知をしておりますところでございます。

御指摘の問題点を十分踏まえ、我々も閣僚として全力を尽くしたいと決意するところでございまして、

○金田(英)委員 それでは、二、三の問題について、ゆつくりと議論をさせていただきたいと思ひます。先日は時間がありませんでしたのでゆつくりとお話ができませんでしたので、よろしくお願ひ申し上げます。

まず第一点は、区画審議会、自民党の案は区画画定等委員会ということになっておりますが、とりあえず区画審議会というふうになつていきたいと思います。この区画審議会を置くべきところというところで、自民党は衆議院に置かせていただきたいという意見の対立がございまして、このことについて、前回もお話し申し上げましたけれども、どうしても、総理府に置くべきではなくて、衆議院に置くべきだということに考えております。

理由として三つ挙げさせていただきます。第一は、区画を決めることができるのは国会であります。決定できることに置くのが当然である、このような当たり前の理由からであります。議員誕生の母体である選挙区画でありますので、三権分立の考えからしても、あるいはまた国会の独立あるいは尊厳を確保するというところからいっても、自由民主党の主張のとおり衆議院に置くことが必要だということに考えています。

また、二点目の理由であります。この区画の決定は、時の政権であります。一党一派、時の政権の干渉から極力排除されることが必要であります。公正、公明な立場で進められる必要があり。たとえ委員の任命について国会の承認を得ているからといって、時の内閣の手の中での作業が行われることは避けなければならないという点が第二の理由であります。

第三の理由は、議院内閣制のもとでは、多くの法案は内閣提出法案ということになっており、けれども、国会の立法機能を今後高め、議員立法の機会が今後逐次増加していくことが望まれます。この一月からは政策秘書を配置することが実現されます。事柄は、政府が行政を担当していく上で法律をこう直してほしい、そういったような政府提出法案、各種の法律の改廃についての政府側の要望ということとは、意味、質、内容が違ふのであります。また、国会の議員の身分にかかわる大きな問題でありますので、人事院勧告が役人の給料を決めて、その勧告を総理が受けて、国会にその法案を提出するということがまた大きく違っているわけであり、このように、区画の改定というのはすぐれて議員立法による事項であるというふうに考えております。

以上三点の理由から、私はどうしても衆議院に置くことが必要であると考えております。あくまでも内閣のもとで総理府に置くことが必要であるというふうに考えますならば、その理由をお尋ねいたしたいと思ひます。山花担当大臣、そして自治大臣、そして武村官房長官、担当の総理府というところでお願ひ申し上げます。

○山花国務大臣 今三つの理由を挙げられました。以下、我々の考え方、政府側の考え方について御説明させていただきます、三点についても関連して触れさせていただきますと思ひます。

御指摘のとおり、選挙区割りの問題は公平、公正になされなければならない、大前提であることについてはだれもが異存のないところではなからうかと思ひます。それで、そのために、公平な第三者の機関を設置して、ここに区割りをお願いしたらどうかということにつきましても、かなりこれまで議論があつた中で選択されたものでござい

ます。この区画審議会を総理府に置いたということにつきましても、今回は内閣総理大臣に勧告するという仕組みになっているわけであり、それと選挙も、従来は選挙制度審議会の所掌事務として選挙

区割りがございます。選挙制度審議会が総理の諮問にこたえて答申を出す、こうした仕組みのもとにおきまして、海部内閣の当時の法案につきましては、選挙制度審議会の委員の中からさらにワーキンググループができて、そこで選挙区割りを行ったという経過については御承知のとおりでございます。

しかし、今回は一回限りじゃないのであつて、十年ごと、この間特別の事情があつた場合には十年という期間には拘泥しないということであり、また、常設の機関としてこれからずっと置いておく、こういう機関ということになりますと、従来の選挙制度審議会の一つの所掌事務というふうには足りないのではないだろうか、改めてこの選挙区画を専門的に行う機関を設置するべきではなからうか、こうした形から、従来も総理府が所管したのについて選挙制度審議会、こういうことでしたけれども、今回は総理府の中に法律をもつてきちんと定めて、内閣総理大臣に対する勧告をいただきたい、こういうことにした次第でございます。

さて、御質問の決定権は結局内閣にあるではないかということにつきましては、これは委員が任命され、そしてスタートをする、この経過は全部省略いたします、最終的には、区画についてでございましたものが内閣総理大臣に報告が上がってくる、そしてこれを内閣総理大臣は尊重しなければいけないということであり、最終的には国会の、衆参の議決を得るということになっているわけであり、この尊重義務というものは、内閣総理大臣のところは法律上明記してありますけれども、御指摘の三権分立の建前などもあり、これまでのいろいろな法案についての国会の議論もありましたので、国会におきましては、そのものについて国会で十分議論していただいて結論を出す、こういう仕組みになっておりますから、この国会の議決権を侵しているということはないのではなからうかと思ひます。

第二番目、一つの政党あるいは一つの政府の手の中にあるようなことではないか、これはなからうか、これはまた当然の御指摘でございます、だからこそ公正な立場の、もちろん先ほど来御説明ありました、選挙制度についてある程度学識があるとか経験があるとかいうことは当然の前提となつてくると思ひますけれども、公正な立場である方について、内閣の方で、官邸の方で整理をいたしたものであつて、これを国会にお届けをした上で、これまた途中の細かい手続は省略いたしますけれども、結論的には衆参両院の同意をいただくということになっておりますし、また、そういう皆さんは独立した第三者機関としてお仕事をしたいだけであつて、一政党あるいは一内閣がそこにいろいろ干渉するということとは制度的にもあり得ないし、またあつてはならないことである、当然のことと考えているところでございます。

三番目に、こうした問題について、国会議員の立法活動を強化すべきだということについては全く同感でございます、今回は、四法案といつてもまだまだ格別だと思ひます。国会改革の問題からその他のいろいろな制度については、これから議論も始まる部分があるわけでありまして、例えば国会改革問題ならば、従来から議論となつてまいりました政治倫理審査会の問題等々を含めて、議員の皆さんにまた活発に御議論いただきたい、いろいろなまた国会改革の実を進めていただく、こういう作業も大変大事になつてくると思ひます、そういうわけでありまして、そうした最後の第三点につきましても全く同感である、しかし、今回の法案というものがそれを妨げると思ひますかそれと矛盾するものではない、こういうふうに考えているところでございます。

○金田(英)委員 今なぜ総理府に置かなければならないかという理由としてお尋ねいたしましたけれども、公平な第三者機関であるとか、選挙制度審議会の一所掌事務として今までやってきたのとか、あるいは国会の議決権、最終的には

国会で議決していただくのだからということ、総理府に置くべき理由として何の回答にもならないわけであり、

私は、総理府に置いた方がいいのか、衆議院に置いた方がいいのか、そのどちらがいいのかということをお尋ねしておりますので、私がここに置いた方がいいよということでも三つの理由を具体的に申し上げなければならぬ、総理府に置いた方がいいというふうに考えられる根拠は何ですか。自治大臣、よろしくお願ひします。

○佐藤国務大臣 大前提を申し上げなければいかぬと思ひますけれども、今度の法案は、山花政治改革担当相からもお話ございましたけれども、今委員も言われたように、この前の解散前の国会、自分も提案者の一人でもここに言いくいのであります、極めて議員同士で非常に活発な議論がされたのではないかと、政友会同士立場に立つてされたのではないかと評価をいたしたいことはまことにありがたいことだと思ひます、したがつて、今度も法案を議員提案にしたかどうかという意見もなかったわけではありませぬ。しかし、今度の解散・総選挙の意義及びその結果というものを考えますときに、これは連立政権が成立したいわば基盤の問題でございまして、これを議員立法ということでは院に任せてしまふことは政治的には余りいいことではないのじゃないか。むしろ政治的に、細川内閣として、政府法案として、閣法としてやる、そして議会の審議をいたして成立をさせるということが一番大事なことではないか。

その際に、それでは選挙制度はこういうことで通りました、後はひとつ議會の方で区割りについて、またこれ、公職選挙法の改正、別表ということになるわけでございます。そういうことを考えますと、この問題というのは、閣法として、政府が政治責任をかけてやる問題のいわば四本の中の一

本という全体的なとらえ方をしなければ、これは政府としては無責任のそしりを免れないということもございいます。

したがって、委員御指摘のように非常に重要な課題でございますから、内閣総理大臣に勧告することになり、そして、法案を改めて別表の改正ということで出させていたかどうかということになっていくわけでありまして、内閣総理大臣に勧告するところでありまして、それは内閣の組織法の中であれば総理府が担当することになるわけでありまして。

ただ、庶務的なことは総理府が担当いたしますが、七人の委員の諮問に答えて調査とか資料の提出とかというのは、何といっても地方自治体が一番関係の深いのは自治省でございますので、自治省がそういった指導に従い、あるいは御下問に従って、そういったことの資料や調査の結果というものを提出してございまして、そういった一連の流れを考えてまいりますと、これはやはり内閣が命運をかけてやる大事業の政治改革といったしましては、四本を一括にすることが一番わかりやすいのではないかと考えたわけでございいます。

しかも、委員言われましたように、言うまでもなく決定権は国会にあることは私どもも承知しておるわけでありまして、それは閣法を出したら当然のことながら国会で審議をしていただくわけでございますから、何ら審議権を妨げる問題ではないと思っております。

それから、特定政党からの排除ということを言われましたけれども、これは各地域、私も先ほど御説明申し上げましたが、どこかに一本線を引くためには、その東側と西側がどういう、明治以来かその前から、町村の成り立ちがどうなってきたかということまでかなり調べないといけないわけでございます。そういうものの結果から出てくる区割りというのが、政治的、恣意的、政党の何かの都合によってという可能性というのは、ましてや、やられるのは第三者の、国会の同意を得た七人の方が最終的な線を引かれるわけでございます。

すから、それは政党の排除ということにはならないのではないか。ならないというもとに第三者機関をつくるということでございますので、ひとつ十分御理解をいただければ幸いですと思うわけでございいます。

○金田(英)委員 佐藤自治大臣の答えですと、この法案は細川政権において最重要課題としてまとめたのだから、区割りも細川政権のもとでつくらせていただく、そして責任を持って国会に出す、通常国会にこの区割りも出すというふうなお考えのような御説明だったわけですが、そのようなことが問題なのであります。

今、この国会で、この委員会でも、与案が出され、そして自民党案が出され、どちらがいいかという話し合いが行われているのであります。これは与党が出したのだから与党の、最後までこの区画審議会は我々の細川政権のもとに置くのだという考え方で、国会での話し合いができないではありませんか。そしてまた、具体的な地理とか歴史とか、そういったことは大変難しいので、自治省がその点での資料を多く持ち合わせている、だから政府内でつくるとのこと、これは、全く理由にならないのであります。国会に置いたところでも、自治省の役人から、あるいは自治省から、多くの資料を取り寄せることができるのであります。

そのようなことを考えるならば、どうしてもこの総理府に置かなければならない。確かに責任をお持ちになるのは結構であります。政府提案として出した以上、国会にこのようものを設置するということは、国会に対する政府の内政干渉的なそういうような配慮、お考えがもしかしらあつたかも知れません。しかし、そのような御配慮は全く結構でありまして、衆議院も、この前も言いましたけれども、十分な大人でありますし、それなりの集団でございます。このような区画案は、国会の、その国会を構成する議員の身分に重要にかかわる問題でありますので、国会にぜひとも設置していただかなければなりません。

以上、お話ししましたけれども、前回のあれでも、国会外にも置くことすれば、こういうふうな区割りで代議士は誕生させた方がいいよというふうな外部からの意見を聞いて国会が審議するということになりまして、一から徹底的に国会で議論せざるを得ないのであります。審議の効率の面からもぜひともこれは国会に置いていただきたい。

細川さんが、この選挙制度の改正に責任を持つ、大いに意欲を燃やしておることは多量にいたしましたけれども、それはそれとして、国会に置いて、何ら細川政権がこの政治改革をなし遂げたというところの支障にはならない、私はそう思うのであります。お考えをお聞かせいただきます。

○佐藤内閣大臣 繰り返して恐縮でございますが、細川内閣といたしましては、これはこの前の選挙の結果を受けて、国民の皆さん方に、今、金田委員も言われましたように、政治が解決をしなければならぬ問題は、この問題だけじゃないことはもう今委員御指摘のとおりでございます。私どもとしては一日も早く、リクルート事件発覚後五年、海部内閣が並立制を出してから三年、ことしの四月から公案、自民案というところで議論をいろいろしてきて、いわばこれは三度目になるわけでございます。その意味では私どもはこの四法案というものは一体のものとして議会の御了承をいただきたいということでございます。また、この区割り案だけを全然別にやるということでは、問題の一体性というのはいまだ確保できないのではないかと。

私たちは、細川内閣のもとでやるということも、これは今申しましたように、両院の同意を得た人事でやるわけでございます。自治省はあくまで今申しましたように、七人の委員の質問に對して調査をした結果どうなっているということに答えるにすぎないわけでございますので、そういう意味では、この時代に、一何らか、細川内閣がやるところ側の恣意的な案ができるというふうな前提でお話をされているようでございいます。

けれども、私たちはそのようなことのないために、第三者のそれなりの実務経験あるいは選挙制度に精通した方にお話をさせていただいておりますので、どうぞその意味におきましては一体のものという考えのもとに、従来のあり方、選挙制度審議会が総理府のもとに置かれて庶務を行ってきたという経過等もこれあり、御理解をいただきたいと思うわけであります。

ちなみに、海部内閣のときにできましたものにつきまして、これは時の政府が、審議会を設けませんでしたけれども、時の政府がこれをつくって出してきたこともあるわけでございまして、私たちがいたしましては、これをもって何か我々が恣意的に境界線をつくるということではないというところは、前の内閣のときも同じようなやり方をしておりますので、ましてやあそこは審議会ではなくて、自治省内で選挙制度審議会に答申をした格好でつくっておるということもございいますので、さらに客観的に、私たちは七人の審議会の委員を設けて国会の同意をいただいてやる、原則も決まっておりますということでございまして、御理解をいただきたいと存じます。

○金田(英)委員 自治大臣がどうしても総理府に置かせていただきたいというふうにこだわれば、こたわるほど、私は不思議に思うのであります。何か不都合なことが具体的にあり得るでしょうか、国会に置いたことによつて。

○山花内閣大臣 ちよつと別の角度からお話しさせていただきますと思いますが、国会に置かれる機関としては、裁判官弾劾裁判所、裁判官訴追委員会、国立国会図書館がございまして、御指摘のとおり、衆議院に置かれていく機関ということでは、まだ調査は十分なところがあるかも知れませんけれども、衆議院事務局、衆議院法制局、政治倫理審査会、衆議院議員災害補償審査委員会、衆議院議員秘書災害補償審査委員会、衆議院職員災害補償審査委員会、公平委員会、この七つが思いつくものでございいます。

これをじつと見てみますと、いずれも、政治倫

理審査会については若干議論があるかもしれないけれども、政党間の利害が何かと対立するといふものではないような、こういう機関が衆議院には設置されているところではないかと、今回、御指摘のとおり、御意見の御趣旨も、一つの内閣とか政党が干渉するやの危険があり得るといいますか、そういうことが心配されるようなこともあるので衆議院で、こういう御意見からいたしますと、ここにあるものを考えれば、むしろ御指摘のようなテーマについては公平な第三者機関といふことが国民的な納得が得やすいのではないかと、こういうことがあるんじゃないかなと思います。

それからもう一つの問題、じゃこの審議権を侵してはおらぬと、こういうことだけれども、一から議論するから時間がかかるのじゃないかなと、このことにつきましては、実は、国会で選挙の区画の作成といふことになりまして、法案ができるまでにまたそこでもかなりいろいろ議論があつて、時間もかかるんじゃないでしょうか。

これは実は、八増七減以降、定数は正問題で分合区等の作業など行いました経験からも、かなりそこでは、数少なくとも、それぞれの利害、政党だけではない、政党内部の個人の議員さんの利害も対立したとして、なかなか時間がかった。何年もといった経験も持っているわけでありまして、そこはそれぞれの取り組みといふことになると思いますけれども、時間がどっちが早いのか、どっちが節約になるかといふことにつきましては、これはどちらとも言えないのではないかと。全体として、早く仕上げるべきやいかぬ、こういう責めを負うてそれぞれが努力するといふことになりまうと、そこは決定的な理由にはならないのではなからうかと考えると、どこでございませう。

結論的には、いろいろ御指摘いただきましたけれども、制度の仕組みとしては、御心配を排して、公正な第三者の機関が公正な審議を得て行つたといふことになっていると思います。

また、最後につけ加えますと、自治省でいろいろ調べるということについて、国会に置いたって同じじゃないかなと、これは、これはどちらにとつても同じだといふことならば、それはどちらに置かなければならぬという理由ではないのではないかと、こういうふうに思っているところでございます。

○武村国務大臣 委員のお話を伺っておりますが、これはまさに政府を信頼するかにないかに最後はかかるんじゃないでしょうか。選挙制度審議会、今までもずっと区割りや戦後やってきて、自民党政権下で全部やってまいりました。そのときには、それほど不信の声はなかったわけでありまして、政権がかわつたから、野党の立場に立たれて信頼ができないうことになりまして、およそ今の政権もまさに民主主義のルールにのつて、多数を背景にして日本国の責任を預かっているわけですから、外交も安全保障も今我々が預かっております。警察行政も検察行政も税務行政も今の政権が責任を全うしているわけでありまして、そういう意味では、民主主義のルールにのつてできた政権はお互いに信じ合つたという姿勢でいきたいと思います、そこに疑念を持ちますと、今山花大臣がお答えしたように、院に余り例がないわけです、第三者機関といふのは、だからつくつてはいけないとは言いませんが、政府の中にはたくさん第三者機関がございまして、中立性、公正性を確保しなければならぬ機関がたくさん存在をしております、それが過去も今日も機能していることをお互いに信じて、判断をしていくしかないといふふうに私は思います。

○金田英三委員 公正な第三者であるといふことについては、与党案であろうと自民党案であろうと変わらないのでありまして、国会にはそのような似たような機関が今現在置かれていないではないかといふことは、これは立法府での議論にはなり得ないのであります。そういうのをつくらうといふのがこの委員会での議論であります。

そのようなことから、何とてでも、今先ほどお伺いしましたら、自民党案のように国会に置いて

ても何ら不都合がない、その点は山花大臣も結構ですね。その点はお認めになりますね。不都合がないといふこと。

○山花国務大臣 結局、総理大臣が勧告を受ける、こういう形を内容としております。そして、そのための第三者の機関ということと、これまでもの選挙制度審議会の仕組み等を考えれば、総理府に置いた方がよろしいのではなからうかといふこととありまして、制度的な議論といふことになりまうと、じゃ、決定的にどうしても置かないかぬ理由があるのかと言われれば、それはそうではないと思つております。ただ、ベターな制度としては私どもは総理府に置くことではなからうか、こういうふうに考えているところでございます。

○金田英三委員 武村官房長官が、政府を信頼していただきたい、そういう信頼がないところに民主主義、あるいはせつかく国民が選んだ政権だからといふふうにおっしゃられましたけれども、私は、武村官房長官そのものは本当に尊敬もしておりますし、信頼いたしますけれども、やはりこういったものは制度的にしっかりとした担保、制度そのものをより公正なものにしていくことが絶対必要だといふふうには考えられております。何も信頼してないといふわけではありませうけれども、そういったことから、ぜひともこれからの与野党の接点の探り合いの中で、国会に設置していただくようにお願いしたいと思つております。

時間もありませんので、次の論点に進ませていただきます。

二つ目の論点は、比例の集計単位は都道府県とすべきだといふふうに私は考えておりますので、この点について所見を述べさせていただきます。

私は今、国会の権威といふものについて考えてみたいと思つております。憲法で「国権の最高機関」といふふうに国会が定められてもおります。しかし、国民の皆さん方が国会といふものに一つの無視できない尊敬を払っている点といふのは、それを構成している議員が選挙という厳しい試験を乗り越えた人たちが構成されているという点が

重要だろつといふふうにも思つております。

個々の議員については、何だ、あんなやつも代議士かといふふうな人もおられるかもしれない。しかし、じゃおまえがやってみるかといふふうに一般の方々に聞いてみますと、何万といふ大量の票を集めるため、口で言われぬ苦痛や苦勞の連続や、そして靴を何足もすり減らして、昼夜を分かたない選挙民との対応、人間関係の醸成、そして後援会づくり、このような多大な苦勞を知つたときに、多くの人は自分自身が代議士になることにしり込みをしてしまひます。

そのような多大な苦勞を乗り越える人間としてのバイタリティー、選挙戦といふ厳しい戦いを勝ち抜いた勇者、あるいは多くの人を寄せつける魅力、そういった人間の集団であるからこそ国会の権威あるいは尊敬といふものが存在しているんだらうといふふうには私は考えるのであります。

ちなみに今、比例区の当選者は、その集計単位を全国といふふうにしたときに、このような尊敬に値するそういった当選者であり得るのございませうか。その当選者が、選挙区も持たず、そして選挙民も特定せず、多くの人に名前を知られる機会もなく、単に党中央から名簿に記載されただけといふような国会議員が誕生したときに、国会に対する尊敬や尊厳や、そういったものが大きく傷ついてしまふといふふうにも思つてあります。

ちなみに、参議院の比例の先生方は多大な後援会活動、後援会づくり、我が党の参議院の先生方は、多大な後援者づくり、あるいは党員集め、そういった形で、衆議院の先生を超えるような多大な御苦勞をされております。しかし、この今与党が示されております全国比例制の候補の方々、そのような苦勞をされるといふふうには到底思えません。国会議員がそのような構成になつたときに、国会の権威が急激に低下し、そして国会のつくる法律に対する遵法精神も希薄なものになつていきはしないだろうか。尊敬されない国会、そういったものになるのではないのでしょうか。

ちなみに、全国の比例の候補というものはたすきをかけることはありません。選挙民との関係が極めて希薄であります。私は、このような観点から、比例区に候補者にもしつかりとした選挙区を与える、選挙民を与えることが最低限必要だといふふうに考えます。筆舌に尽くしがたい苦悩を、苦難を乗り越えて初めて代議士としての権威と尊敬が与えられるのであります。集計単位を都道府県とすることによって、比例区に候補者は選挙民に対して党の政策を訴える、国民は候補者の顔の見える選挙区が実現するのであります。投票の喜びも比例区の先生方にしても倍加するのだから、投票する人たちにもその投票の喜びも倍加すると思うのであります。

与党案は、国会の尊厳とか権威の低下とかいうことについてどのようにお考えなんでしょうか。三人の御先生にお聞きしたいと思ひます。山花先生と自治大臣。

○山花国務大臣 御主張につきましては、金田委員の御見識だと思ひますけれども、前提として、比例区の場合には選挙民に顔が見えないから尊敬あるいは信頼を得ることができぬのではないかと、いった点につきましては、実は諸外国では比例区は選挙だけというところもたくさんあるわけでありまして、それなりの政権を目指しての政策を中心とした選挙というものが前提になつてくるならば、そこでの問題点というものは払拭しているのじやなからうか。そうでなければ、諸外国の比例代表は全部だめだということにもなつてしまつたわけであらう、先生もそういう御趣旨でおっしゃつたのじやないと思ひますけれども、ということも一つあると思ひます。

今回の場合に、政府案と自民党案の差というのは、全国単位と都道府県と、全国単位に対する、この両案の比較における御批判である、具体的なテーマとしてお答えをさせていただきたいと思ひます。

その場合に、そうした問題点を含めて、比例の方の名簿、同一順位もございます。どういふよう

に届け出るかということについては、各政党の判断によると思ひます。有権者の皆さんに一番訴える、そして党としての信頼を勝ち取るための名簿の作成というものがそれぞれの本部で行われるものと思ひます。重複立候補があります。重複立候補をした方につきましては、それぞれ地元選挙区において御指摘のとおりたすきをかけ、今までの選挙と、それは選挙の運動のスタイルはいろいろ違つてくるかもしれませんが、全力でそこでの努力をする。そしてまさに二百五十の小選挙区の部分につきましては、政権の選択の意思を明確にすることができ、顔の見える選挙といふことが仕組みの基本でありまして、そして残念ながら当選できなかった場合には、重複立候補の場合にこれまた惜敗率等、順番の決定の仕方が名簿の順番のほかにありますけれども、そこで当選をする。

こういうことでありますから、この二百五十全部が比例代表という格好で二百五十番までつくられるという形とは違つてくるわけでありまして、この比例区の場合には、出れば全くだに顔を知らない人といふことでは決してなく、そういう順番だから、惜敗率だから、まず第一は選挙区で勝たせなければならぬ、できるだけ勝たせたい、こういう気持ちになるわけであらう、決して比例区だから顔が見えないということには私はならないのではなからうかと思ひます。

やはり根本は、政治家が有権者の皆さんの信頼を回復すること。そのためには、なぜ信頼を失つたのかという原因のところ、政治と金の関係などを断ち切つた政治、そして政治家の活動というものが展開されることによつて国民の信頼を獲得し得るものと思ひます。したがつて、選挙制度だけではなく、腐敗防止の観点あるいは政治資金の観点についても一体として今後の選挙制度の提案について御検討いただきたい、こう思う次第でございます。

○佐藤国務大臣 この部分は多分に個人的な見解もあるかと思うのですが、私は、国会の権威とか

尊厳とかあるいは衆議院議員の威厳とかいうものが、汗をかいたり、後援会をたくさんつくつたり、お金をたくさん一生懸命集めたりすることのみによつて成り立っているのではないと思ひます。確かにお互いにそのことも中選挙区制の中で大変苦勞をしておるわけでございますけれども、やはり私は政治の結果だと思ひます。

したがつて、どういふ政策をつくり、決断をし、実行していくか。そして、少なくとも私より立派な方は世間にはたくさん、院外にもいらっしゃるわけでありまして、そういう方に国会に来てもらつて、ある政策についていろいろな意見を述べてもらふという道を開くことも、これは私は、国会の権威といひましようか、やはりそういう最高の人に国会に来ていただけて、議員として政策立案に加わつていただけて、こういう道を開くことも、私は、国会の権威といふかあるいは尊厳といひましようか、政治が果たさなければならぬ役目だと思ひます。

そういう意味で、山花政治改革担当相も言われましたが、私たちのイメージとしては、全部が全部重複立候補といふことでもないし、また、選挙区を持たない比例代表の方がそこにいらつしやつても、それは政党が、こういうすばらしい人にぜひ我々と一緒になつて政策づくりに取り組んでもらいたいといふ、それにふさわしい人であるわけでありまして、私は金田委員のお考えと少しイメージが、政治家像あるいは国会像といふものについてイメージが違つような気がいたします。

○武村国務大臣 御指摘のとおり、小選挙区と比例の比較論がずっと国会でもなされてきたわけでございますが、率直に言つて、まだ我々日本人にとつては比例制は余りなじんでおりません。しかし、今世界を見ましても、アングロサクソンの国ないしはその植民地等を除けば、戦後、大方の国にこの比例制が何らかの形で採用されているといふところを見ますと、やはり政党支持の民意がきちつと反映できるという魅力でしかなく、同時にまた、政党に対してやはり信頼をしませんと

比例の投票はどの政党に自分の信任を与えるかという投票でございまして、全幅の信頼を与えて、政党の選出候補者、順番がついておられますけれども、それも信じよう、任せようという意味で一票を投じられるわけでございますから、そういう特色がある制度だといふふうに認識をいたします。

ところで、都道府県の比例制は、魅力としては、大変比例制の単位が小さいですから身近になつて、やや比例の顔も見えてくるという魅力があることはよくわかります。しかし、やはり困るのは、定数二の、鳥取県を二としても選挙区が二十二ぐらいできますか。二十一ですか。定数二の比例では、本当に比例になるだらうか。

一つは、例の阻止条項からいへば、何回も答弁されていまして、三分の一の票が死に票になる、切り捨てられるといふことになりまして、もつとリアルな話は、第一党及び第二党でない定数二の場合はもう比例の議席が得られない。定数二の場合、与野党合せて一党、二党が大体議席を独占してしまふ。三番以下の政党は比例では上がない可能性が強いといふこの致命的な弱点をどう説明されるのか。この辺を考えますと、やはり比例といふのは一定のボリュームといふか人数がないとなかなか理論的にはつきりしないではないかといふふうに私は思ひます。

○金田(英)委員 より国民の側から、選出者から顔が見える、そして国会議員を身近に感じられる、そのような国会にするために集計単位をどこにするかといふこと。確かに三〇%をとつてもそれは無効になるということもありまして、やはり今までの国会、それぞれ皆さんが、五百十一人全員が選挙戦をくり抜けて国会活動をやつていふという今までの経緯からして、やはり都道府県単位の集計といふのが国民になじむのではないかと、そんなふうに思ひます。

それで私、次のことも考えられますが、この小選挙区比例代表並立制といふことが政治改革だ、政治改革だといふことで言われておりますが、国民の皆さん方から見ても、いまだどういふ選挙にな

るのかということが国民の皆さん方にわかられていないという、そういう不安を大きく感じます。実際にこの改革が実現して最初の選挙を実施したとき、国民の皆さんの反応というのは一体どうなるんだろうかというふうに私づく考えることがあります。あえて大胆に予測させていただきます。何だ、随分とおもしろくない選挙にしてくれたものだというのが国民の大多数の感想になるんでないかというふうに思っています。

まず第一点では、人物を選ぶことができなかったではないか。党から立起する人は一人であり、競馬なんかでも、ダービーだとかなんとかといえど何頭も走っているから、砂煙を立てて走っているから競馬がおもしろいのでありまして、二頭や三頭の馬が走っているんであれば興味や関心が極めて低いものになってしまいます。このような選挙制度では投票率が大幅にダウンするのが当たり前であります。

第二点は、あいつは小選挙区で落選させてやっただのに何だかわかんないけれどもまた国会に行っているじゃないか、どうしたわけだ、こういうような国民の声が沸き上がるんでないかというふうに思います。小選挙区で落選しても比例区で救済されるという制度は、なかなか国民にわかりづらいようなものであります。選挙で受からなくても国会に行くということでは、投票の基準、投票のおもしろみというのが減殺されてしまいます。投票率はこの点でもダウンすることになるでしょう。

それから第三点ですけれども、自分たちが選ぶ代表というのは半分になってしまおうという点であります。何だ、半分しか選挙できないという声が大きくなるでありません。投票日に都道府県選挙で当選者を発表する場合は、従来の選挙制度と比べて約半分であります。あとの半分は中央選挙で、東京で、与党案によれば二百五十人の当選が発表されるのであります。選挙民は、議員の半分について自分の手で選んで、自分の手の、自分たちの地域の代表だという実感が半分について

ては得られないことになってしまいます。候補者の顔が見えない選挙であり、選挙は全くおもしろくないことになってしまひまして、投票率はダウンするであります。

選挙はおもしろいんだ、候補者が政治生命をかけて戦うのでおもしろいから選挙に行く。そのことによって多くの国民が政治に参加する。選挙というのは、単なる、国会の構成が党派別に決まればいいというものでもありません。多くの国民の人たちが関心を持ち、そして喜んで投票に行くというふうなそういう制度でなければならぬというふうに思うのであります。実際に、政治は全然わからないんだけれども、選挙だけは、選挙運動は飯より好きだというふうな、そんなたぐいの人たちが私たちの周りには大勢いるのでありまして、与党案で実際に選挙したときに国民ががっかりすることが目に見えております。おもしろくない選挙にしたものだという声は全国に広がって、その実現を果たした細川総理大臣は肩身の狭い思いをしなから余生を過ごすことにならざるを得ないと思います。

おもしろくない選挙にさせておきながら戸別訪問を解禁するというのは、うるさくて煩わしくてしょうがないということになるであります。

ここは、比例区選挙につきましても都道府県単位とし、比例の候補にもたすきをかけていたでいて選挙区内を走り回っていた。選挙を国民の身近なおもしろいものにしてやる唯一の選択肢がここにあるのであります。細川総理が笑顔で余生を過ごすことができるかどうか、ぎりぎりの決断が待たれるところであります。

何とか全員が選挙をくぐるような選挙制度、全代議士が選挙の試験にさらされるような、そういう国会をつくるために、この比例区の全国区の集計はやめて、都道府県の集計にしたいということ強く要望いたします。

○石井委員長 答弁はちよっとお待ちください。

○石井委員長 ただいまスイス連邦国民議会ポール・シュミットハルター議長御一行の皆様が本委員会の傍聴にお見えになりました。御紹介を申し上げます。

〔拍手〕

○石井委員長 質疑を続行いたします。

佐藤自治大臣

○佐藤国務大臣 今の金田委員のお話を聞いていますと、中選挙区制の方が各政党の一人一人が、複数のところもありますけれども、走っているというところもありませんが、いずれにいたしましても、都道府県でそれを入れましても、候補者の顔は見えるかもしれないけれども、しかし、それは書くことになるわけじゃないわけですから、比例代表の方の候補者は、

比例代表の問題は、私は、官房長官が言われたものが最大の問題だと思っております。比例代表を入れるということは国民の多様な民意を入れることでございますから、それはなるべく多くの議席ということにならないと少数意見の尊重にならないということが根本であり、事実上、二人ということになる三三％以下は阻止事項という、大変高い阻止事項になってしまうと思うわけでございます。

確かに小選挙区の場合に、与党、野党一人ずつ、あるいはもう一人与党なり野党の方にいれればまあ四人か五人かということから見れば、確かに今までは人物を選ぶということではできないかもしれないが、人物を選ぶということに重点を置き過ぎたがために、中選挙区制のもとでは金の問題等が発生して大変腐敗を招いたという反省の上に立っているわけでありまして、人物を選ぶ範囲が非常に少ないという意味では私も確かにそうだと思いますが、その弊害の方が大きかったということを考えるべきではないか。

それから、重複立候補の問題もございましたが、山花政治改革担当相からございましたように、制度はちよっと違ひまして併用制でございますけれども、

でも、十五年間外務大臣をやったゲンシャーさんは、あの方は失礼ながら小選挙区で一回も当選をしたことがない。コール首相も自分の小選挙区で一回も当選することなく、この前の東西統一で初めてなるというふうなことで、確かにドイツの場合には比例代表を基本にするというところで、日本にはほぼ七十年間中選挙区制で来たわけでありまして、新しい制度に変われば、今、金田委員御指摘のように、重複立候補して、小選挙区で落ちたけれども比例代表で当選するということについて何か戸惑いや違和感があるのは、私は事実だと思います。しかし、それはだんだんわかっていっていただいで、政党本位、政策本位の選挙制度になっていくということで、国民の皆さん方も十分わかっていただけるのではないだろうかということでございます。

いずれにしても、比例代表の方を都道府県単位にするといつても、皆さんのところは一票制ですから比例代表の候補者を選ぶ権利はないわけです、顔が見えることは確かにそうでございますから。しかし問題は、比例代表をなぜやるかという根本の最も大事なところを失ってしまふ、それは官房長官が言われたとおりだと思っておりますので、ひとつ十二分に御理解をいただきたいと存じます。

○金田(英)委員 比例区をなぜやるかということ、小選挙区が基本であつて、それを補完するために我々はこの比例区というのを位置づけておるのであります。

時間もありませんが、まず、小選挙区の代議士として比例区の代議士と、この二つの衆議院の代議士を比較したときに、我々の地域の代表だというような感覚を持つのは小選挙区の代議士でありまして、陳情客が大幅に違つてくるんではないのか、ここの代議士とここの代議士では、小選挙区の代議士は地元からの陳情等が倍加するに違いありません。この点を調整する上からも、どうしても比例区の代表に都道府県単位での集計を受け入

れていたが必要があるかと思ひます。小選挙区代議士と比例区の代議士との異質性を何とか少しでも排除しようというようなこと、なるべく同質なものにしていく必要があるというように考えるときに、やはり都道府県単位の集計でなければならぬというふうな思ひであります。

それから、代議士の役割等々についてもお話し申し上げたいのであります。

国家の意思決定と一億二千万の国民との意思決定をつなぐのは、やはり具体的に選挙民を身近に置いた代議士が国会にいるということであり、少なくとも選挙を経ない、具体的に選挙で汗をかかない国会議員が半数を占める衆議院というのはいかなるものかというふうな思ひのであります。

次の三点目の問題に移らさせていただきます。区画審議会に三ないし五の若干の調整幅を付与しなければならぬというふうには考えております。

山花大臣にお尋ねいたします。政府の案では、一対二以上とならないことを基本とするというふうなされてはいますが、審議会としては、そのために、具体的に一対二以上にならないようにするために、どのような調査や検討あるいは審議をされるのでしょうか。

○山花国務大臣 御指摘の点につきましては、法案の第三条、「改定案の作成の基準」というところで二つの基準を示しております。一つは、一言で言つて、格差二倍以内にならなければいけないということ、そのことを基本として、「行政区画、地勢交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行ななければならぬ」という点でございます。なお、一つの基数を配分するという点についても前提としてお話しさせていただきます。

さてそこで、その一対二を基本としてということ、完全に一対二以内に全部おさまるかどうかということにつきましては、基本としてという大前提を置きながら、前回海部内閣のときの区割りにつきましても、私の記憶では二十一ぐらいで

しようか、オーバーしたところがあったと思ひます。二・一五の差ができました。

ということではありますけれども、今回におきましても、これを基本にするということで、審議会を七人の先生方をお願いした中で、これを踏まえて、具体的に区割りの基準をつくつていただくというところから始めたいと思ひますけれども、この二倍以内という大事な基準ということにできるだけ近づけて、これを生かしていただくということでは作業をお願いするということになると思ひます。

これは初めからこういう基準をつくつてというわけにはいかないわけでありまして、したがつて、こういう価値の平等ということに最重点を置いてお願いをするということになると思ひます。

○金田(英)委員 政府案では、各都道府県別の選挙区数というのは機械的に定まっております。そういう状況の中で、一対二以内におさめるようにしたいというふうな審議会に要請をしているわけでありまして、具体的に審議会としてはどういうことをして基本で一対二に、ならなくともいいのですが、どういうことをやるか、できるかどうかということをお尋ねしているのではありませんか。

○山花国務大臣 先ほど御説明いたしましたとおり、一対二以内ということに最重点の基準として区割りをお願いする、こゝまでがこの法案の趣意であると思ひます。あと具体的にこれがどうなるかということにつきましては、委員の皆さんの御努力に期待をするということに尽きると思ひます。

○金田(英)委員 既に都道府県別の選挙区数というものは決まっております。ですから、審議会でもやるべきことは各都道府県の図面に、ある県は三であれば三つに色を塗り分ける、五つであれば五つに色を塗り分ける。各都道府県内での図面の色塗り作業しか残されていないんではございませんか。

○山花国務大臣 今御指摘の点は、「行政区画、地

勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行なわなければならない」という趣意であるところにつきましても、これは総合的に考慮するという部分にすぎません。これは前回、海部内閣当時の選挙制度審議会の中のワーキンググループが行った際にもこうしたほぼ同様の基準でやっていたわけでありまして、その点については、従来のその部分についての仕組みについては、かなり我々としては今度の法案については参考させていただいておるところでございます。

○金田(英)委員 時間がないから、具体的に簡潔にお答えいただきたいんですが、もはや、これから十年後あるいは五年後に人口異動が行われ、異動が現実に行われるのですが、それが一対三を超えるような、勧告をしなければならぬ、あるいは意見を出さなきゃならないというような事態に陥つたときには、委員会としてはどうするんですか。

○山花国務大臣 第四条の第二項のところに規定してあるところでありまして、「審議会は、各選挙区の人口の著しい不均衡その他特別の事情があることを認めるときは、第二条の規定による勧告を行うことができる」と。今御指摘の三倍を超すということとは当然の場合でありまして、「その他特別の事情がある場合、この場合も含めて、審議会は常設でありまして、十年ごとに勧告ということではありますけれども、御指摘のような事態が起つた場合には、十年たつておらなくても、その時点で勧告を行うということに承知しております。

○金田(英)委員 都道府県別の選挙区数は機械的に決まっております。何も委員が頭を使わなくてもいいのであります。

そういう事情の中で、何が一対二の中におさめることを基本とするというふうな審議会に言うのであります。委員は何もできないではございませんか。

○山花国務大臣 意味を私が取り違えていないかと思ひますが、審議会は、私申し上げた

とおり、幾つかの基準を設定することになると思ひます。必要があればきき選挙制度審議会においてつくった基準についても御報告させていただきます。その最優先の基準の一つが格差二倍以内、こういうことでありまして、あるいは市町村を分割しないとか、飛び地をつくらないとかいったような、格差問題を含めての基準をつくつていく中で一番最初の基準ですから、したがって法律に明記をして、二倍以内を基本にして、こういうふうに法案はつくらせていただいた次第でございます。

○金田(英)委員 失礼ですが、山花大臣においては私の質問に答えようとしておられません。一対三を超えるような事態が現出した場合には、いや、二でもないんですが、人口の異動によつて、例えば島根県の人口が大幅に減つたような場合には一対三になるような勧告をしなければならぬようになります。そこはお認めになりますか。

○山花国務大臣 島根県が減るということとはちよつと横に置きまして、一般論として、御指摘のような事態があれば当然勧告が必要になってくると思ひます。

○金田(英)委員 それは、違憲状態の勧告をされるわけですか。

○山花国務大臣 違憲状態というこの御指摘につきましましては、従来、定数の格差は正の問題につきまして最高裁判所の判決が、いわゆる事情判決を行つ中で、違憲状態、こういう用語を使つたことを受けて、こう受けとめたところでありまして、違憲状態になれば当然この審議会としては特別な事情あるものとして勧告の態勢に入らなければいけないのではなからうか、こういうふうな考えております。

○金田(英)委員 今まで、この院においても、あるいは一票の格差の是正ということで、八増七減とか九増十減とかいろいろ検討を行つてきました。従来のような中選挙区の中では、中選挙区の中

定数を一減らしたりふやしたりすることで調整が可能でありました。しかし、これからの、今度の政府案は小選挙区制ですから、選挙区数を多くしたり少なくしたり、そういう作業をしなければ一票の格差の是正作業というのはできないんであります。

ですから、この審議会が検討しなければならぬ、適切な勧告をするためには、この審議会の中に一定程度の調整原案、調整幅を持たせることがどうしても必要だというふうには私は思うのであります。その点について簡単に所見をお伺いします。

○佐藤国務大臣 たびたび山花大臣から御説明申し上げておりますように、例えば極端な話、一対四になったようなケースがあったといたします。その場合には、当然のことながら県別の定数自体も変えるわけでありまして、そういう勧告をして、そして国会の方でそれは処理をするということになるわけでありまして、御心配ないのではないかと思います。

○金田(英)委員 既に法律では、与党の案では、各県、都道府県別の選挙区の数はこうやって計算しなさいよということがはっきりと明記されているのであります。それは審議会に対する法律の要請であります。そして、そのような要請をする一方、二以上にしないようにしなさいというような要請もまた一方出しているわけです。

そのような状態の中で、適切な勧告、なるべくいい選挙区割りをつくっていただきたいし、なるべく全国的にバランスのとれた、そういった選挙区割りであつてほしいと私も思うわけでありまして、そういうことを考えたときに、余りにも粗雑で粗削りな各都道府県別の定数割り、これではだめだというふうには私は思っているんであります。

もう時間がなくなっているんで、また残念ですが、けれども、このような全国の各県の割り振りだけを審議会に任すんでなくて、全国的なバランス、そうです、実際に首をかしげておられますが、そして各都道府県別の定数というのは完全に法律で要請して決まっていますからね。ですから、それは

その要請を受けて作業することになるわけでありまして、審議会は、そうしますと、余りにも、もつとこつちになつた方がいいのにか、この選挙区はもう少しふやした方がバランスがとれた形になるのにねというふうないろいろな審議検討が必要になつたときに、何も審議会ではできないんではないかということでありまして。

ちなみに、いろんな矛盾が出てまいります。二百三の、人口比で配分するそういつた二百三の定数はいいんですが、四十七の基数配分についてもブロック別に著しく均衡を失っております。九州地方には八つの基礎定数が配分されております。四国地方には四つ、東北地方には六つ、北海道はたつた一つ。過疎過密の配慮をしたということにしておりまして、人口の少ない県に配慮しただけでありまして、きめ細かな過疎への配慮はできていないのであります。東京、千葉、埼玉、神奈川、愛知、大阪、兵庫、そして福岡、これらの人口密集地帯と北海道は全く同じに扱われ、本来もらうべき選挙区が減少されているのであります。

いろいろな点でこの都道府県別配分についてはバランスを失っている配分となっております。私が主張したいのは、そのような、全国的に見て各県ごとの調整あるいは一票の格差の是正をする上で、この審議会はある一定の三ないし五の調整幅を持たしていただいてもいいんではないか。国会が承認するような七人の有力な学識経験者であります。そのような人たちに、単なる秋田県を三つに割れとか長野県を四つに割れとか、そのような数値はちよつと違うかもしれない、そのような各都道府県を相互に全国的に比較考量できるような、そういう作業が全く行えないような状態にしておくことは大いに問題だというふうには思うのであります。

何とかこの点、二百五十から三百の間にこれから与野党の調整が行われると思いますが、自民党にあっては三百五でも結構ですので、このようなよりいい区画作業をしていただくために、一定の調整幅というのはこの審議会にぜひとも与えてやらないと、子供の使いみたいなような作業しかできないというふうには私は考えております。

時間が来ましたので終わりますけれども、またお部屋にお邪魔したりお願いに上がりながら、じっくり議論させていただきたいと思ひます。建設大臣、申しわけありません、せっかく御足労いただきました。

○佐藤国務大臣 先ほど政府案が粗雑ではないかというお話がございましたけれども、この割り方につきましては、失礼ながら、二百五十と百七十一と数字は違ひますけれども、自民党さんの案でも同じ割り方をするわけでございます。

それから、そういう三から五の調整幅をというお話がございましたが、これはやはり客観的に、だれでも議席が多い方がいいと思つていらつしやるわけでありまして、客観的なものでやらないことには、政治加算のようにここはちよつとこうすれば倍率がどうなるからそれを加えるということとで、国民の皆さん、ましてや議会の皆さんが納得するでしょうか。これはどこかでバランスが大きく狂つた場合には、これはどこかの議席を減らして、こつちを持っていつて二百五十なら二百五十の小選挙区ということをやらないければ、片や二・一五とか二・幾つということ、小選挙区のところ、審議会の委員の方は町村まで線を入れるべきか、二・一五で我慢すべきかということの判断を最終的にするわけですから、そこにまたもう一つ調整議席というのを入れたら、これはもうますます問題はややくしくなつて、これは私は客観的にそういう制度などできないと思ひます。

金田委員御指摘のように、この前私も認めましたように、北海道が一議席、完全に比例をしたときは減つていくことは私も認めた。それは、人口が多い県はこういうやり方をすれば割を食う中の一つでありまして、北海道だけふやせということとは、これはまた皆さん認めてくださらないと思ひます。大県でございまして、北海道は、その点御理解をいただきたいと思ひます。

○石井委員長 それじゃ、時間が来ているので、一言で終えてください。

○金田(英)委員 私は北海道の地域エゴを申しているつもりはありません。ブロックごとにバランスがとれていない基数配分を、何とかバランスのとれたものにしていただく必要があるし、また、審議会がこれからいろいろな区割り案を提案する中で、都道府県別の定数がちつちりと固定化されたような状態の中では適切な区画の勧告ができない、あるいは意見の提出ができないということを考えて、公正な目で第三者が幾つかの調整原案を手元に置きながら検討ができる方がいい案ができるといふことをお話ししているものであります。

時間がないので、終わります。

○石井委員長 次に、七条明君。

○七条委員 それでは、本日の自民党としては最終バツターでございますけれども、よろしくお願ひを申し上げます。

おとといから東四国国体、第四十八回の国民体育大会が開催されておりますけれども、その開催県の徳島県の七条明でございます。どうかよろしくお願ひを申し上げますと同時に、ちよつと国民体育大会は二十九日まででございますから、皆さんの御協力をお願いをして、質疑に入らせていただきます。

まず、選挙制度改革についてお伺いをしたいと思つておるわけでありまして、橋証人の話でございますけれども、九月二十一日の放送番組調査会の議事録の原文そのものであり、公選法やあるいは放送法に違反する行為そのものであつたとして私には思ひません。昨日の橋証人に対する証人喚問について、まず担当の郵政大臣あるいは山花大臣や官房長官、それから自治大臣等々に、その御感想からまずお聞かせをいただきたいと思

います。

○神崎國務大臣 昨日の樞証人の証言につきまして、私もテレビで見えておりました。証言内容については、議事録どおり発言したということは認めてもらっていいと思いますが、みずからが指示をしたり示唆をして放送がなされたという点については明確に否定をされておった、このように承知をいたしております。

御本人も、みずからの調査会における発言については不適切、不用意であった、このように証言されておりましたが、私も、まことに不適切な発言であった、こういう印象を持ちました。

○山花國務大臣 私も昨日大変関心を持って注意深く聞いておりましたが、証言の内容で発言について確認した部分については郵政大臣と同じ印象を持ちました。

同時に、今回は、政治とマスコミ報道との関係についての、これは厳しい緊張関係の中で、しかし、それぞれの役割というものを持っているものだと思っております。民主的な政治を支える大きな条件である言論・報道の自由、こうしたテーマと政治とのかわりについて、こうした形で問題が提起されたことは大変残念に思っているところでございます。

御本人は大変、みずから荒唐無稽なという言葉を使ったりして、陳謝の意を表しておりました。この一言をもって全体に押し広げるといようなことではなく、あるべき両者の関係について、教訓としてこれから議論していかなければならぬ、こういう印象を強く持ったところでございます。

○武村國務大臣 担当の神崎郵政大臣と同じ所感でございます。

○佐藤國務大臣 済みません、ちよつと失礼をいたしました。いすれにいたしまして、私も自治大臣という立場でございまして、公選法を担当し、またその中には、御承知のように電波法の関係とも無関係ではありません。そういう意味で、まことに言いにくい立場でございしますが、私たち

も報道・評論の自由という範囲内で、だからといって、そのことを十二分にその関係者の人は入って発言をいかなる場合でもすべきではないかというのが私の個人的見解でございます。

○七条委員 今、各大臣からきくのの樞証人のお話の感想のようなものをいたしたいわけでありまして、私も、私は、今、大臣、いろいろな話がありすけれども、まさにその部分でそうであらうと思うところもありませんし、ちよつと違うと思うところもあるのですけれども、私はやはりこれはもう公選法違反以外の何物でもない、あるいは放送法に對しても抵触をしておるのではないだろうか、こういう素朴な疑問を非常に持ちました。ですから、これは指導しておられる、監督官庁でもあります郵政省、郵政大臣にお聞かせいただきたいのですけれども、やはり徹底的に、この場合、ここまでき

たんですから究明をしていただく、徹底究明をしていただきたいと思いますけれども、その辺の決意というものであればお聞かせいただけますか。

○神崎國務大臣 郵政省といたしましては、この事実関係を現在調査をいたしておりますけれども、可能な限り事実関係を明らかにして、これに基づきます放送法等の適用関係につきましても十分検討したい、このように考えております。

○七条委員 今、大いに積極的にやってみようというところでございますけれども、調査が今行き届いておるのでしょうか。

○神崎國務大臣 調査の点は二点ございまして、一つは、樞証人の真偽について、この点については議事録等で裏づけられていると思っておりますが、もう一つは樞証人に基づいて番組の編集が行われ、実際に放送されたかどうか、この点につきまして現在主に調査をしている、こういうことでござい

ます。

○七条委員 じゃ、その調査結果というのは大体いつごろをめどにされておられるか、あるいはいつごろまでにはこういう結果が出てきそうか、調

査によつてはいろいろ長くなるかも知りませんが、けれども、めどとしてどのくらいを考えておられるのでしょうか。

○神崎國務大臣 調査につきましては、一つは、放送番組が具体的にどういふふうな編集され放送されたか、この点につきましては、テレビ朝日の方で内部調査等も行っておりますので、その調査結果を一つは待つています。

もう一つは、国会での御議論もいろいろ行われておりますし、参考人招致も行われることになっておりますので、国会での御審議の状況等も十分見ていきながら判断をいたしたい、このように考えております。

○七条委員 じゃ、そこまでおっしゃられるわけでございますから、私は見守っておきたいんですけれども、もう一度、目的とか、いつごろまでをめぐるといふのはちよつとおっしゃっていただけないでしょうか、じゃ今度はちよつと観点を變更まして、今後具体的にどういふ形で、スケジュールをやっていくか、徹底究明していくと云われる雰囲気の中でやっていくかというものが、もしわかれればお教えいただけますか。

○神崎國務大臣 郵政省は郵政省としての調査を進めておりますけれども、ただいま申し上げましたように、テレビ朝日における調査とかあるいは国会における御審議とか、そういう状況も勘案しながら結論を出したいというふうな考えておりますので、今の段階では、いつどういふ形で結論を出せるのか、この点については申し上げるのには差し控えていただきたいと思います。

○七条委員 めどについてはちよつとおっしゃっていただけないようでありますけれども、じゃこれは、私は、さっきも言いましたように、放送法に抵触するんではないかと思っておりますけれども、もう一度、郵政大臣そのものは感覚的にはどうなんだ、疑わしいのか、いや、そう心配ない、こう思っておられるのか、どんなものでしょうかね。

○神崎國務大臣 樞証人本人も証言の中で幾つかの点について、もしそのとおりの放送がなされてい

れば放送法違反に当たるとか、いろいろ言われている点も承知いたしておりますけれども、私どもは、現在調査をしている段階でございまして、評価にかかわることにつきましては、恐縮でございますが、コメントは差し控えていただきたいと思います。

○七条委員 実は、私はなぜこんなにまでしつこく聞くかといいましたら、これは、今度この場では選挙制度の審議を行われておりますし、このままいきますと小選挙区制、新しい制度に移行してまいります。そうしますと、小選挙区制というのは一対一で戦う、あるいは一番では当選、二番では落選という結果が出てまいりますと、マスコミの与える影響、どちらかに、マスコミのつき方によつてその選挙が大きく左右をされる。

そういう感覚になつて考えてきましたら、やはりマスコミの公平性あるいは厳正、公正なやり方というのが問われてまいりますから、これは小選挙区制に移行する前に、この場合、自民党がやみでやっているんだとか、徹底的にやられたからやり返しているんだとかいふことじゃなくて、これからの本當の審議の中で、小選挙区制に移行していこうというならば、このことを徹底的に究明しておかなければならない、こういうことは二度とあってはならないように、ちゃんとした見直しをしてやっておかなきゃならないと思ふんですよ。

ですから、公選法の違反もありますし、あるいは放送法の違反もあるというのなら、そのお二人、自治省と郵政省の方々にもう一度、そういう小選挙区制になる場合のことを想定して、お答えをいただけたらどうでしょうか。

○佐藤國務大臣 個別の事案につきましては、私の方から、司法当局じゃないものですから、述べる立場ではないのでありますけれども、御指摘のよう、百五十一條の三で選挙放送の番組編集の自由は保障しておりますけれども、虚偽の事項を放送し又は事実をゆがめて放送する等表現の自由を濫用して選挙の公正を害してはならない。

となつてゐることは御承知のとおりでございます。このときの「虚偽の事項」とは何かというところ、事実無根の事実を記載したり詐偽の事項を記載するなどをいい、事実を歪曲して記載するとは、その記載に当たつて殊さらに重要事項を秘匿し、虚偽の事実を付加し、あるいは著しく誇張し潤色する、意識的に事実をゆがめて記載するというものと解されているということになってゐるわけでございます。

それから、百五十一條の五の方につきましては、ここに書いてあることは、政見放送と経歴放送はやつていいですよということを書いてあるわけでございますけれども、放送事業者が選挙運動にわたらない程度で選挙に關し放送することまで禁止するのではなく、その内容がたまたま特定候補者に有利な結果になつても、本条の禁止に該當するものと言えないだろうというのが従来の解釈でございます。

したがしまして、司法当局におきまして、こういう従来の解釈に今度のことか當たるのかどうか、それは司法当局の方で厳正な立場から対応されるものと思つております。

○神崎國務大臣 放送法の趣旨からいたしまして、放送に当たつては政治的公平性の確保に努めなければならぬことは當然でございます。

○七条委員 当然、公正にやらなければならぬということとはよくわかりました。そうしますと、私は、この機会に徹底究明はしていただくのはもちろんでありますけれども、いわゆる選挙報道に對するマスコミの対応の仕方というものをもう一度見直して、厳正な、あるいは公正、公平なやり方をしておられると皆さん恐らくマスコミの關係の方は思つておられると思ひますけれども、それを見直してみても、やはり間違ひがなかつたよ、こういうやり方でやりましょうよというふうな、私はこの機会に見直しをしたらどうかと思ふのですけれども、この見直しをするつもりがあるかどうかとも、郵政大臣ですかね、お願いしたいと思ひます、放送法を含めて。

○神崎國務大臣 放送法上も報道の自由ということとが認められ、放送番組の編集につきましては放送事業者の自律にゆだねられてゐるということとございまして、みだりにこれに介入することは許されない、そういう趣旨を前提にしてこの問題については考えなければならぬであらう、このように考えております。

○七条委員 しかしながら、さつきも申し上げたように、小選挙区制になつたならば、これは一対一の戦いでありまして、マスコミがついた方が有利になる、あるいはそれによつて選挙結果が左右されることも出てくる。そうならば、日本の政治が変つていってしまうことは過言でないわけですが、やはり厳正な、公正なということを徹底的にこの機会に私は見直していただきたいな、こう思ふ一人でございますから、最終的に、武村官房長官もおられますから、武村官房長官としても、どういふふうにするべきか、そのマスコミのあり方だとか総論的なことも含めて、総理のかかりにお聞かせをいただいておりますでしょうか。

○武村國務大臣 今回の事態は、御本人が少なくとも自分の言動については率直にお認めになつたということでありまして、その限りにおいて、是非は、是は是であつたとテレビの前で、国会の場で明らかに証言をされたとおりでございます。

問題は、この論議から、放送のあり方、テレビ放送と政治のあり方の論議に移つてきてゐるわけでございますが、基本は、關係大臣がお答えをしておられますように、この国は憲法によつて言論の自由が保障されてゐる国である。我々はそのことを胸を張つて誇りにしながら今日まで生きてまいりました。その基本が制約されたら損なわれることのないように十分注意をしながら、この問題の議論に参加をしていかなければいけないというふうな思つてゐる次第でございます。

○七条委員 言論の保障をしなければならぬです、介入してはならない部分まで介入をしてはいけないというのにもよくわかります。しかしながら、きのうの権証人が言われたことを推測をして

みますと、やはりこれは公選法あるいは放送法等々に非常に抵触をしておる疑ひが非常に濃い。どうもそうであらうとしか私は思へませんから、この機会に徹底的な究明をしていただくと同時に、それらの制度についての見直しを含めて今後検討をしていただくよう私からも強く要請をしておきたいと思ひます。

この問題はこれで終わらしていただきますけれども、それでは次に、本来の意味での選挙制度についてお伺いをしたいと思ひます。政治改革に何を期待するかという国民に対するアンケートあるいはマスコミでの世論調査では、やはりまず第一が政治の腐敗防止であります。まず政治改革に何を望むかというところ、政治腐敗を徹底的にやっってください、二度と再びリクルート事件やら共和事件あるいは佐川急便事件、金丸事件、そして最近行われておりますゼネコン事件のようないことが起こらないようにしてください、こういうのをほとんどの方が言われるわけでありまして、政治と金の關係を根底から変えてほしいとの国民の期待や、それに劣らず要望も多いところであります。

選挙制度の改革は、我が国の議會制民主主義を政党政治の確立によつて再生するためにぜひとも私もやらなきゃならないと思つておる一人であります。しかしながら、ただそれだけで国民が求める腐敗を根絶することは、よほどの意識改革がなされなければ難しい。それを補足する別の観点からありますけれども、この点、山花大臣に実はお聞きしたいのは、政治腐敗防止は、議員、いわゆる候補者本人のことにとどまることなく、やはり国民、いわゆる選挙民と言われる国民の方々のよほどの意識改革がなされなければ、これは政治改革が本當になされたとは言へませんし、そういう意味での選挙民に対する意識の改革をどういふふうによつていいたらいのか、これもやはり非常に大事な問題でございますから、政治腐敗に對する選挙民の意識改革について、その具体策が

あるのかどうか、あるいは今後どういふふうによつていこうと思ふのかということについてお聞かせをいただけますか。

○山花國務大臣 今御指摘の、御主張のおよその部分については全く同感でございます。

今回は、法案として政治資金規正法の中身自体も腐敗防止に資するものであると考えまして、御承知のとおり連座制について処罰の対象の拡大、そして要件の強化とまた罰則の強化等々を圖つております。ただ、そうしたことだけでは足りないんだということは先生のおっしゃるとおりだと思つてゐまして、ただ私は、その前提にあるものも忘れてはならないと思つております。何よりも政治家本人の政治倫理の確立、この観点というものを前提として今の先生の御質問に入るべきではないかと思つてゐるところでございます。

政治倫理問題についても長年議論されてまいりましたが、相次ぐゼネコン汚職まで至るこの過程の中で、やはり制度の前に政治家一人一人の倫理の確立こそが求められてゐるという大前提がございました。同時に、その問題提起に關連して、政治家だけではない、選挙民の皆様にもこうした問題について正確に受けとめていただくなければならぬということにつきましては、それぞれの側からの見解として、いろいろな議論の場面で主張されてきたと思つてゐます。

これまでの経過では、例の選挙区に對する寄附の禁止規定、この新しい法案ができた際にはかなり自治省としても広報なども行ひまして、これはそれぞれの皆さんの印象があると思ひますけれども、随分この点は改善されたんじゃないでしょうか。若干の慶弔、お葬式、結婚式の場合の例外はありますけれども、その他の物を配る、物をもらうのが当たり前だ、こういう風習というものはかなりなくなつたんじゃないでしょうか。

よく話題となりましてのは、例の盆踊りその他の場合の地元からの案内状、まあそれはそれとしての意味のある案内状をいただいていたという事はもう皆さん経験しておつたわけでありまし

て、この辺はかなり改善されたんじやなろうか、  
こう思っております。そのときにも、もちろん広  
報も一生懸命やりましたけれども、そうした法律  
の趣旨についていろんな機会に選挙民の皆さんに  
も御理解をいただいた、こういう経過があったと  
思っています。

したがって、今回の法改正につきましても、そ  
の意味におきましては、まず当然、政治家一人一  
人がみずからの襟を正し倫理を確立するという大  
前提の中で、制度につきましても、自治省の方で  
も、法案が審議中でありますので、今その点につ  
いてはまだ準備の期間中ということになっており  
ますけれども、いずれにせよ、法案が成立した後  
については精力的にその広報についても努めたい  
と思います。また、それぞれ働きかけをする側、  
受ける側、ともどもこうした政治をきれいにす  
るという点については努力をしようではないかと  
いう呼びかけに対しては、大変これからの大事な  
テーマだと考えていることについては、全くおっ  
しやるとおりだと思っております。

（委員長退席、三原委員長代理着席）

○七条委員 それでは、このいわゆる意識の改革  
という意味では、私はこれは政治改革の一番難し  
い点ではないか。いわゆる制度をつくっていき  
いうことはできるけれども、新しくできた  
制度を周知をして、実行していくこともできるか  
もしれません。しかしながら、国民である選挙民  
の方々がそれを理解をして、その制度に対して意  
識改革をしていただかなければやはりものもく  
あみでして、そのままでやはり完全な政治改革  
ができたと言えないわけでありますから、当然今、  
山花大臣がおっしゃっておられたように、広報活  
動やら周知の徹底とか、あるいはそういう感覚  
の中で、選挙民の意識の徹底した改革をしてい  
たことを望んでおかなければなりません。

これは特別に、今度はそういう形で予算なんか  
を組む予定があるんでしょうか。

○佐藤国務大臣 政治家に対する寄附禁止等は今  
一生懸命広報をやっています、今山花大臣からお話

があったように、かなり進んできたのではないか。  
まだまだ足りないといえそうですが、皆  
さん方の周辺を比べてみて、選挙区にもかなりよ  
りますけれども、そうじゃないかと思えます。

今度新たな法案を、この政治改革法案を通して  
いただければ、より一層徹底をするために精力的  
にやっていたいというふうに考えております。

○七条委員 大臣からお話がありましたけれども、  
じゃこれは、自民党の方の案としても、そういう  
意味では意識改革のようなものを恐らくきれいな  
きやならないというふうに思っておられると思  
いますけれども、自民党の案からするならばどう  
しようか、選挙民の意識改革という意味で。

○保岡議員 今度の政治改革の徹底を図って、求  
める政党本位、政策本位の政治を確立するとい  
うことをきちんとやるのが、国民が願う腐敗の根  
絶に裏腹でつながる。したがって、そういう意  
味では政党がしっかりして、政策をきちんと訴  
えて、そして政党のルールをきちんと守って、そ  
うして選挙民が本心に政党本位、政策本位に選挙  
が意識的にできるようにきちんと努力をして、有権  
者もそういう意識でこの制度を受けとめるとい  
う、そういうことがまず基本だと思えます。

そしてまた、今度の選挙制度によって政権交代  
の緊張が生まれるなど、政治に今までになかった  
ある活力が期待できる、そういう中から自浄力を  
促す、そういう政治ができる。そういう中で、新  
しい政治をみんな頑張っていくという  
ことも必要でしょう。そして、今度政治資金規正  
法や腐敗防止に關して、いろいろ政府や与党、あ  
るいは我々の自民党案、これは余り大きな違いは  
ないんですけども、そういう制度を徹底する  
ということも大事ですが、それだけでもまたつま  
りかない。

さらに、私は個人的には、イギリス型のきち  
とした連座制の確立を期して、有権者や政治家み  
ずから腐敗防止に努力できるような、そういう  
たことを促せる抜本的な仕組みも十分今後研究し  
て、制度化していかなくならないんじゃないか

と思っております。

○七条委員 自民党側からも御答弁をいただきま  
した。今回の選挙のときに、私は、自民党がある意  
味では政権を失った、それは政策が悪いからだ  
というのではなかったわけでありまして、本来、や  
はりこの政治の腐敗、金権体質があるからだ、こ  
う言われたからこそ、こういう結果が出てきたよ  
うな気がいたします。

そういう意味では、自民党の内部でもそういう  
意味での腐敗防止に対するいろいろな徹底的な組織  
の改革をやっておられると思えますし、もちろん  
意識の高揚も内部でもやられておりますし、外へ  
向けてもやっておられると思うのですけれども、  
それは徹底的にやるんですよ、もちろんやりまし  
よといふのを私も感じておりますけれども、でき  
れば何かお聞かせいただけることがあれば聞いて  
おきます。自民党側。

○伊吹議員 今のお話のように、政治家はやはり  
有権者の鏡のようなものだと思うのです。立派  
な有権者のいるところには立派な候補者がいると  
いうことだと私は思います。それでいくと、やは  
りこの制度が通ったときに、どちらが政権を持っ  
ているかわかりませんが、政府はもう各党、  
私は大国民運動を起こすべきだと思うのです。  
そして、投票は、その候補者が国会議員として東  
京で国の平和と安全のためにどの程度の能力を発  
揮しているかというのを基本に、政党間の政策  
を比べて投票をしようという大キャンペーン  
を私はやるべきだ。

かつて鳩山内閣のときに国民運動がありました  
ね。お葬式のときにお返しをしないとか、新生活  
運動ですか、そして、約束の時間にはおくれな  
いようにやろうとか、一部まだそのことが残って  
いる地域が私の地元なんかにはあります。

そういうことを一つ一つやはり積み重ねてい  
って、先ほど我が方の答弁者が申したような理想  
的な事態をつくり上げていく。これは先生がお  
っしゃったように一番つらい部分で、もしも候補者  
一人が、おれが出し抜こうという気があったら根

底から崩れてしまいますね。だから、罰則強化、腐  
敗防止というのを別法案として我が党が提出した  
意味もそこにあるんです。

○七条委員 私も、自民党に対する批判もあつた  
わけでありまして、これは法案の中で、あるい  
は自民党の内部でも腐敗防止に対する徹底的な究  
明と、二度と再び起こらない状況をつくつてい  
ただけるような選挙制度としてやっていただけ  
ることを望んでおきたいと思うわけです。

実は、さっき山花大臣に御答弁をいただきまし  
たところ、政治倫理の確立が一番大事だ、こう  
おっしゃっておられました。私もまことにそのと  
おりでありますし、私は三木武夫先生に仲人をい  
ただいて、今回当選をさせていただいておりまし  
たから、その政治倫理という表現はよく三木武夫  
先生からも聞かれました。

しかも、私が感じますのは、選挙民への意識の  
改革の第一歩は、さっき山花大臣が言われたよう  
に、候補者本人が選挙時に有権者を裏切ること  
のない、選挙のときにやったことを裏切らないよ  
うにする、あるいは自分の選んだ政党が選挙の時  
に訴えた政見や政策とは違わないように、その信  
頼をもって、そこから始まっていく意味での政治  
倫理の確立もやはりやっていかなければならな  
い、自分自身がそれを、自分で身をもって政治倫  
理に徹していくことだ、そういう意味では山花  
大臣が言われたんだと思えます。そうですね。う  
なずいておられるから、そうだと思います。

では、その意味で私、お聞かせをいただきたい  
のでありますけれども、実は、今回の連立政権が  
できるまでの間に、現政権の中で連立政権をつ  
くる合意をして選挙に臨み、非自民政権成立に対  
する国民の審判を受けられる。あるいは私が感じて  
おりますのは、政府の行う政策を各党の固有の政  
策、いわゆる社会党の固有の政策が基本的に異な  
る場合をどう考えるのかというふうになってまい  
りますし、実は総理は、連立政権とはそれを構成  
する各党の固有の政策とは別に、政策合意事項に  
基づいて国民のために政策を行っていくべきとい

の考え方を言われておられました。

しかしながら、選挙のときだけはこういう公約です、ところが、いざ政権ができてみたら、今度はちよつと違うような形になって、こういうふうになりやすよというのでは、これは政治倫理の確立どころか、私は、簡単に言うならば、有権者に対する大きな裏切り行為があつたんじゃないか、政治倫理の確立というのが基本的に裏切られてるような気がしてなりません。

例えば社会党の方々、あるいは山花大臣も社会党であられますけれども、現政権において、国防だとかあるいは外交だとか米の問題について前政権の考え方を継承していきたい、政権合意事項だから継承していきたい、こうおっしゃっておられますけれども、では、社会党が選挙のときに言われた固有の政策というものはどういふふうになるのでしょうか。あるいは自衛隊法の改正だとか、それらに伴います防衛、外交、米問題というようなことは、これはどういふふうに考えて、有権者に対する裏切り行為になつてしまつてゐるんじゃないだろうかと思ふのですけれども、では、一番身近な意味で、自衛隊法の改正はどうするんだ、ちよつと聞かせていただけますか。

○山花国務大臣 全体的な御質問もいただきましたけれども、ただ、はっきり申し上げておきたいと思ひますことは、選挙が終わつたら公約そして約束したことを変えた、こういう御質問でございしましたけれども、私たちは、連立政権、連合政権につきましましては、選挙の前とことだけではなく、長年の政権を目指した社会党の政策として発表してまいりました。

八九年の段階で連合政権の政策を発表いたしました。連合政権になつた場合には、自衛隊についてもこう考えますということを含めての政権についての私たちの政策です。これは八九年の段階、九二年、昨年の暮れの段階におきましては、一歩進んで、連立政権についての考え方を明らかにいたしました。社会党単独では政権をとるのは大変困難である、しかし、私たちは、今日の政治を変え

るためには他のリベラル、改革派、今の政治を変えようとしている皆さんとともに連立政権をつくりたい、こういう場合の政策についても、御指摘の自衛隊問題を含めて発表してまいりました。

今回の選挙に当たりましては、選挙の前の段階におきまして、私たちは五党の党首の会談を行い、そこで、政治浄化を徹底させ、国民の政治に対する信頼を回復するために選挙協力してやつていこうではないか、非自民の連立政権をつくらうということについて合意をした中で、今御指摘の外交、防衛など国の基本政策についてこれまでの政策を継承しつつ、世界平和と軍縮のために責任及び役割を担う、こういう格好でやるんですよというところは、党の固有の政策だけではなく、連立政権、非自民でつくっていくんです、この場合にはこういう立場でまいりますということについて内外に明らかにした中で選挙に入つた次第でございます。

したがって、私は今閣僚としての立場でありまされども、当時、党の委員長としての立場におきましては、各方面から野合ではないかと、政策が違つてゐるの一体どうするんだということについては、まず毎日御質問がございました。

これはマスコミも含めてでありまして、このことについて、私の立場とするならば、当時私たちは、連立政権はこういうものなんです、これまでの単独政権とは違つて、社会党固有の政策は持つてゐるけれども、そのことだけに固執したのでは連立政権はできません、したがって、選挙が終わつた結果、議席の数によつて私たちの固有の政策が実現していく、前進していく、濃淡はあるかもしれないけれども、連立政権というものはそういうものなんです、これから一党が過半数をとる時代ではなく、常にそういう時代が参ります、こういう格好で私たちはあらかじめ公約をしてきたわけでありまして、その意味におきましては、そうした国民の皆さんに対する公約を、信義を守つたといふところが基本でございします。

決定されたものについて閣内不統一ということではなく、党としては、そういう問題についてこういう問題がありますよということについて、やはりこれ、国民の皆さんに見えぬ形で問題提起して討議するということは、これは連立政権としては極めてあり得ることではなからうかと思つてゐる次第であります、そのことは、新しい時代の連立政権のあり方について、まだ議論が出るだけ連立政権ということについて我々の政治が習熟していかないという問題点もあるんじゃないか。

そこでは私たちの至らない点もあるかもしれせんけれども、そういう時代になつてゐる中で、連立政権のそれぞれの政党の役割、あり方ということが問われたテーマだと受けとめて、誠実にこれにこたへてゐるつもりでございます。

〔三原委員長代理退席、委員長着席〕

○七条委員 一生懸命しゃべつておられる姿、よく理解はできませんけれども、何となく伝わってくるものがちよつとだけあつたような気はいたしました。

しかしながら、さつき私言いましたように、選挙民への意識改革の第一歩は、候補者である本人が選挙時に有権者に対して約束をしたことを裏切らない、あるいは選んだ政党がその選挙のときに訴えた自分の政策に対してはしっかりとしてそのまゝのことを実行していくというのが私は政治倫理の確立だと思ふ。

もちろん、うなづいておられた山花大臣が言われたとおりだと思つておりますからお聞かせをしていただいたわけでありませうけれども、そういうふうにご考えていけますと、山花大臣が言われたこと、いろいろな疑問点がたくさんありますし、素朴な疑問になるのですけれども、じゃ、各党寄り合い世帯の連立政権に対する国民の審査はどういう形で行われるのでしょうか。国民生活に最も影響のある行政を指導監督する内閣、その内閣の政策と内閣を構成している政党の政策が選挙の際に使分けられることがあつてもよいのか。

つまり、内閣の一員としては内閣の一体性のた

めに自説は慎むが、選挙になれば党員としてそのまま百八十度違つた立場をとつてやつていくんだ。とするならば、内閣の責任を国民はどのような形で審査、審判するのか。連立政権は選挙によつて審判されること、そのためにそこには、責任のない内閣だ、政治的に無責任な存在をするんじゃないか、そういう無責任が存在するのではないかということになつてまいりますけれども、やはり政治倫理の確立から起こつたことであるから、御答弁いただけますか。

○山花国務大臣 政権のあり方について、穏健な多党制という言葉が総理初め皆さんから使われておりますけれども、それは政権を目指すという意図幾つかの政党が連立・連合政権をつくるという意味だと理解をしております。初めから現体制を否定する、政権参画を全く考えていないという政党が寄り集まることはできないわけでありまして、したがつて、今百八十度違つたということがありましたけれども、そういうことはあり得ないのが今日の政治の現実である、こういうふうに考えているところでございます。

そうして、じゃ一体、そういう連立政権はどのように国民の皆さんから評価されるのか、審判を仰ぐのかということにつきましては、内閣ができたその後はまず世論の支持率でしょう。ということであるとすれば、今、細川政権が大変高い世論の支持をいただいているということについては、励ましということも含めて現実のテーマです。

そこでは、じゃ一体、この細川政権に対して、個々の政党に対してではなく、細川政権の、私どもを除いた政党に対して、考え方が違つてゐる政党と一緒になつてけしからぬという格好ならば、私は支持率はそこではあらわれてくるものではないかと思つてゐます。もちろん私たちが、その意味におきまして大変厳しい批判を受けた後、まだこれの再建の過程にあるということ、当然我々の気持ちのうちに置いた中で、まずは支持率で判断を受けているということだと思つていま

す。

そして、将来は、政治改革、年内に実現したい、実現できるということになるとするならば、同時にそれから、いろいろな施策について進めていく中で、いずれかの時期におきましては、そこで国民の皆さんの審判を仰ぐということになってまいりたいと思います。そのときの情勢で、それぞれの政党がその政権での仕事について全体振り返って、かたくな言え、一言で言って総括をする中で、新しい選挙にどう臨むのかということにつきましては、その時点におけるそれぞれの政党の判断があると思っています。

ただ、私は、冒頭申し上げたとおり、連立の時代に入ってきたということであるならば、そこで連立政権の政策を議論して合意することになると思えますし、そのことに基づいて連立政権内部、与党における選挙の協力についてもさまざまな議論があると思っておりますけれども、そうした与党の努力について、その時点時点で審判を仰ぐということになると思っております。

〇七条委員 どうも言っていることに理解がしにくいところがありますし、この問題を余りやっておりますけれども時間がたつばかりでございまして、私は、言いたいことは、やはり政治的な無責任さがそこに存在をしよう、そういうことになれば国民の生命や財産をこれでは託していくわけにはいかない、こういう話になってしようと思わざるを得ないところがあります。

時間の関係がありますから先に進ませていただきますと思うのでございますが、政治改革や選挙制度改革を考えたときに、私は、選挙民への意識改革は、まず、先ほどから申し上げております、候補者本人が有権者を裏切ることのないように、あるいは選んだ政党が自分の政策を実行することに全力を挙げる、そのために予断を許さずやっていく、国民の、あるいは選挙民との政治に対する信頼関係が政治改革の中の意識改革の始まりであるというところに落ちついてまいりますから、その辺の基本姿勢を忘れることなく、政治改革をして選挙

制度改革についても、私は山花大臣に強く要望をし、憶せずやっていたきたいことを望んでおきたいと思っております。

それでは、私は、時間の関係がありますから次に移させていただきますけれども、比例代表の選出方法についてお伺いしておきます。

比例代表選挙の選出議席数を全国単位にするのか都道府県単位にするのかという点でありますけれども、政府案では、比例代表の当選者数は全国単位で決めることになっております。ところが、現在の参議院の比例代表の選挙数の決め方とほぼよく似ている、私はそう思っておりますけれども、これでよろしいのです。

〇佐藤国務大臣 御承知のように、今度の政府案では、小選挙区も比例代表も政党が中心になるという大前提になっていること、あるいは重複立候補を認めたり、あるいは名簿登載者の方は政党に所属する者しかいけなとか、あるいは解散がある、ないとか、任期六年とか、挙げていけば違いがあるわけがございます。

したがって、じゃ参議院はどうあるべきかということにつきましては、参議院のあるべき姿論、機能、権能、このあたりを、衆議院に並立制を入れることによりましてどうあるべきかはひとつ参議院の方で考えていただく、現に連立与党の方としてはいろいろと協議が始まっているやに私も承知をしておるわけでございますが、基本的に私は、国権の最高機関の一院に関する話でございまして、これは参議院の方でより審議を深めていただくのがいいのではないかとこのように考えております。

〇七条委員 私は、衆議院と参議院、まあ参議院という話がありますが、衆議院と参議院の機能についての違い、我が国の国会の衆議院と参議院二院制でありますけれども、この違いというのは、同一案件について審議を重複して行うことにより慎重な審議が期せられる、あるいは一方の院における多数派の横暴を抑制ができる、あるいは選挙によって政権が交代した場合でも、急激な政策転

換を抑制をして国会の安定が図られる等々ということ、によって両院の機能としては、法律や予算の議決権や総理大臣の指名については衆議院の優越性が認められておる、こういうふうなことであります。

その点からすれば、参議院は衆議院に対して仰制、補完をする機能が重視されているということになりますし、この点についての私の理解でいきますと、これは基本的に、私は、今回の比例代表制あるいは今行われている参議院選の全国区でやろう、全国を一つの単位としてやろうとする考え方ややはり同じような重複点が私にはたくさんあるような気がしてなりません。

そういったしますと、選挙のやり方は基本的に同じだとするならば、二院制のすぐれた点をお互いに消し去ってしまったら、いらないだろう。さらに、比例区のエントが重くなればなるほど多数の政党が衆議院に出現をしようという現象が起これ、安定政権を成立させる阻害要因になってしまします。そういうことが考えられていきま

すと、多数の党派の連立政権では安定政権はあり得ることができない。無理な連立政権が内閣の性格をあいまいにして不安定なものにすることは、現在の連立与党を見ておつても私は明らかになうな気がいたします。

それから、我が党の案が一票制をとり、比例代表を都道府県単位で選ぶことにしている理由の一つは、これが安定政権を成立させるということにつながっている点だと私は理解をしておりますし、この考え方についての政府の見解はいいかなものでしょうか。

〇山花国務大臣 前段のところ、先生ちょっと前提として、今度の政府提案の比例代表の制度と現行参議院制度がかなり同じである、こういう前提で御質問があったように伺っております。それぞれ細かい整理は別にいたしまして、根本的な問題は、ただいま候補の届け出の主体とか運動の形などを見れば一番明らかなのですが、今回の提案はあくまでも政党中心というのに最大の特徴

があると思っております。

今の参議院の制度は、選挙区についても個人が中心、これは届け出も個人ができませんし、選挙運動も個人もできるということになっているわけでありまして。また、重複立候補ができるできないについても明らかな差異がございまして、比例名簿の登載についての要件につきましますし、今回の提案は政党に所属する者のみでましますけれども、参議院につきましては政党に所属しない者についても推薦ということ、その意味におきましては政党外の幅広い人材を立てるということも可能でございまして。

定数とか選挙区その他の問題について幾つかの違いがあることを前提といたしますと、この二つの制度というものが確かに似通ったということでは、単位の問題とか政府提案からすれば二票制ということでは似通つてはおりますけれども、しかし、そうしたいいろいろな違いがあることから、さつき先生が冒頭御指摘の参議院の機能等については、これはもう御主張のとおりだと思っております。とを前提として私はお答えいたしますけれども、私は、参議院の機能というのに対して、全く違った役割を担った選挙の選出方法ではないか、こういうように考えております。

したがって、今回は、その意味におきまして、考え方が小選挙区に重点を置くのか、それともちやうど両方の制度というものを補完させるのかと考え方は違つておりますけれども、そこからできる政権というものは、穏健な多党制という言葉を使われておりますとおり、連立政権ということになつてくると思ひますが、これは決して連立政権イコール短期不安定ということにはならないと思つていられるのでございまして、これは外国の例を申し上げるまでもなく、考えてみれば、これからどう考へても連立政権の形がいろいろな形例えは野党がかなりの勢力をとつたとしてもやはり連立政権でしょう。現在の与野党ともに、これからの政権というのはやはり連立政権志向ということになつてくるんじゃないかと思つておりま

す。  
その中で、どうやって政権を安定させるかという事については、それぞれの政党のこれからの連立の時代の成熟といえますか成長といえますか、そういうことと相まって、私は決して先生が断言されたようなことではないんじやなからうか、そういうことに努力している今過程ではないか、こういうように理解をしているところでございます。

○七条委員 私、参議院の制度も、いわゆる衆議院、参議院の機能が異なるという事はもうさつき大臣も言われたとおりでありますから、じや異なるのであれば、ある意味で全国区あるいは全国でやるということじやなくて、一方は地方でやる、都道府県単位でやるというふうになり、異なる地域でやっていかなければならない、私はそう思う一人であります。

実は、私の徳島県の場合、今回の政府案でいきますと二百五十、二百五十、定員五百という感覚でいきます、今は実は五人の定員であります。ところが、今度の政府案でいきますと、比例区が二それから小選挙区が二、合計四ということになります。比例区の方の二というのは、全国単位でやるとなれば、例えば五人おとところが、小選挙区の二人だけが地元の方でそれ以外は地元にならないということになれば、五人が二人に減ってしまう。大幅に減って、地域の代表が五人から二人に減るとなれば、これは地域の意味では代表者が減って困るよと私はよく地元の方から言われるわけですね。

こういう意味での都道府県単位でなければならぬと私は思う一人でありますけれども、こういう悩みというのは、徳島県だけでなくほかの県にもたくさんあると思うのです。ですから、こういう意味での都道府県単位にならなきやらない、私はそう思っているのですけれども、こういう場合はどうなるのでしょうか。

○山花国務大臣 今御指摘の双方の提案につきましては、それぞれの部分と問題のある部分とい

うのがあるんだと思っています。

例えば、今二票制ではこうではないかと言ったのは、一票制を主張する側からの御主張なわけですが、同時に、一票制の問題点という事については、これまでいろいろな格好で議論されてきたけれども、比例代表の県別という事にしますと、二人ということでは、もう繰り返し言われたこと、やはり第一党、第二党あるいは少なくとも数字的には三〇%以上とらなければとも二人区では一人出すことができない、こういった実際の阻止事項がここにあるんじゃないだろうか。

あるいは、基本的には自民党提案というものは小選挙区補完という、こういう形でありまして、その意味ではくっついているということだと思ふのですけれども、政府提案におきまして、じや一体その地域の議員をどうするかということについては、一つは各政党の全国比例区に対する順番づけの問題があると思つています。したがって、それは各政党の自由で、裁量に任されているところでありまして、そうした意味におきましては、この地域におきましては例えば選挙区の当選者が少ないと思われる部分につきましては、順番をどうするか、これは政党のそれぞれの自主的な判断によると思ひます。

もう一つは重複立候補の問題がありますから、その地域においてかなり頑張るといふことになれば、その選挙区の二人プラスこの比例の二人も、四人その政党が確保することも可能なわけでありまして、そのために切磋琢磨するといふ努力が必要なんだと思ひますけれども、その意味においては決して、政府提案によれば、二人になつちやつて二人は出れないんだということにはならないんじやなからうか、こういうように思っているところでございます。

○七条委員 今の話、徳島に持って帰っても、皆さんもうだめだめだと言われると思うのです。私、私も実はそう思ひますし、私は今回提出された政府案はやはり地方軽視でないかと思つてなり

ません。

論点を交えて聞きたいのですけれども、平成四年の十二月二十二日に地方分権に関する緊急提言、いわゆる民間政治臨調が出されたものがありますけれども、この中に、地方分権の役割について、あるいはそれに対する選挙制度の問題についていろいろこう書かれております。この民間臨調が出された地方分権の緊急提言、これをどう思ひますか。

○佐藤国務大臣 地方分権そのものにつきまして、これは大変参考になる提言だと私も思つております。しかも、これもさらに国民的な議論を深めながらどんどん進めていかなければならぬ。自治省といたしましては来年度、広域連合あるいは中核市制度ということ、これは二十三次地方制度調査会が出されたものを通常国会にお願いをしたいと思つておりますし、また、選挙制度の関係で言えば、政府案でも平均五十万人に一人ということ、今の行政区とのかかり合ひで言ひますれば、一体地方分権との関係でどうなんだという問題が出てまいりますから、これはこれとして、分権の方は進めていこう、それはそれなりに進めてまいります。

ただ、地方選挙との関係、まだ聞かれませんのでしたかな。選挙の関係はまだ、じや後で。

○七条委員 選挙もちゃんとこの地方分権の中に入つておりました、いわゆるこの提言の趣旨は、私は読んでおりました、一極集中の是正と国土の均衡ある発展の観点に立つて多極分散型の国土の形成や地方自治体の町づくり政策や、それに対する対応の転換が至上命題である、こう書かれておりますし、その中には地方の選挙制度についても、いわゆる今度のようなゼネコン事件が起こったときには、地方の首長なんかは多選をしいやいけないうちやというふうなこともちゃんと書いてあります。

それが、多選の弊害からしてそういうことをやたらどうだというふうになつてきて、基本的な地方の、都道府県の方々の、特に市町村まで含

めて関係の方々にはこれは非常にショックな話でありまして、全国単位でやらない、やはり都道府県単位でやっていただかなければ、地方分権だとか一極集中がますます盛んになっていきよる。人口の多いところにはたくさん定数が与えられて、徳島県のような過疎地には二つしか当たらないよというのでは、これは地方無視だというやうな観点からいけば一極集中になつてしまつておると私は思ひますから、地方分権をやろうとすれば選挙制度も同じやうに感覚的に合つていかなければならぬ。時間がありませんからそれだけ聞いておきましようか。

○佐藤国務大臣 ゼネコン汚職等、そういった意味で自治体を扱う者としてしまことに遺憾だと思つておるわけでございます、これは司法当局に任せるにいたしまして、地方の中で、これは直接民主主義、国政に比べれば、首長を選ぶにしてもあるいはリコール制等があるにいたしまして、も、そういう意味では地方の民主主義といふのは、中央に比べれば随分直接民主主義だと思ひます。そういう意味で、これ自身は私は直接民主主義といふものをどんどん強めていく必要があろうかと思つておるやうな、そういう意味では私ももっと進めていかなければならぬと思つておるのであります。

ただ、委員御指摘のように、例えば県に比例代表の議席を配分するにいたしまして、やはりそれは基本的には一定数を入れてあと人口別にしていくわけ、ここでは一定数は正が入るわけでございますから、そういう意味では小さな県はそれなりの定数になつていくこと自体は私は変わらないと思ひます。

ただ、私たちがあくまで国政の選挙制度を考えたとときに、小選挙区制度によって政権はどういうのがいいですかと国民の皆さん方に問う。しかし、それでは、一名を選ばれてありますから、国民の多様な民意というのを反映できないので、多様な民意を反映するために比例代表ということを入れる限りは、なるべく母数は広い方が多様な民

意見を反映しやすいということが基本になっておるわけでごいまして、じや徳島の代表をどうするかという問題につきましては、先ほど山花政治改革担当相からお答えをされたように、一つは党内的にどういふ人選をしてやっていくかという問題とも関連しているかと思っておりますので、そのように考えております。

〇七条委員 私、やはり一極集中という、いわゆる地方分権の精神というの、この政治改革の中で、選挙制度の中でやはり採用をしていただく、別々ですと言われるのは非常にふんまんやる方のない反対をしておきたいと思っております。これはそう要望をしておきたいと思っております。

時間がありませんからそろそろまとめておきたいのですけれども、海部内閣から宮澤内閣をして政治改革内閣と言われた細川内閣になって、いよいよ政治改革の最終決着が今国会で私は出されなきやならないと思っております。与野党ともに小選挙区比例代表並立制という形で歩み寄るところまではできたと思っておりますけれども、政党中央にあるいは政策本位の選挙や政治の実現を図るという観点に立ってみますと、大きな流れができました。

細川総理も今国会での成立を約束しておりますけれども、ここまで来たのですから、私も一遍だけ聞きたいのは、じや、自民党の方といわゆる連立与党案の方で、ちょっとでもいいからもう譲ってもいいよ、政府の方は譲って折衷案でもいいよというような感覚ぐらゐまではあるのかないのか。いや、もう絶対譲れないぞというのかどうかだけちょっと聞いておきましょうか。

〇山花閣内閣 政府としては、かなりの国会における議論がございましたのを踏まえて、成立を目指してベストな案を提出したつもりでございます。したがって、どうぞ政府案について御理解をいただきたい、こういう気持ちには変わりがございません。

ただ、冒頭申し上げましたとおり、政府は政府案を出しているわけですから、そのことについて国会で御議論をいただいているということにつき

ましては、一般論としては国会における御議論というものを尊重しなければならぬということとは当然のことであると考えています。

しかし、我々はこのものについてできればそのまま成立させていたきたい、こういう気持ちは現在の担当者、私の気持ちとしては変わりがございません。

〇七条委員 時間が来ましたから終わらせていただきますけれども、何とか今国会の中で成立をするという意味では私も賛成でありますし、お互いに譲れないというのでは長引くばかりでありますから、何らかの形で合意が得られることも含めて、政治改革の実現を望んでおきたいと思うところでござります。

終わります。

〇石井委員長 松本善明君。

〇松本(善)委員 羽田副総理、羽田さんから伺いますが、十三日の衆議院の本会議で質疑に立たれた保岡議員が、奄美の一議席を目指して死闘を戦った経緯を語って、地獄を見たと言われました。その発言は大変印象に残ったのですが、地獄は二度と見たくないという保岡さんの本音を見た思いがいたしました。開票翌日の南日本新聞に保岡さんは、「本土戦の方が気分が楽だった。相手が一人だと政策も何もあつたものじやない。選択肢が多いと、政策を訴えられ」と述べておられるのを見て、ますますそう思つたのです。小選挙区論者だという御本人が、相手が一人だと政策も何もあつたものじやないと言つて、四人区になつた今回の選挙が本土戦で政策が訴えられるというふう

に言っておられるからであります。

保岡さんの相手の徳田虎雄さんは、選挙直後の南海日日新聞のインタビューで、「小選挙区制度のなかで闘うことがどれだけ大変か、闘った経験のない人が言つても始まらない」と地獄発言と同じニュアンスの発言をされておるので、私直接話を伺いましたら、徳田さんは、私は地獄を見続けてきたんだというふうに言われました。

旧奄美群島区内の徳之島の高岡善吉町長は、赤

旗へのインタビューで、小選挙区で惨めな経験をした徳之島の人々は全部反対ですと言つていらつたのです。

私は、町長選挙が無効になつた伊仙町の人だとかその他奄美の人にいろいろ話を聞きましたけれども、地域社会が真つ二つになつて親戚、友人はおろか親兄弟に至るまで不和が広がつて、離婚や自殺も起ころ、それから選挙のときに選挙区になくなくなつたり、選挙が嫌で故郷を捨てる、まあ御存じかもしれませんが、そういうことになる。選挙民にとつてもまさに地獄であります。一人区、選挙に反対というのは徳之島だけにとどまらず、旧奄美群島区のすべての人たちの意見ではないかと私は思います。

総理もあなたも保岡質問に対して、貴重な教訓だとか貴重な体験だとか答弁の中で言われましたけれども、奄美の人たちは一人区、地獄を見る選挙に逆戻りするということは決して望んでないんじゃないかと私は思いますが、あなたは、羽田さんはどういうふうにお思つておられるか、その点についての御意見を伺いたいと思つております。

〇羽田国務大臣 実は、私もこの小選挙区あるいは比例並立、これを取り入れるのきつかけについてお話しくださったのは保岡さんの方であります。確かに今奄美群島における選挙、これはまさにいづれ何と云ふのですか中選挙区、こういう中におけるものであつて、これは政党と政党の戦いというものがなかつたはずですね。あそこの場合には両方とも保守の方の争ひであつたところ、そこに私はまさに中選挙区の一歩悪いところが出てきたやうな感じがするかなというふうに思つております。

ただ、一人だけ選ぶということになると、これは多少違いますけれども、職務の一つの大きなものを決定する権限を持ちます市町村長さんの選挙があります。県知事さんの選挙があります。これは全部一人を選ぶ選挙ですね。これがいけないからといって、こんなところでもう地獄を見たというやうな話というのは私も聞かないわけでは

よ。

ですから、今度の私も採用するところの選挙制度を実際に実施するとしても、私は今のやうな奄美のような状態というのはやっぱり生まれてこないというふうに思つております。というのは、今の要するに過半数をとるといふ全体の体質の中における奄美の一つの例であるということでありまして、もしこれからやるとすれば当然、党そのものもやっぱり整備されなさいけない、あるいは候補者を推薦する制度、こういったものも新しく地域の党員の皆さんの声を反映するやうなものにしていかねばいけない。

私は、そういうことになってくれば、例えば費用の面なんかでも大分大きく変わってくるでしようし、あるいはいろいろな議論の点なんかについても、やっぱり政策と政策を闘ふということになるんではないかと思つております。例えば私が立候補する、松本さんが立候補される、ここで議論するときは、まさに政策の議論になるんだらうというふうには私は考えております。

〇松本(善)委員 今、保守同士の争いだと言われましたが、後から詳しくやりますけれども、今新生党を中心に、まあ連立与党と自民党との間の政策の違いというのはほとんどない。この状況のもとで、同じことになるといふ感じがするということがいろいろなことでも言われております。

私は、保岡議員も本会議の質問でやはりその危惧を言われて、あなたは答えられたと思つてますが、保岡さんは、小選挙区制のもとで再び利益誘導、サービス型、個人中心型選挙が行われ、政治腐敗が悪化する可能性に触れてあの質問をされました。あなたは答弁で、確かに制度をどのように直しても政治が浄化されるわけではないというふうに答弁をして、その上で、同時にどういふことをしなさいやうか、あるいは制度を変えたときの影響などについても答弁をされました。

まず、わかりやすくするために、選挙制度が変わつても政治が浄化されるわけではないということをおぼろげに口から再確認をしたと思つていま

す。その上でその後のことを議論をしたいと思いますが、これは確認できますか。

○羽田国務大臣 御指摘の点につきましては、やっぱり直ちにシステムといいますが、党の組織というものが新しく完全に変わるということはないでしょう。それに伴いむに多少時間がかかると思います。そういう意味で、私は直ちに変わるというものではないということを申し上げましたけれども、しかし、選挙民の皆様方の意識も変わってくるというところに私は大きな変化があると思います。

それから、今利益誘導の問題についてちょっとお話ししてよろしいでしょうか。この点につきまして一言だけ申し上げていただきたいと思います。政治そのものが変わっていくか否かやなぬと思うので、今、こちらかといいますが、国会の仕事まで中央の政治が取り上げてしまつておる。私たちが今、日常やっておりますことは、英国ですとかオーストラリアですとかその他に行きまして話しますと、何でもそんなことに国会議員がかかわるんだ、やっぱり国会というところは治安ですとかあるいは安全保障ですとかあるいは為替ですとか外交ですとか、そういったものに国政の責任というものをはかかわってくるんじゃないんですかという御指摘を受けたわけでありまして、私どもは制度が変わると同時に、政治そのものも、国政の政治そのものも大きく変化をしてくるんだらうというふうな思っております。

○松本(善)委員 選挙制度が政治腐敗の問題を解決するのに直結はしないということを認められた。これは、私たちは政治腐敗の問題が選挙制度にすりかえられていくことを主張してきましてたけれども、若干あなたの発言で私は裏づけられているんじゃないかと思ひます。

奄美の選挙が、あなたは否定をされているけれども、日本全体に広がるんじゃないか、総奄美化するんじゃないかという懸念は、やっぱり皆さんが言っています。例えば先ほど紹介をいたしまし

た徳之島の高岡町長も、二大政党で小選挙区制で戦つたら大変になると思うというふうに言っています。当委員会でも小川元委員は、戦前の政友、民政の仁義なき戦いになりかねない、金権腐敗を助長するかもしれない、はつきりそう言っています。それから、それに対して答弁に立つた保岡さんは、総保守化によって同士の打ちの選挙に変質する可能性の懸念を表明しておられました。私は当然の心配だと思ひます。これは何もそんなことに絶対ならないんだなんて言う方がよっぽど説得力がありません。

といひますのは、細川連立政権が誕生しても、連立与党は自民党の政策を継承するわけですよ。現に継承しているわけですよ。自民党との間に基本的には政策の違いはないですよ。それで、このような政治状況は三十八年間なかったんですよ。この状況で小選挙区並立制を導入して政策中心の選挙になるかどうか、この制度がどう機能するかというところが今討議しなければならぬ中心問題なんです。

先ほど来、私、午後からずっとこれを聞いていましたけれども、皆さんが、今の政治状況のもとでこの小選挙区並立制を導入した場合にどうなるかと、濃淡の差はあるけれども、みんなそこを心配してお聞きになつています。この問題を本当に真剣に討議しなければ、今まで百七時間やつたとかんたかといつても、それは政治状況が全然違うんですから、今の政治状況のもとで、新たな気持ちで、小選挙区並立制を導入したら一体どうなるのかといふことの真剣な討議がなければならぬのだというふうに思ひます。

私は、選挙制度を変えることによって政治腐敗がなくなるどころか、小選挙区並立制の導入によつて、政策本位の選挙どころか、全国に奄美のような地獄を見る選挙が広がると思ひます。

羽田さんに伺ひたいのは、どういうわけで腐敗がなくなるのかといふことをわかりやすくひとつ説明してもらいたいと思ひます。

○羽田国務大臣 先ほどからお話をお聞きします

と、それぞれの皆さん方のお話の中に、変わらないう方がおかしい、あるいは変わらないという声の方が圧倒的に大きいというお話でしたけれども、私はそれは本当にやっぱり一部の声であらうと思ひます。

それから、大正の時代あるいはどの時代にとられたと言ひますけれども、あの時代に今のようない自由な政治に対する批判をする体制というものがあつたでしょうか。むしろ私は、マスコミの発達とかそういったものの中で一々チェックされるということになると、なかなかできない、そんなことはあり得ないということ。

それともう一つは、小選挙区になつたら腐敗が大きくなるという話ですけれども、先ほど申し上げましたように、やっぱり国政というものが担当するといふものがだんだんだんだん変質していくということになる。ということになると、一つづつの物を決めたりなんかする利権なんかとはむしろ離れなきやならない、私は国政の場といふのはそういうふうに変わつてくると思ひます。

ですから、私どもは調査に行きましたときにいろんな国でそのことを聞きましたら、何でも国政の場ですんなることが起るんですか、起りようがないじゃないですかというのが、先ほど私が申し上げた例えは治安とか安全保障とか外交とか為替とか、そういった問題にだんだんだんだん特化されてくるであらうという話であつて、私は今日日本の政治というものがやっぱりそういう方向に変わつてこなきやならぬ。

そして今、一方で地方分権ということも言われているわけでありまして、多くのいろんな事業といふものは地方の方にやり移つていくんではなからうかといふふうに考へております。

○松本(善)委員 余り説得力もないですよ。戦前と違つてマスコミが発達していることだとか地方分権だとか、直接、選挙制度を変えても腐敗政治と直結しないことを先ほど認められたけれども、それじゃどうやって腐敗がなくなるんだといふことについて、あなたの話を聞いてい

ると全く迂遠で、それは私は本当に説得力を持たないものだといふふうに思ひます。

私は、先日この委員会でも我が党の正森委員が紹介をいたしましたけれども、加藤元官房長官、あの方とも私はいろんな点で意見は違ひけれども、この点で言つておられるのはやっぱり耳を傾けるべきものであると思ひますよ。「次の総選挙は総奄美選挙になるだらう」といわれている。政策対決の選挙と言ひますが自民党と連立与党の政策で新しい対決するところがあるか、対決点を無理やり捜し求めなければならぬ。

確かに私とあなただつたら政策論争になりますよ。だけれども、全国的に見た場合に、やっぱり今の連立与党とそれから自民党との争いになるところが多いでしょう。そのときにどが政策対決になりますか。自民党の今までやってきたことを継承するといふことで、山花さん初め社会党の閣僚みんなそれでやっているわけですよ。連立与党と自民党、どが政策的に対決になりますか。保守同士の争いになるんじゃないんですか。それこそ本当に総奄美、全国が一入区で保守同士の同士打ち、それと同じ選挙になるんじゃないんですか。

そういう点でいへば、私もそう思ひますけれども、加藤元官房長官のこの点の言ひ方はまさに正論だし、まさに説得力があると思ひますよ。あなたはそのどが対決点になりますか。連立与党と自民党の政策的な対決点はどこですか。基本的な政策はどが違ひますか。どういふ選挙になると思ひます。どういふ政策論争になると思ひます。お答えください。

○羽田国務大臣 私どもは、これから制度ができ上がったときには、またそこから政界再編成が起つていくだらうといふことを申し上げてきまして、確かにそんな大きな違いといふものはないと思ひますよ。しかし、それぞれ時局のとりまえ方といふのは違つてくる。そういう中で選挙でそれぞれが公約をする。それを皆様方に訴えながら支持を得るといふことでありますから、私は、おのず

とそこをわすかでもやはり違いが出てくる。

じゃ、今の共和党と民主党、これはどこが違うんですかというのを言われても、確かに片一方はビッグゲーム、片一方はスモールゲーム、トというように違いですか、あるいはマイナーに對する物の考え方ですか、そういうものの違いというのがある。しかし、全体的な外交政策ですとかあるいは防衛政策ですとか、そういうものはアメリカの場合なんかも変わっておらないわけですから。そのところの微妙な違いという中で国民はきちんとそれを選択しておるということ、私はあるんじゃないかと思う。

そして、今加藤さんのお話があったけれども、私は逆にあなたと違つて、ほかの面ではほとんど加藤さんと一緒なんですけれども、その部分だけは、実は党にあったときから、自民党にあっては、きから意見が違つておつたということです。しかし、当時の自由民主党としては、今私が言つたようなことで一つのまとまりができておつたということは申し上げられると思います。

○松本(善)委員 あなたは答弁で証明されているでしょう。加藤さんと選挙制度の点だけで違つたというんです。そうしたら、選挙制度が変わつたら違ひはなくなるじゃないですか。(羽田國務大臣「違つ」と呼ぶ)違つて、何言っているんです、そのとおりじゃないですか。あなたが言うことは全く説得力がないですよ。

それで、私は、小選挙区制の弊害はやはり日本の歴史が証明しているわけですよ。先ほどもちよつとあなたに触れたけれども、小選挙区制は戦前二回導入されましたね。そして、やはりいづれも腐敗選挙などを理由に廃止された。それで、一九二九年に、中国侵略開始の直前に、田中内閣は強固な政党内閣の組織が急務だ、これを最大の理由にして小選挙区制を導入しようとしたんです。

そのときに議會政治の父と言われる尾崎行雄さん、反軍演説で有名な齋藤隆夫さん、これが小選挙区反対の論陣を張られました。議事録を見ますと、それはもうすごい妨害の中で尾崎さんやつて

おられますよ。それで尾崎さんは、選挙区が小さくなればなるほど競争が激烈になって費用も余計にかかる。齋藤さんは、イギリスの実例を示しながら、いかに小選挙区制が民意を反映しないかという議論ですよ。

現在の中選挙区になったときの提案者は、御存じのとおり小沢さんのお父さんですね、小沢佐重喜議員でありますけれども、その提案理由も、やはりそういう過去の戦前の歴史を踏まえた、あるいは尾崎さんや齋藤さんの演説を踏まえたもので、選挙抗争が非常に激烈になる、その結果、情実と投票買収が横行するというのが理由の大きな一つになっていきます。

私は、日本の歴史が証明していると思うんです。あなたは、マスコミが発達しているというふうなことで戦前とは違つたと言っているけれども、あなたは、日本のこの議事堂で先輩たちがやつたそういう教訓の前で、今回は違つたんだということ胸を張つて言えますか。言えるならもう一回言つてください。

○羽田國務大臣 ああ、あのねという言い方は失礼ですけども、あの当時とやはり今というのとは違つたと思ひますよ。あのころ、小選挙区をやつたときには、例えばある政党の人または片一方の政党の人はこの村には絶対に入れない、そこに棒を持った番人ですとか刀を持った人なんか……(松本(善)委員「俺も同じじゃないですか」と呼ぶ)いや、ですからそれは特別なんであつて、だんだん今、私は変えていくだろうと思ひ、それと同時に、当時は権力というのが相当、力を持つて、いろいろ政治に介入するなんということもあつたわけですよ。今そんなことはあり得ないですよ。ですから、そのあたりにやはり大きな変化があるというところだろつたということを私は率直に申し上げることはできると思ひますね。

それからもう一つ申し上げなきゃならぬのは、今度の場合にも、もしここで選挙違反を犯した場合、要するに、新しい選挙制度を導入するだけではなくて、今までは考えなかつたようなこと、今

まではこれはできない、ここまではいいかないという、そういう選挙違反なんかに対する連座制なんというものについても非常に厳しいものにしておられますからね。

ただ制度を変えるんではなくて、そういう腐敗防止的なもの、あるいはそういう選挙違反、こういつたものに対して物すごく厳しくなつておるということですから、これでもし違反、あるいはこれが違反を問われたときには議員自身がやめなきゃならぬ、また立候補することは何年間かできないというところまで実は今度は導入されておるというところに、私は今までは違つたものがあるうと思つておられます。

○松本(善)委員 それは、今の選挙制度をそのまゝにしておいたつて同じ効果がありますよ。だから選挙制度の問題じゃないんですよ。それは、腐敗政治というのは、罰則強化とか連座制なんというの、どの選挙制度だつて同じ効果を持ちますよ。だからそんなことは全然理由にならないんですよ。

私は、本会議であなたが今津議員の質問に答えて、ちよつと聞いておつてくださいます、今津議員の質問に答えて、湾岸戦争の起こつたときに機敏に対応できなかった、こういうことのために政治改革をどうしてもやらなきゃならぬのだ、単に金ではないんだということを言いました。あなたの盟友の小沢一郎さんは、著書の中では腐敗なんかのことは一つも言わないですよ。湾岸戦争の起こつたときに機敏に対応できなかった、そういうことに対応できるような選挙制度が要るんだと、それが小選挙区制だと、こういうふうに言つておられますよ。

私は、はつきり本音を語られた方がいんじゃないか。そういう湾岸戦争などについての対応、ちよつとお待ちください、そう慌てないで。焦ることはいいですよ、逃げることはないから。それで、そういう本音を堂々とやはり言うべきではないか。私は、腐敗選挙がなくなるというあなたの説明は全然説得力がないと思ひます。

○羽田國務大臣 もうそのように初めから、議論しよう、そしてお互いに理解し合おうという、あるいは今いろいろと問われている問題を新しく変えていこうという意欲と意思を持つていただかないで、もうおまえさんの言うのはこうだよと言われたんでは、私はこれはもう議論にならぬと思ひますよ。

例えば、今度私なんかの場合に、もし選挙制度を変えたら、私はもうあるいは選挙に立候補できないかもしれないよ。そこまで思い詰めながらこれをやっているんだということ、これだけはぜひともひとつ理解していただきたいんです。

そして今、私が湾岸戦争のあれを出したというのは、私が言っているのは、湾岸戦争のあつたときに、直ちに本當だつたら議會が開かれるあるいは各党の党首が集められる、そういうことが本當は行われるだろうけれども、残念だけれども、そういうことが行われなかつた。外務委員会も、たしかあのときには湾岸に視察の人たちを出そうか出さまいかというこのために理事會が開かれたというところで、休會中について審査されなかつたんです。こんな國會でいいのかということを私は言っているんですよ。湾岸に自衛隊を派遣しよう、そういうことのために私は言っているんじゃない。そういうものにもつと機敏に対応できるように國會にもしていかなきゃならぬということとを申し上げているんです。

それから、先ほど戦前のお話がありましたけれども、あの当時の四十五万人という有権者ですとかあるいは三百万人という有権者、現在は九千四百どのくらいという有権者と全然その時代が違つた。一人ずつ買収ができるなんて、そんなことはできるもんじゃありません。

○松本(善)委員 今だつて買収事件は幾らだつてありますよ。それは選挙制度の問題としては同じですよ。私は、あなたの方の答弁の方がよっぽど私の質問にかみ合つてないと思ひますが、これ以上やつても、押し問答になるからやめますけれども、武村官房長官、今度あなたの方に聞いてみ

ます。

あなたは「琵琶湖から神戸から」という題名の、日本新党の高見裕一議員、その当時は当選していらなかったんですが、この方との対談を出版物にしていられませんでした。高見さんは、羽田さんが一生懸命批判をしていられますけれども、奄美は大変なお金が飛び交っている、殺人まがいのことも起る、小選挙区になれば日本全国がそういう状況になるのじゃないかという問いをして、あなたはそれに対して、奄美の問題は小選挙区制の例になりませんね、徳田さんと保岡さんの争いは保守同士の争いだ、小選挙区制というのは同士の打ちをしない、政策を基本にして争うことだから違うんだというふうに言っています。

今、私、羽田さんとやりましたけれども、連立政権とそれから自民党の基本政策は変わらない、これは大した違いはないと認められましたけれども、そういう状況のもとで小選挙区並立制を導入すれば、やはり奄美のようになるとはありませうか。あなたは奄美でこの保徳戦争が再燃しない、あるいは全国に奄美選挙は広がらないという保証はどこにあるというふうに思われますか、お聞きしたいと思っています。

○武村国務大臣 奄美は奄美でございす。

新しい選挙制度ができますと、まさに新しい制度でスタートをするわけでございすから、まず非常にいい教材が今日まで存在したわけですから、いいというのは、悪い教材ですよ。金がたくさんかかるという、そういう小選挙区の矛盾をいっぱい秘めた教材に学ばなければいけないと思うのです。だから、新しい小選挙区制をスタートさせるときには、ぜひ奄美のような選挙にならないようにしていきたい。

○松本(善)委員 羽田さんよりは大部分素直な答弁でありましたけれども、私は、もう時間もありませんから、山花さんに伺いたいと思います。

山花大臣については本会議でも質問をいたしました。ことしの四月の社会新報紙上で述べられた見解について聞いて、その後、東中議員、穀田議員

も質問をいたしました。穀田委員の、民主政治を根底から覆すという小選挙区制の構造的欠陥についての認識は今も変わっていないかという質問に、小選挙区制そのものについては御指摘のような問題点があるとも認識しています、こういうふうにお答えになった。

これは確認ですけれども、単純小選挙区制は、やはり民主政治を根底から覆すということを今も考えておられるということをおっしゃったのではないかと思います、そういうことでしようか。

○山花国務大臣 過日の御質問も、単純小選挙区制が並立制含みのものかについて御質問の趣旨が明確でなかった部分もあるものですから、念を押して、今御指摘のとおりのお答えをしましたものと記憶をしております。

○松本(善)委員 そうすると、並立制としてもその本質はやはり同じものを持っているという認識については、当時の認識としてお話ししたものでございす、その後並立制についての考え方は変更いたしました、こういうふうにお答えになりましたね。

細川総理も、小選挙区制は民意をゆがめる制度だということを認めて、これを緩和するのが比例代表だということに答弁をされました。小選挙区並立制は小選挙区制に比例を上乗せするだけだから、やはりその本質は変わらないのだ、このことを四月当時にはあなた言われたんじゃないか、私はそう思うのです。だから、そうだとすれば、今も民主政治の根本を覆すという本質は変わらないのじゃないですか。この点はあなたどう思われますか。

○山花国務大臣 選挙制度については、単純小選挙区制と比例代表の制度をどのように組み合わせるかというのが選挙制度についての考え方の基本だと思っています。

単純小選挙区制をどのように修正するかということについては、併用制を初めとしてさまざまな議論もありました。そうした中で、さつき整理いたしましたとおり、単純小選挙区制については私

たちは問題がある。そのことについて、とりわけ日本の政治の現実の場に適用した場合には、御指摘のとおり民主主義を覆すものではないか、こういう考え方は当時も持っておりましたし、今日でも単純小選挙区制ということについては同じ考え方を持っています。

そして、このことについて、したがってこれをどうやって修正するのか、そのことについて修正の原理として採用したのが並立制であります。並立制につきましては、したがって、それぞれ半分の、二百五十、二百五十ということの中で、ぎりぎりのところ民意反映といった制度の趣旨を生かすことができるのではないか、こういうふうに私たちは判断をしたところでございす。

御指摘のとおり、当時と見解を変えたのかといえば、それまでの政治の状況の変化、何よりも政治改革の第一歩であった政権交代が実現しようとしたこと、同時に、自民党政権を温存させるのか、三十八年続いた政権といふものをさらに認めるのか、それとも、大変党にとっては困難な選択であるけれども、政権交代のためにはそうした党利を捨てて、国民の皆さんの審判、大義を尊重するのか、こうした状況の中で政治的な判断をしたものでございす。

なお、一言つけ加えますと、私たちはそのことについて、選挙の前の段階で、何よりも新しい政権で政治改革を実現する、これが国民の皆さんに對する公約でもございすし、同時に、これまで五月段階における五党合意だけを紹介しておりましたけれども、また六党の合意というものもございまして、これは細川さんを入れての六党の合意であったわけでありすけれども、そうしたいろんな選挙制度について考える中で、当時は私たちは連用制を軸として考えておりましたけれども、連用制を軸として与野党の合意形成ができる案をつくることで一致した、こういう合意をして、これを内外に発表して選挙に臨んだ、こういう経過もあったことについてつけ加えさせていただきます。

○松本(善)委員 いろいろお話しになりましたが、小選挙区に対する見解としては、見解変更ではなくて、私は民主主義の根本問題ですから、やはり変質だというふうに思います、変質だと思ひます。一つお聞きしますが、別問題、細川内閣の連立与党の議員の中で、小選挙区制度が、中選挙区と比べて小選挙区制度ですと、小選挙区制度が制度疲労をしているということでも厳しく論じた議員がおられることをあなた御存じですか。

○山花国務大臣 前段のところ一言、変質とおっしゃいましたけれども、私たちは政策選択をしたわけでありまして、変質したものではありません。これは念のため言っておきたいと思ひます。

ただ、その次の問題、小選挙区制度が制度疲労というの、他国の制度についてか日本の制度についてか。日本の制度だとすれば、かつて、さつき御質問ありました……(松本(善)委員「他国」と呼ぶ)他国ですか。他国のものにつきましてならば、制度疲労という言葉をご自身がお使いになったか、私はちよつと思ひ出しませんが、イギリスの制度などにつきましてはそうした形で長年議論がある、現在もあるということについては承知しております。

○松本(善)委員 最後ですから言うのですが、それは中野寛成議員であります。ことしの四月十五日の政治改革調査特別委員会というふうに言われしました。

イギリス、アメリカのは今言われましたが、イギリス、アメリカの小選挙区制の制度疲労を論じて、アメリカの現職議員の過去十年間における再選率は九〇・二％、イギリスでは常に当選者が決まっています。選挙率は七六％、その後三十年たった一九八七年には実に八七％である。これは中野さんの話です。小選挙区は私は時代おくれの制度になつていふと思ひます。

山花さんは穀田質問に対して、OECD加盟国の中で小選挙区制をとっている国は少数派であるということをお認めされましたけれども、ECで、

欧州共同体の議会である欧州議会では、ことしの三月、イギリスを含めて全加盟国十二カ国に比例代表制で欧州議会議員を選ぶことを勧告する決議を圧倒的多数で可決をしているのです。

イギリスで小選挙区制をやめようという動きも起こっていますし、フランスでも厳しい批判が起こっています。ニュージーランドでも、八五％という圧倒的多数で小選挙区制を廃止しました。小選挙区を導入した韓国では、これまた厳しい批判が起こっています。

私は、まさに小選挙区制は制度疲労を起こしていると思います。もし御答弁があればお聞きして、私はこれで質問を終わります。

○石井委員長 時間が大幅に超過しておりますので、これで終わりますが、保岡興治君から発言を求められておりますので許します。簡潔にお願いします。

○保岡議員 今、松本委員から、いろいろ私の名前が挙がって質問がありました。反対尋問権があると思うので、一言だけ。

冒頭に南日本新聞の選挙直後のコメントについてお話がありましたけれども、私はその内容について、これは私の真意を正確に伝えてない、記者の主観が非常に入っている不正確なコメントだと思います。

私は、確かに政策の違いのない、当選すれば同じ党に入るのだという前提でのサーブिस、個人選挙、こういったものの一人の議席を争うさじきということとを、一人を争う選挙で政策も何か埋没してしまうという趣旨を言ったことも事実です。また、それに比べれば、中選挙区はそれなりの立場立場でおさまることができるけれども、そういった意味では確かに気が楽な選挙であった、精神的にも。

しかし、羽田大臣も言われましたとおり、私は奄美の選挙を経験しながらどうして小選挙区論者であるか。私は、本当に小選挙区論がだめだったら、小選挙区論などはああいいうつらい経験をしているから言いません。私は、やはり奄美の中に中

選挙区の選挙が、政治の姿が強く影響してめっちゃめちゃになっていくというのを物すごく感じるものですから、これからの日本の将来というものは、やはり利益誘導型、サーブिस型、特に縦割りの行政と結びつくような形の、自民党が一手にそれを引き受けるだけの、他の政党が政権にはるかに遠い、こういう与野党が固定化した状態ではよくないという思いも強い。奄美ではそのために、共産党は立候補するけれども、ほかの政党は立候補すらもできないわけなんです。

こういうことは日本の将来によくない、こう思いましたし、単独政権を実現するということが連合政権を実現するか。自民党も一種の連合政権だったと思うのですけれども、しかし、私は、これから時代の大きな転換期に的確迅速な政策を果敢に実行していくためには、小田原評定の連合政権か単独政権でやるかということとは国民にとって重大な影響が出てくる。

これからの日本の政治にとって、比例制を基本とするかあるいは小選挙区を基本とするかということとは、そういう日本の政治につくられる政治体制の大きな違いにつながっていくわけですから、そういうことを考えた上で小選挙区論を主張しておることをわかっていただきたいと思っています。

○石井委員長 次回は、明二十七日水曜日午前十時委員会、正午理事会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時十三分散会

平成五年十一月一日印刷

平成五年十一月二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局